

第2次 横手市総合計画

基本構想・前期基本計画



みんなの力で 未来を拓く ^{ひら}人と地域が^{かがや}燦くまち よこて



第2次横手市総合計画の策定にあたって



私たちのまち横手市は、平成17年10月に横手平鹿1市5町2村での市町村合併を果たし、「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」をまちの将来像に掲げ、まちづくりの基本となる自治基本条例の制定をはじめ、新たな取り組みである定住自立圏構想や都市マスタープランの策定、行財政の健全化など、各施策を展開しながら着実に新たなまちの歩みを進めてまいりました。

しかしながら、現在の本市は、人口減少、地域経済の低迷、厳しい財政状況などが、合併当時には想定できなかった規模やスピードで継続的に進行しており、よこて創生への道筋には、今まさにまったなしの課題が山積しております。

本市が将来に向けて発展し続けていくためには、社会の変化に的確に対応しつつ、こうした課題を着実に解決していかなければなりません。

そのため、従来型の行政のみの市政運営ではなく、幸せな地域社会の実現に向け、市民の皆さんや事業者、行政が一丸となって、みんなで知恵を出し合いながら、本市の未来を切り拓いていくことが必要です。

このたび策定しました「第2次横手市総合計画」は、こうした考え方にに基づき、目指すべきまちの将来像として「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が^{ひら}燦^{かがや}くまち よこて」を掲げ、多様な主体が適切な役割分担と連携のもと、この将来像の実現に向け、新たなまちづくりに取り組んでいくための指針となるものです。

策定にあたっては、公募による市民委員を中心とした策定委員会の開催や18歳以上の市民の皆様と市内高校生を対象とした「まちづくりアンケート」、「若者アンケート」の実施など、多くの皆様からご意見やご提案を頂戴いたしました。そして、これからの取り組みを7政策34施策として設定し、それぞれに達成すべき目標（指標）を置き、新しい総合計画としてまとめました。

そして、横手市総合計画審議会でのご議論や市議会におけるご審議をいただきまして、新たな10年に向けた第2次横手市総合計画を策定することができました。ご協力賜りました皆様及び関係各位に対しまして、あらためて、厚く御礼申し上げます。

人と地域が^{かがや}燦くことのできるまちを目指し、この計画を着実に推進してまいりますので、皆様のさらなるご理解とご支援をお願い申し上げます。

横手市長 高橋 大

目 次

第1編 基本構想

第1章 序論

1. 総合計画の策定にあたって	6
①策定の趣旨	6
②計画の基本的方向	6
2. 構成と期間	7
①計画の構成	7
②計画の期間	8
3. 行政評価との連携	8
4. 横手市の現状	9
①人口の推移と推計	9
②財政状況	11
③これからの行財政運営について	12
④市民の意識	13
5. 将来像を実現するための視点	15

第2章 基本構想

1. 基本構想の目的	17
2. まちの将来像	17
3. 将来人口の展望	18
4. 基本構想の期間	19
5. まちづくりの重点目標と基本目標	19
①重点目標	19
②基本目標	20
6. 基本目標実現のための政策と施策	22
「基本構想・基本計画」体系図	26

第2編 基本計画

第1章 前期基本計画の策定にあたって

- 1. 計画の位置づけ 30
- 2. 計画の期間 30
- 3. 計画の構成 30

第2章 重点施策 31

第3章 分野別計画

- 1. はじめに 32
- 2. ページを構成する要素 36
- 3. 分野別計画

- ①政策1 伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

- 施策1-1 子育て支援の充実 38
- 施策1-2 健康な心と体づくりの推進 41
- 施策1-3 健康でいきいきとした高齢社会の推進 44
- 施策1-4 障がい者（児）福祉の充実 46
- 施策1-5 低所得者福祉の充実 48
- 施策1-6 福祉を支える人材の確保と育成 50

- ②政策2 学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます

- 施策2-1 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実 53
- 施策2-2 安全で安心して学べる教育環境の整備 56
- 施策2-3 元気なまちを築く生涯スポーツの促進 59

施策2-4	活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進	62
施策2-5	よこての伝統文化の継承と再発見	65
③政策3	豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます	
施策3-1	安心して暮らすことのできるまちづくりの推進	69
施策3-2	美しい自然環境と快適な生活環境の保全	72
施策3-3	災害に強いまちづくりの推進	75
施策3-4	循環型社会の一層の推進	78
施策3-5	エネルギーの地産地消の推進	81
④政策4	魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	
施策4-1	魅力ある農林業の振興	84
施策4-2	活気ある商業の振興	87
施策4-3	活力ある工業の振興	89
施策4-4	観光・物産資源の発掘と発信	92
施策4-5	企業誘致の推進、企業留置と雇用対策	95
⑤政策5	暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます	
施策5-1	雪国の快適な暮らしの実現	99
施策5-2	快適な移動空間の実現	101
施策5-3	市民が利用しやすい公共交通の充実	104
施策5-4	地域拠点整備による市街地の活性化	107
施策5-5	安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理	109
施策5-6	市民がくつろげる公共空間の整備	112

⑥政策6	やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます	
施策6-1	市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実	116
施策6-2	男女が尊重しあう社会づくり	119
施策6-3	情報を共有する環境の整備	121
施策6-4	市内外との交流連携の推進	124
⑦政策7	横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます	
施策7-1	市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の確立	128
施策7-2	財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進	131
施策7-3	戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実	134

第3編 参考資料

横手市総合計画審議会条例	138
横手市総合計画審議会委員名簿	139
第2次横手市総合計画策定委員会 委員名簿	140
策定体制	141
策定経過	142
諮問文書・答申文書	143

第2次 横手市総合計画

第1編 **基本構想**

(平成28年度～平成37年度)

第1章 序論

1. 総合計画の策定にあたって

①策定の趣旨

総合計画は、総合的かつ計画的に市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針であり、将来どのようなまちにしていけるのか、そのためにどのような取り組みを行っていくのかを体系的に示した市の最上位計画です。

横手市は、平成17年10月1日に8市町村による郡市一体の合併を果たし、県内第二の都市として誕生して以来、「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」を目指す将来像としてまちづくりに努めてきました。

この間、地方自治体を取り巻く環境は少子高齢化・人口減少の急速な進行による人口構造の変化、地方分権の進展や市民ニーズの多様化などにより大きく変化しつつあります。また、普通交付税の合併算定替え特例終了による歳入財源の縮小により、今後、財政状況が極めて厳しい状況の中で行政運営をしていかななくてはなりません。

このような社会経済情勢の変化や時代の流れを踏まえつつ、市政運営の基本的な指針として「第2次横手市総合計画」を定め、厳しい社会経済環境に対応した持続可能なまちづくりを進めるとともに、「みんなの力で未来を拓く 人と地域が燦くまち よこて」を目指し、魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

②計画の基本的方向

(1) 市民との協働による計画

計画策定については、公募した市民委員を中心に組織された策定委員会で策定し、市民参画による計画としました。また、アンケートによる意識調査、パブリックコメント、ホームページなどによる意見募集などを行い、市民の多様な意見を反映した計画としました。

(2) わかりやすい計画

目指すまちの姿や目標を具体的に示し、市民と行政がまちづくりの方向性を共有できるような計画としました。

(3) 重点施策を明確にした計画

限られた資源(財源・人材等)を有効に配分するため、選択と集中により施策や事業の優先度、重点的に取り組むべき事項を明確にした計画としました。

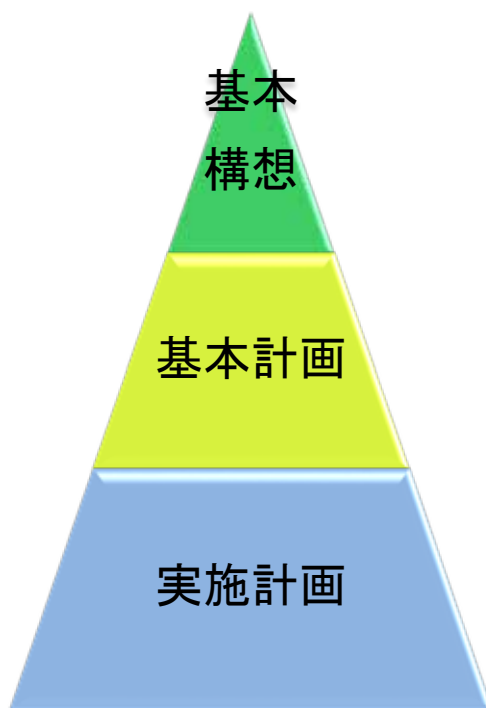
(4) 成果が評価できる計画

施策ごとに成果指標と成果目標を設定し、その達成状況や成果を検証し、予算配分など次の取組に反映しうる視点を持った計画としました。

2. 構成と期間

第2次横手市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。その内容は次のとおりです。【図1・図2】

①計画の構成【図1】



●基本構想

将来像を明らかにするとともに、これを実現するための基本目標を定めたもので、まちづくりの指針となるものです。平成28年度から平成37年度を対象期間とします。

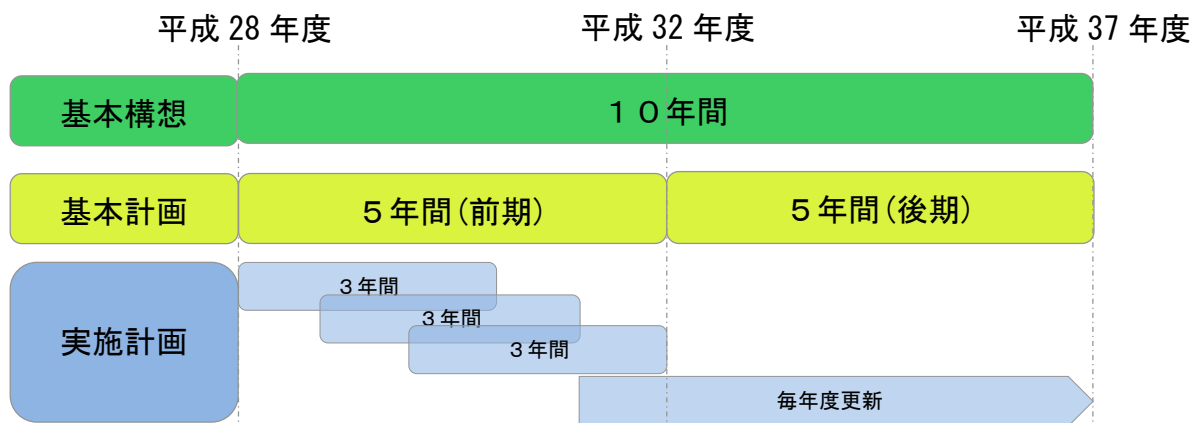
●基本計画

基本構想で示した基本目標を達成するため、目指す姿と施策を明らかにしたものです。平成28年度からの10年間を対象とし、前期・後期の5年間ずつに分けます。

●実施計画

基本計画で定めた施策を達成するため、具体的な事業内容を示したものです。社会情勢変化に柔軟に対応するため、毎年、向こう3年間を計画期間とし、別途策定します。

②計画の期間【図2】



3. 行政評価との連携

厳しい財政状況が見込まれる中で、持続・発展していく自治体経営のため、限られた資源を効率的に配分して有効性の高い事業実施を図ることが重要です。このため、施策や事務事業について検証・評価を行い、その結果を次の予算編成や事業に反映させていくためのマネジメントサイクル（PDCAサイクル）【図3】を確立し、変化し続ける行政需要に的確かつ柔軟に対応していきます。



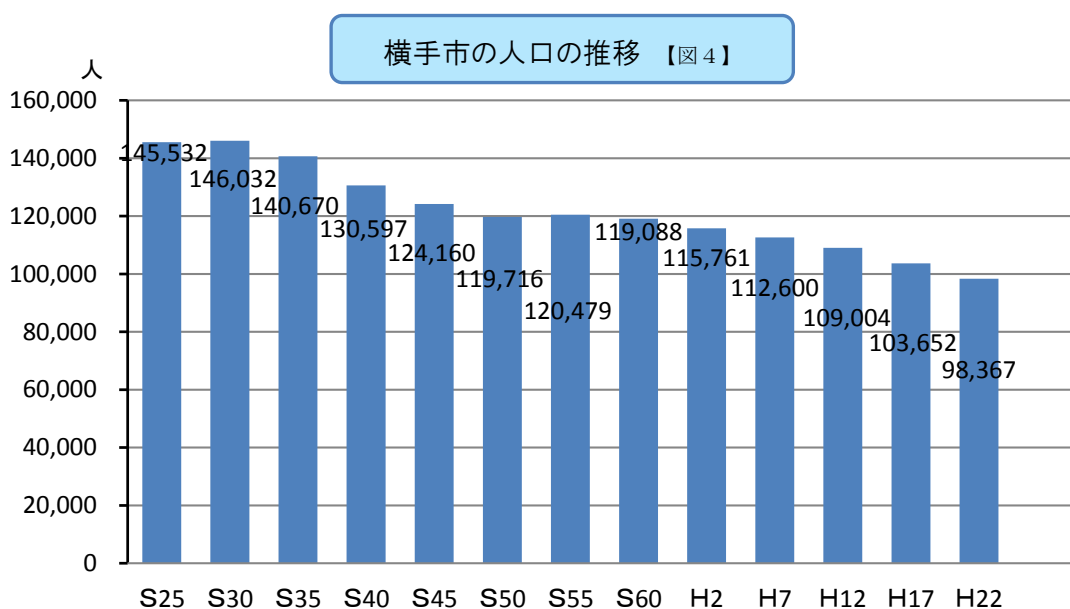
4. 横手市の現状

①人口の推移と推計

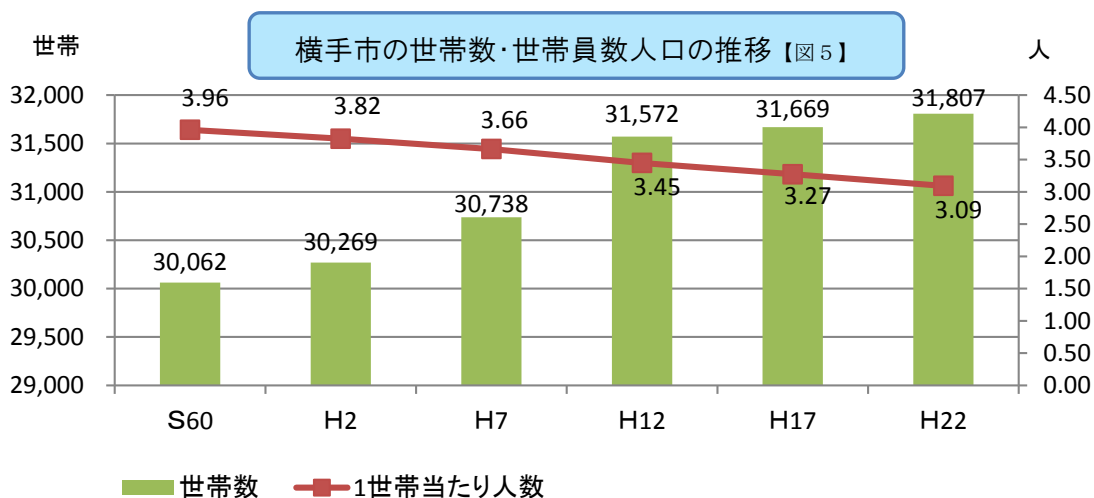
➤ 人口推移

横手市の人口は、国勢調査結果によると昭和30年の約14万6千人をピークに減少傾向となっています。【図4】

世帯数は平成17年の国勢調査では31,669世帯であったものが、平成22年には31,807世帯となっており、増加傾向となっています。しかし、1世帯当たりの人数は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。【図5】



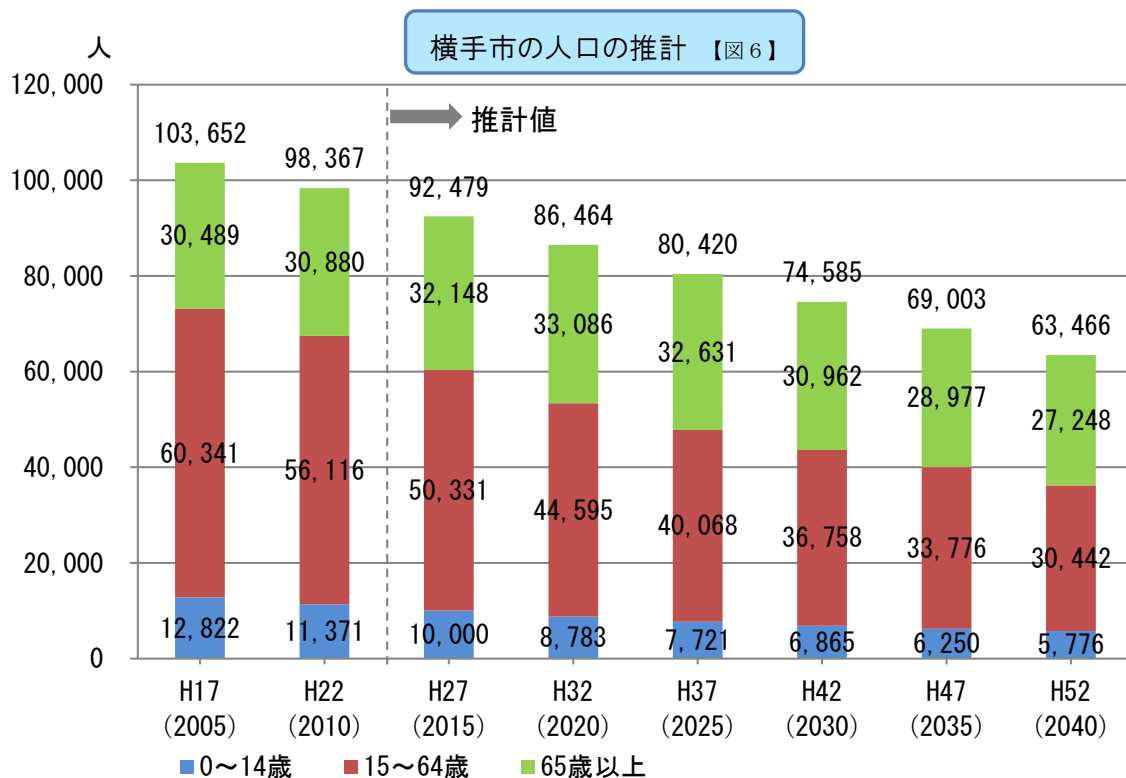
※国勢調査 (S25～H12は旧市町村の合計値)



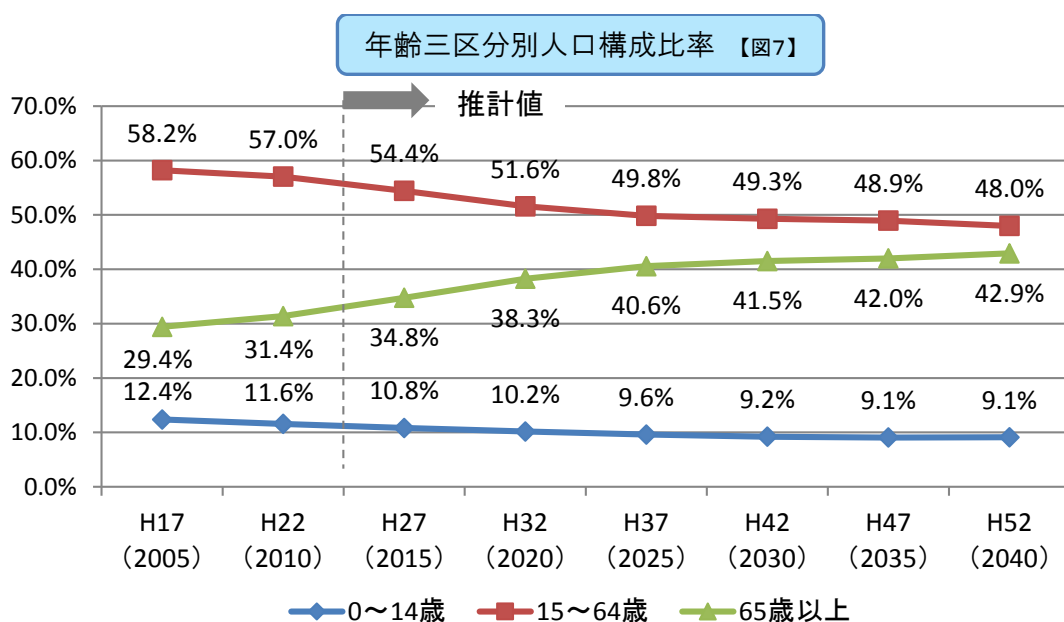
※国勢調査 (S60～H12は旧市町村の合計値)

➤ 人口推計

横手市の人口は、平成25年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によると、平成17年の103,652人に対し、平成27年では92,479人、5年後の平成32年では86,464人、10年後の平成37年では80,420人と推計されています。【図6】また、人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、平成37年度には40%を超えるると予測されています。【図7】



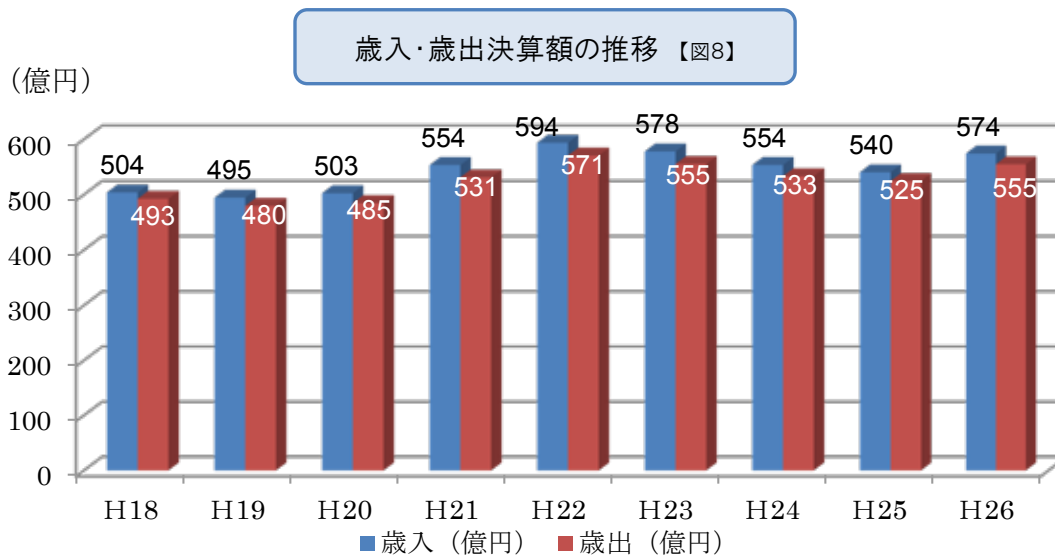
※H17,H22 は国勢調査、H27 以降は人口問題研究所推計人口（平成25年3月推計）



②財政状況

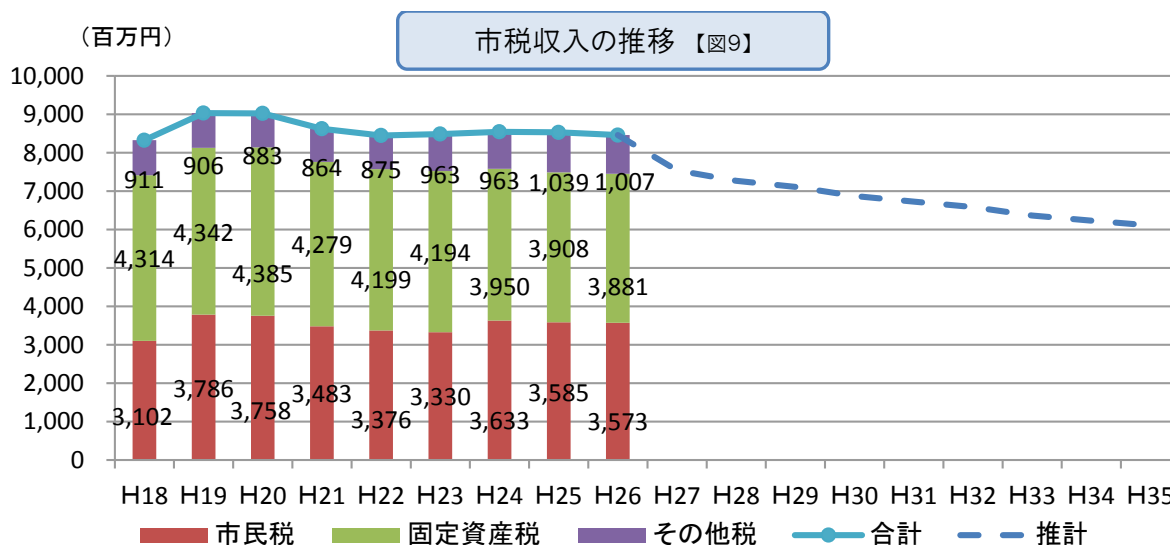
▶ 普通会計歳入歳出決算額の推移【図8】

本市の合併後における普通会計の歳入歳出決算額の推移をみると、横手駅前再開発、学校統合などの大型事業の実施により平成21年度からは歳出決算額は500億円を超える規模となっています。今後は普通交付税の合併算定替特例（※1）が終了することから、財政規模は大幅に縮小していくこととなります。



▶ 市税収入の推移【図9】

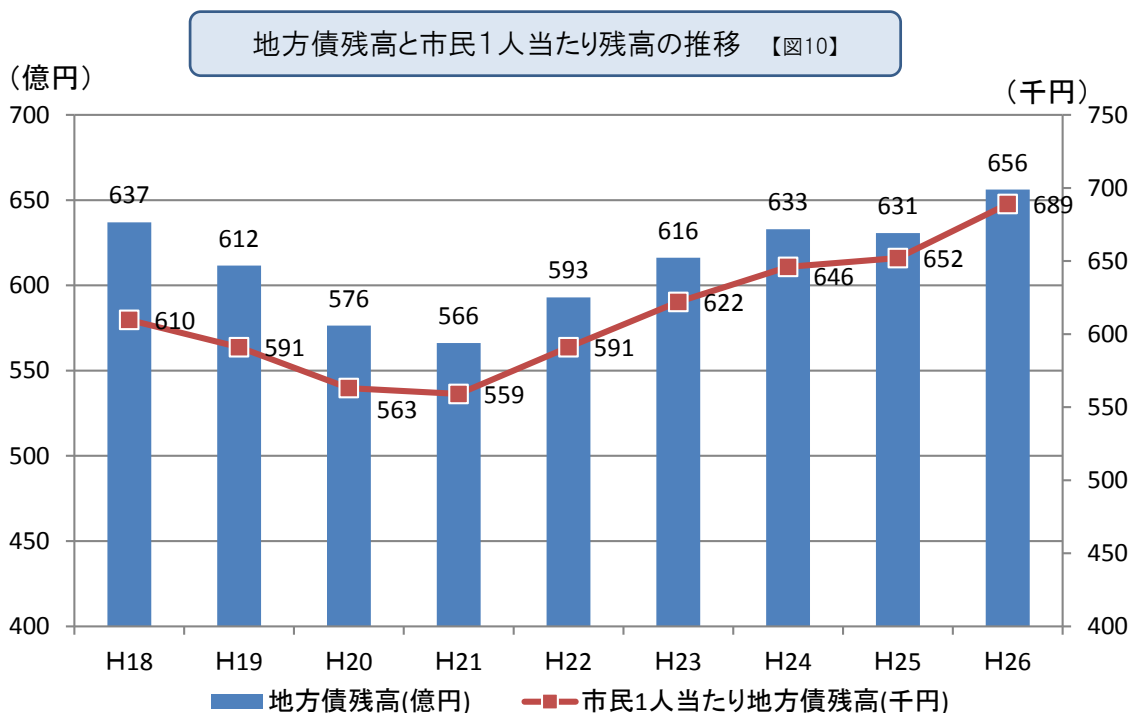
地方税は、地方交付税とともに使途が特定されない貴重な一般財源であり、市の主要な財源です。平成19年度は三位一体改革による税源移譲や定率減税の廃止等により、市民税が一時的に増加していますが、今後は人口減少の影響や法人税率の引き下げ、地価下落等の影響により、収入は減少していくことが見込まれます。



▶ 地方債残高と市民1人当たり残高の推移【図10】

地方債(※2)残高は、平成21年度以降、前述の大型事業が計画的に進められたことから増加傾向になっています。しかし、ごみ処理施設の統合事業、小中学校統合事業などの大型事業は平成27年度で終了することから、その後は逡減していくものと考えられます。

市民1人当たりの残高については、地方債残高と同じ傾向となっていますが、人口減少の影響を受けるため、大きな減少傾向にはならないものと見込まれます。



③これからの行財政運営について

本市の人口は、若い世代の晩婚化や晩産化に伴う自然動態の減少に加え、市外への転出による社会動態の減少という、2つの要因による人口の減少が加速度的に進むことが予想されています。

こうした若い世代を中心とした生産年齢人口の減少は、この地域の活力低下をもたらすだけでなく、引いては市の財政の重要な一般財源である市税収入の減少など、財政面においても大きな影響を与えます。

また、平成17年10月に合併した本市では、合併による財政上の優遇措置である普通交付税の合併算定替特例を受けていましたが、その特例措置も第2次横手市総合計画期間中の平成32年度には終了する予定であり、その前段の激変緩和措置として、平成28年度から普通交付税額が徐々に減額されていく逡減期間に入ることになります。

上記のことから、市の財政をとりまく状況は一層厳しさを増しており、限ら

れた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、「市民にとって真に必要な行政サービスは何か」を常に考え、施策や事務事業の成果を検証しながら、その選択と集中を図っていくことがますます重要となります。

※1 普通交付税の合併算定替特例

合併特例法により、合併後10年度間は、合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額を下回らないようにし、合併後11～15年度間でその額を縮減していくもの。

※2 地方債

地方公共団体が、資金調達的手段として金銭を借り入れること等により負う債務で、年度を越えて返済するもの

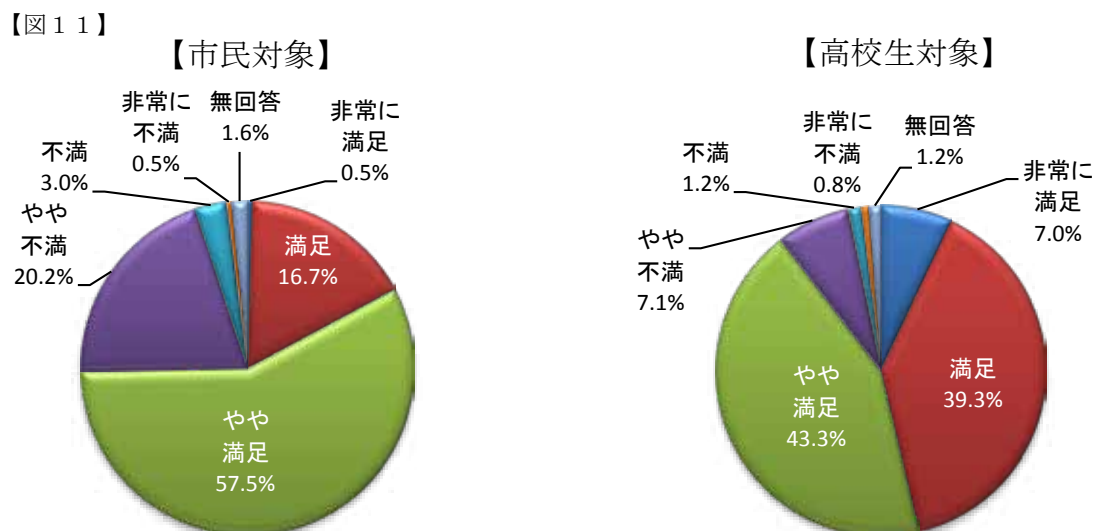
④市民の意識

第2次横手市総合計画の策定にあたり市内在住の18歳以上の市民約3,000人、市内の高校に通う高校生約600人を対象にまちづくりアンケートを実施しています。

➤ 総合満足度【図11】

市民対象の総合満足度の平均値は6段階中3.90点となり、中間を3.50点としたとき、その点数を上回る水準となりました。「非常に満足」「満足」「やや満足」の合計は74.7%となっており、「非常に不満」「不満」「やや不満」を合計した23.7%を大きく上回っています。

高校生対象の総合満足度の平均値は4.42点となっており、市民対象の平均値3.90点よりも高い値を示しています。



▶ 満足度が高い項目と低い項目【市民対象】

満足している項目の1位は前回の調査と同じく「医療体制の充実」となっており、引き続き市民の皆様にご満足をいただいているかたちとなりました。また、満足していない項目の1位はこれも前回と同じく、「工業の振興」となっております。不満の理由をみると多くの方が雇用の問題を挙げており、本市に対する雇用分野への取り組みに対する期待の大きさが表れた結果となりました。

【満足度】 順位	満足している			満足していない		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
項目	医療体制の充実	保健活動・健康づくり	児童福祉の充実	工業の振興	市職員の資質向上に関する取り組み	商業の振興
前回(平成21年度)順位	1位	5位	8位	1位	3位	7位

▶ 重要度が高い分野と低い分野【市民対象】

重要である項目の2位となった「医療体制の充実」は満足度では1位となっており、市民の皆様のごニーズと評価がある程度一致しているものと考えられます。逆に重要度で1位となった「道路網の整備」については、満足度が満足していない項目の4位となっており、市民の皆様のごニーズに対して市の施策が十分に答えきれていない状況にあると考えられます。また、この項目の不満の理由をみると、【道路の整備】という面よりは【除排雪】に係る道路管理の部分が多く、これが重要度・満足度の結果に表れていると考えられます。

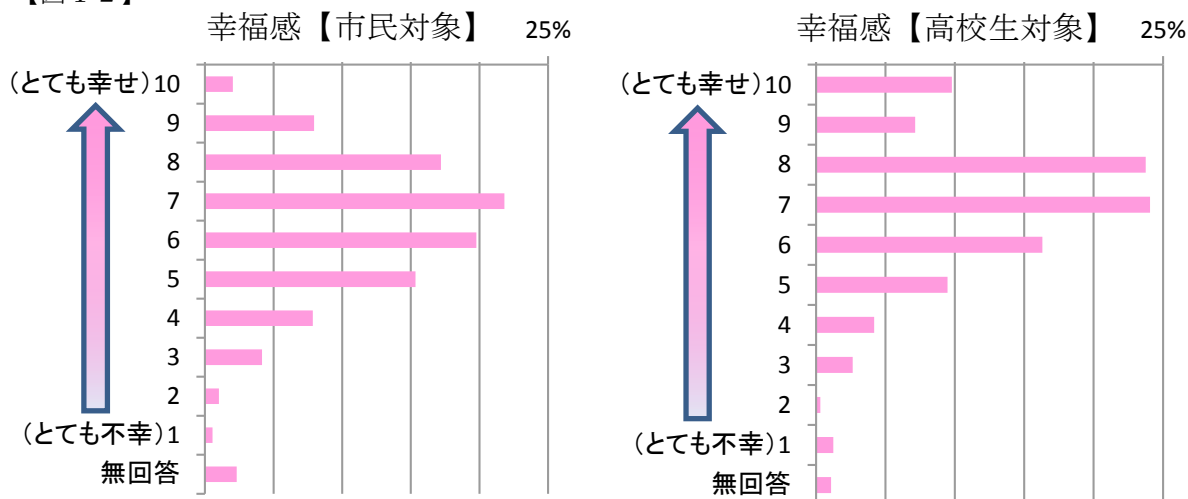
【重要度】 順位	重要である			重要ではない		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
項目	道路網の整備	医療体制の充実	交通安全・防犯対策の推進	地域文化の振興	他の自治体との連携・交流の推進	各拠点地区の整備
前回(平成21年度)順位	3位	1位	9位	2位	3位	4位

▶ 幸福感の判断キーワード【図12】

今回のアンケートでは現在の幸福感を10段階で判断していただき、これを判断した際に重視したものをキーワードで選んでいただきました。市民対象の幸福感の平均値は10点中6.39、高校生対象の平均値は7.00となっています。

幸福を感じる判断キーワードは、市民対象では1位が「安心」、2位が「豊かさ」、3位が「元気」となっており、高校生対象では1位が「快適さ」、2位が「楽しさ」、3位が「安心」となっています。一般市民の方は、安心で支えられた豊かで元気な暮らしが幸福感を判断するうえで重要と考えており、高校生は安心の中にも快適に楽しく暮らすことに幸福感を抱いていることがうかがえました。

【図12】



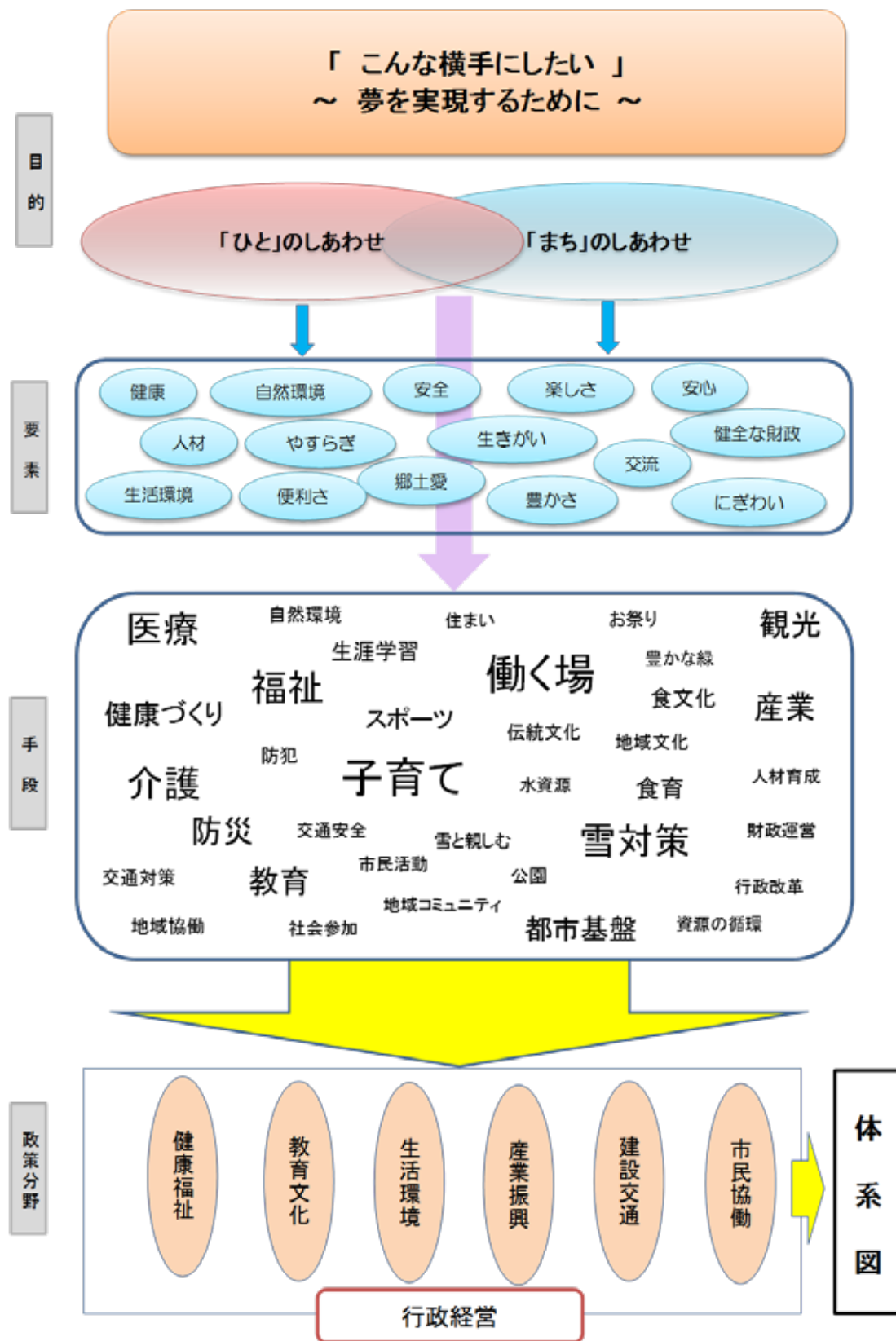
5. 将来像を実現するための視点

横手市の目指す将来像を実現するためには、「ひと」・「まち」が幸せでなければなりません。ひとが幸せになるためには、健康で安心して安全に暮らすことなどの要素が不可欠であり、まちが幸せになるためには、人が集まり賑やかであったり、災害に強く環境に優しいなどの要素が欠かせません。

また、人口減少が進む中では行政だけが目指す将来像を追求するだけでなく、行政と議会・市民・企業・地域団体・NPOなどの多様な主体がその将来像の実現に向け、それぞれの力を結集して魅力あるまちづくりを進めていくことも必要です。

このように様々な視点から幸せになるための手段（政策）を考え、実行していく必要がありますが、この第2次横手市総合計画では、市民サービス・行政経営の観点から政策分野ごとに整理し、体系化することにより具体的な施策・事業を実施していきます。【図13】

【図13】 「ひと」・「まち」の幸せから政策分野別分類への過程



第2章 基本構想

1. 基本構想の目的

基本構想は、横手市が目指す「将来像」を明らかにし、今後取り組むべき重点目標、将来目指すまちの基本目標を示し、これを長期的な視点で計画的に実現していくため、基本政策の方向を定めることを目的としています。

2. まちの将来像

みんなの力で 未来を拓く
人と地域が^{かがや}燦くまち よこて

○まちづくり戦略

1. 「ひと」と「まち」が元気で幸せな地域社会の実現を目指す
2. 地域力の結集で夢と希望の実現に向かって邁進する
3. 自分たちの力で未来を創造する

横手市では、これまで前総合計画の将来像「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」を目指し、まちづくりに取り組んできました。この間、社会情勢の変化や人口減少社会の進行により、このまま何も手を打たなければ、地域経済が縮小し、地方の弱体化が進み、将来自治体の存続さえも危うくなると言われています。

しかし、どのような状況であっても、魅力あるまちづくりを進めるためには、「ひと」と「まち」が元気であり続け、自分たちの未来は自分たちで創造していくという気概を持たなければなりません。

横手市には美しい緑と清流に恵まれた自然環境、自然災害が少なく安全な生活環境、温かい人々の愛情のある教育環境など、みんなが伸び伸びと安心して暮らすことのできる条件が整っています。さらに市内には、史跡・建築物・伝統芸能など多くの歴史・文化資源や、漬け物・納豆・味噌・日本酒といった伝

統的な発酵食文化があります。

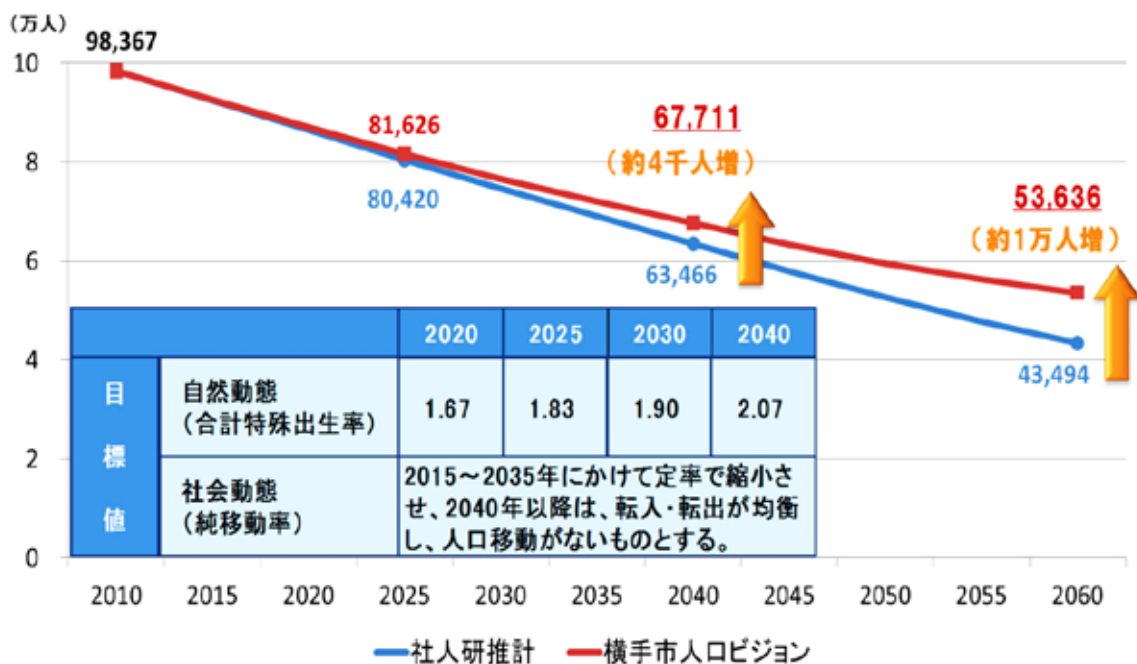
このような多彩で豊富な文化・観光資源などを活用し、みんなで知恵を出し合い横手の魅力を創造し、全国に発信してにぎわいを創出するとともに、市民が愛着と誇りを持ち、安らぎと温かさを感じる日本一住みよい^{かがや}くまちを目指します。

3. 将来人口の展望

第2次横手市総合計画における将来人口の展望は、本計画と同時期に策定する「横手市人口ビジョン」及び「横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合を図ることとします。

将来人口の展望としては、本市の持つ特性や優位性を活用しながら、各分野を横断した効果的な施策を積極的に展開することを前提として、出生率の増加や人口流出の抑制、U I J ターンを含む県外からの移住者の増加等を見込み、本計画期間終了の年である 2025 (平成37) 年の目標人口としては、約 81,600 人を展望します。また、合計特殊出生率では、国の長期ビジョンに基づく国民希望出生率である1.83の実現を目指すこととします。【図14】

横手市の人口推計と目標【図14】



4. 基本構想の期間

長期的な視点を持ち、計画的な市政運営を図るため、基本構想は平成28年度(2016年度)から、平成37年度(2025年度)までの10年間とします。

5. まちづくりの重点目標と基本目標

①重点目標

将来像の実現のため、第2次横手市総合計画では政策を横断し、重点的に取り組みを行っていく『重点目標』を定めます。

働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち

横手市で安定した基盤のもとで生活していくためには、第一に雇用の受け皿が多様で強固なものでなければなりません。そのためには、地元企業の経営体質の改善等による経営力の強化、6次産業化、起業・創業支援、企業誘致、人材育成を図り、雇用機会を拡大させる必要があります。

人口減少社会が進行する中、若者が仕事を求めて首都圏へ転出する流れを抑制するため、魅力ある企業の創出や誘致を図るとともに、新規就農など地域の資源を活用した産業への雇用創出を図り、充実感を持って働くことができ、暮らし続けたいと思うまちの実現を目指します。

安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち

横手市の人口は、平成52年(2040年)には63,500人程度まで減ると予想されています。人口減少の大きな流れは止めることはできませんが、そのまま何も手を打たなかった場合、減少スピードは加速度的に進むものと考えられます。市民・企業・行政などが一丸となってこの問題に取り組み、施策、事業を横断的・効果的に実施し、人口減少の率を少しでも緩やかにしていくことが求められます。

若者が横手市で結婚し、子どもを安心して産み育てられる環境を整え、いつまでも住み続けたいと思うまちを目指します。また、一度は地元を離れた人も再び帰ってきて住んでみたい、横手市に戻って子育てしてみたいと思うまちの実現を目指します。

②基本目標

将来像の実現に向けて、横手市がめざす7つのまちづくりの方向を『基本目標』として掲げます。

①みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり

私たちが将来にわたり元気であり続けるには、支える側と支えられる側みんなが健康でなければなりません。生活習慣病予防や介護予防に重点を置き、それぞれが健康でみんなが安心していきいきと暮らしていくため、健康増進のための取り組みを進めます。

また、少子高齢化、人口減少が急速に進む中、安心して子育てができる環境を整えるとともに高齢者が安心して福祉、医療サービスを受けられる環境整備に取り組みます。

②楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

横手市には各地域に伝え残すべき伝統文化、伝統行事が数多くあります。この文化を伝えていくためには、世代間交流を充実させ、後継者育成を図る必要があります。郷土愛を育み、地域に支えられた、ふるさと教育を推進します。

また、市民一人ひとりが生涯スポーツと出会い、楽しく健康な生活を送るとともに、スポーツの振興を通じた交流人口の拡大により元気なまちづくりと地域の活性化を目指します。

③美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり

美しい自然に囲まれた豊かな暮らしという貴重なふるさとの財産を、更に美しく豊かに発展させて次世代へ引き継ぐことに努めます。そのため、省エネルギーへの意識啓発を強化し、循環型社会の構築を推進します。

また、すべての市民が安全で快適な日常生活を送るため、災害に強く、防犯意識の高いまちづくりを進めます。

④地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり

横手市特有の豊かな地域資源・農産物・食文化・観光等を活かし、横手ブランドの創出、6次産業化への取り組みを支援し、活力ある産業の振興を図るとともに、地域にある観光資源を活用し、PR活動を強化して集客を図ります。

また、活力の源である産業が持続的に発展できるよう、産学官金の連携※により既存産業の経営力強化を図るとともに、新技術や新産業の創出を促進し、それを支える人材育成の取り組みを進めます。

※「産学官金連携」とは、企業（産）が、高度な専門知識を持つ大学等（学）や行政（官）、金融機関（金）と連携して、新製品開発や新事業創出を図ることです。

⑤安全で快適な住みよいまちづくり

高齢化が進む中、雪国での生活においても安全・快適な暮らしの実現を目指すため、雪の負担が少なく、誰もが安全に利用しやすいユニバーサルデザイン※を取り入れたまちづくりを推進します。

また、道路、公園、上下水道、住宅等快適な暮らしを支える生活基盤の整備を計画的に進めるとともに、市民の生活の足となる公共交通の利便性を高め、横手市にふさわしい交通体系の充実を図ります。

※ユニバーサルデザインとは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

⑥みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり

人と人とのふれ合いや交流が盛んな地域には活力とにぎわいが創出されることから、地域の主体的な取り組みによる協働や助け合いを支援します。

また、「まちづくりの主人公は市民」という大原則の下、市民それぞれがまちづくりに関する情報を共有し、自らの知恵と発意により行われる、地域資源を活かした魅力ある地域づくり活動を推進します。

計画実現のために

人口及び生産年齢人口の減少は、地域の活力低下や市税収入の減少などをもたらします。限られた財源の中で、より質の高いサービスを提供するには効率的で効果的な行財政運営を行っていく必要があります。このため、様々な行政課題の解決に向け、分野横断的な取り組みを進めます。

また、行政評価の考え方により、メリハリのある予算配分に努め、弾力的に事業の見直しを行うなど時代の変化に適応できる組織づくりに努めます。

6. 基本目標実現のための政策と施策

基本目標実現のため、それぞれの目標ごとに政策と施策を定めます。

基本目標 ①みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり

<p>【政策1】 伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます</p>	<p>《施策1-1》子育て支援の充実 《施策1-2》健康な心と体づくりの推進 《施策1-3》健康でいきいきとした高齢社会の推進 《施策1-4》障がい者(児)福祉の充実 《施策1-5》低所得者福祉の充実 《施策1-6》福祉を支える人材の確保と育成</p>
--	--

基本目標 ②楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

<p>【政策2】 学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます</p>	<p>《施策2-1》横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実 《施策2-2》安全で安心して学べる教育環境の整備 《施策2-3》元気なまちを築く生涯スポーツの促進 《施策2-4》活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進 《施策2-5》よこての伝統文化の継承と再発見</p>
--	---

基本目標 ③美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり

<p>【政策3】 豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます</p>	<p>《施策3-1》安心して暮らすことのできるまちづくりの推進 《施策3-2》美しい自然環境と快適な生活環境の保全 《施策3-3》災害に強いまちづくりの推進 《施策3-4》循環型社会の一層の推進 《施策3-5》エネルギーの地産地消の推進</p>
---	--

基本目標 ④地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり

<p>【政策4】 魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります</p>	<p>《施策4-1》魅力ある農林業の振興 《施策4-2》活気ある商業の振興 《施策4-3》活力ある工業の振興 《施策4-4》観光・物産資源の発掘と発信 《施策4-5》企業誘致の推進、企業留置と雇用対策</p>
--	--

基本目標 ⑤安全で快適な住みよいまちづくり

<p>【政策5】 暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます</p>	<p>《施策5-1》雪国の快適な暮らしの実現 《施策5-2》快適な移動空間の実現 《施策5-3》市民が利用しやすい公共交通の充実 《施策5-4》地域拠点整備による市街地の活性化 《施策5-5》安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理 《施策5-6》市民がくつろげる公共空間の整備</p>
---	--

基本目標 ⑥みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり

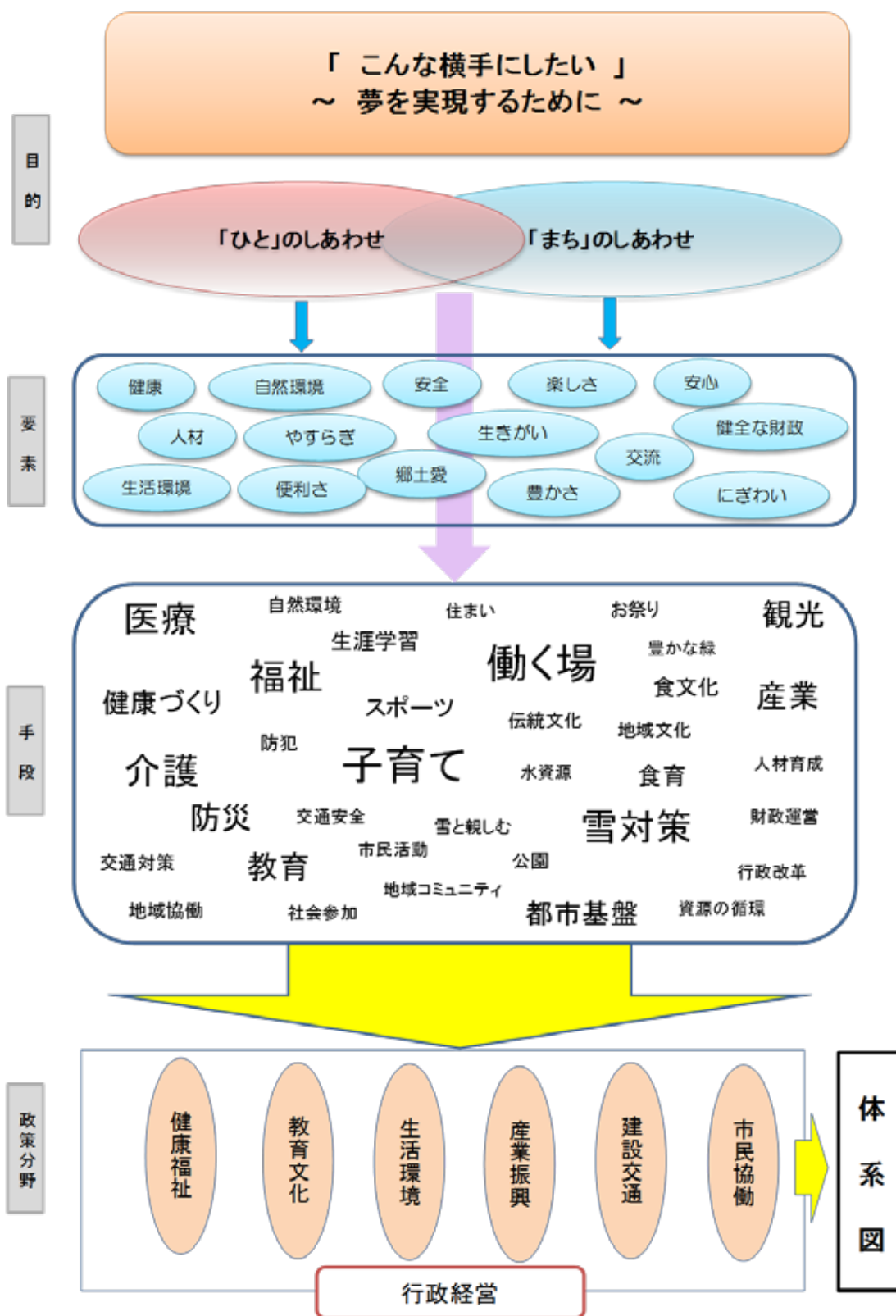
<p>【政策6】 やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます</p>	<p>《施策6-1》市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実 《施策6-2》男女が尊重し合う社会づくり 《施策6-3》情報を共有する環境の整備 《施策6-4》市内外との交流連携の推進</p>
---	--

基本目標 ⑦計画実現のために

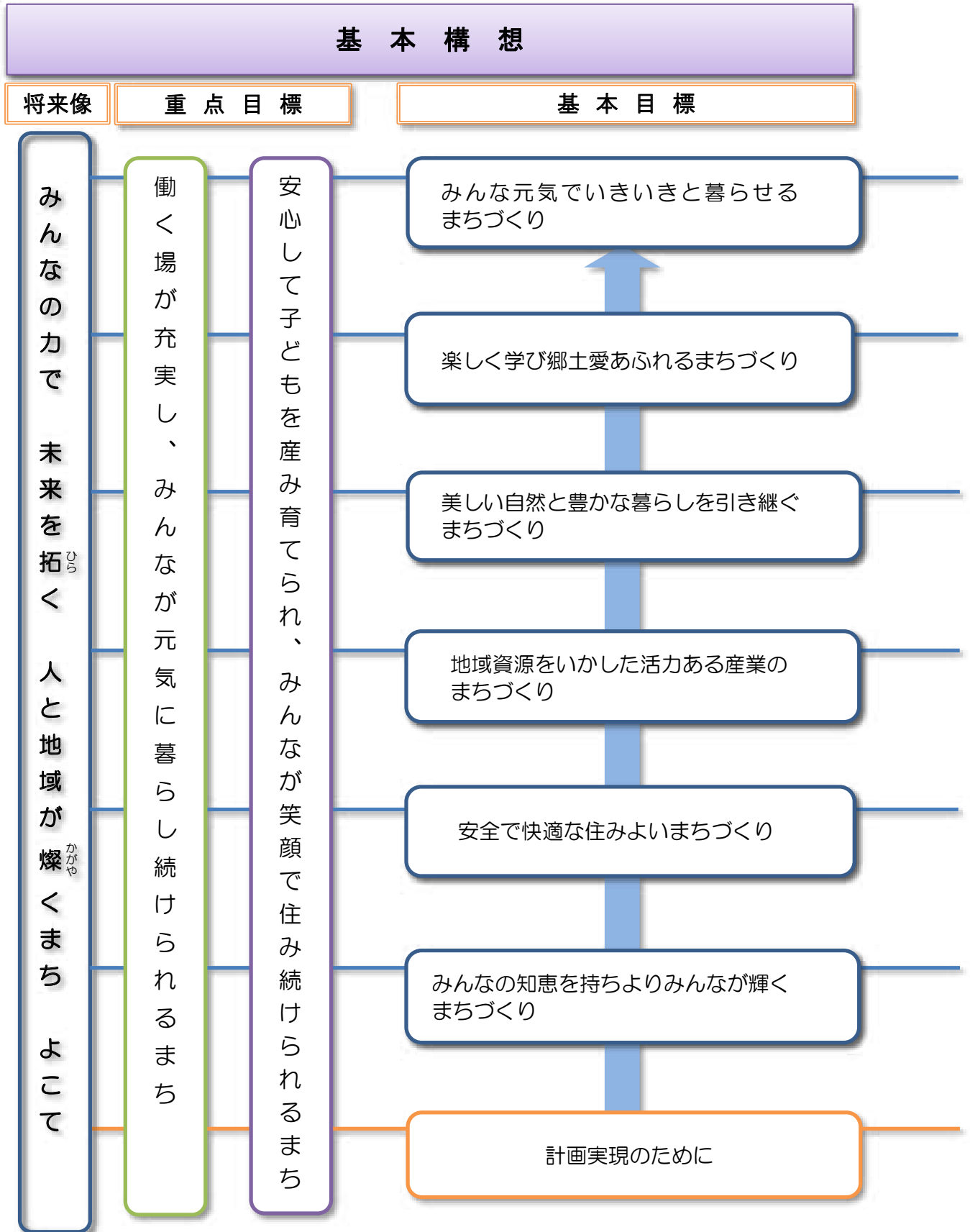
<p>【政策7】 横手を思い、市民の想いを 実現させる創造的な行政経営 を進めます</p>	<p>《施策7-1》市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の確立 《施策7-2》財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進 《施策7-3》戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実</p>
---	--



「ひと」・「まち」の幸せから政策分野別分類への過程



第2次横手市総合計画 「基本構想・基本計画」体系図



基本計画

政策・施策

政策1 伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます
【健康福祉】

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 【施策 1-1】 子育て支援の充実 | 【施策 1-4】 障がい者（児）福祉の充実 |
| 【施策 1-2】 健康な心と体づくりの推進 | 【施策 1-5】 低所得者福祉の充実 |
| 【施策 1-3】 健康でいきいきとした高齢社会の推進 | 【施策 1-6】 福祉を支える人材の確保と育成 |

政策2 学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます
【教育文化】

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 【施策 2-1】 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実 | 【施策 2-4】 活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進 |
| 【施策 2-2】 安全で安心して学べる教育環境の整備 | 【施策 2-5】 よこての伝統文化の継承と再発見 |
| 【施策 2-3】 元気なまちを築く生涯スポーツの促進 | |

政策3 豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます
【生活環境】

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| 【施策 3-1】 安心して暮らすことのできるまちづくりの推進 | 【施策 3-3】 災害に強いまちづくりの推進 |
| 【施策 3-2】 美しい自然環境と快適な生活環境の保全 | 【施策 3-4】 循環型社会の一層の推進 |
| | 【施策 3-5】 エネルギーの地産地消の推進 |

政策4 魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります
【産業振興】

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| 【施策 4-1】 魅力ある農林業の振興 | 【施策 4-4】 観光・物産資源の発掘と発信 |
| 【施策 4-2】 活気ある商業の振興 | 【施策 4-5】 企業誘致の推進、企業留置と雇用対策 |
| 【施策 4-3】 活力ある工業の振興 | |

政策5 暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます
【建設交通】

- | | |
|---------------------------|----------------------------------|
| 【施策 5-1】 雪国の快適な暮らしの実現 | 【施策 5-4】 地域拠点整備による市街地の活性化 |
| 【施策 5-2】 快適な移動空間の実現 | 【施策 5-5】 安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理 |
| 【施策 5-3】 市民が利用しやすい公共交通の充実 | 【施策 5-6】 市民がくつろげる公共空間の整備 |

政策6 やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます
【市民協働】

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| 【施策 6-1】 市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実 | 【施策 6-3】 情報を共有する環境の整備 |
| 【施策 6-2】 男女が尊重し合う社会づくり | 【施策 6-4】 市内外との交流連携の推進 |

政策7 横手を思い、市民の思いを実現させる創造的な行政経営を進めます
【行政経営】

- | |
|---------------------------------|
| 【施策 7-1】 市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の確立 |
| 【施策 7-2】 財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進 |
| 【施策 7-3】 戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実 |

第2次 横手市総合計画

第2編 前期基本計画

(平成28年度～平成32年度)

第1章 前期基本計画の策定にあたって

1. 計画の位置づけ

この基本計画は、「第2次横手市総合計画」基本構想（以下「基本構想」という。）に掲げる、まちの将来像

【みんなの力で 未来を拓く 人と地域が 燦くまち よこて】

を実現するための中期的なまちづくりの指針となるものです。

この基本計画では、計画期間中における重点施策をはじめ、各分野ごとの政策・施策の体系を明らかにし、そのもとで展開する事業や各分野における計画の基本的な方向を示すものです。

2. 計画の期間

この基本計画の期間は、基本構想の期間である2016（平成28）年度から2025（平成37）年度までの10年間のうち、2020（平成32）年度までの前期5年間とします。

なお、2021（平成33）年度から2025（平成37）年度までの後期5年間については、2019年（平成31）年度における成果指標の達成状況等を評価したうえで策定する後期基本計画で対応します。

3. 計画の構成

この基本計画は、序論、重点施策及び分野別計画で構成します。

序論では、前期基本計画の位置づけ、期間、構成を示しています。

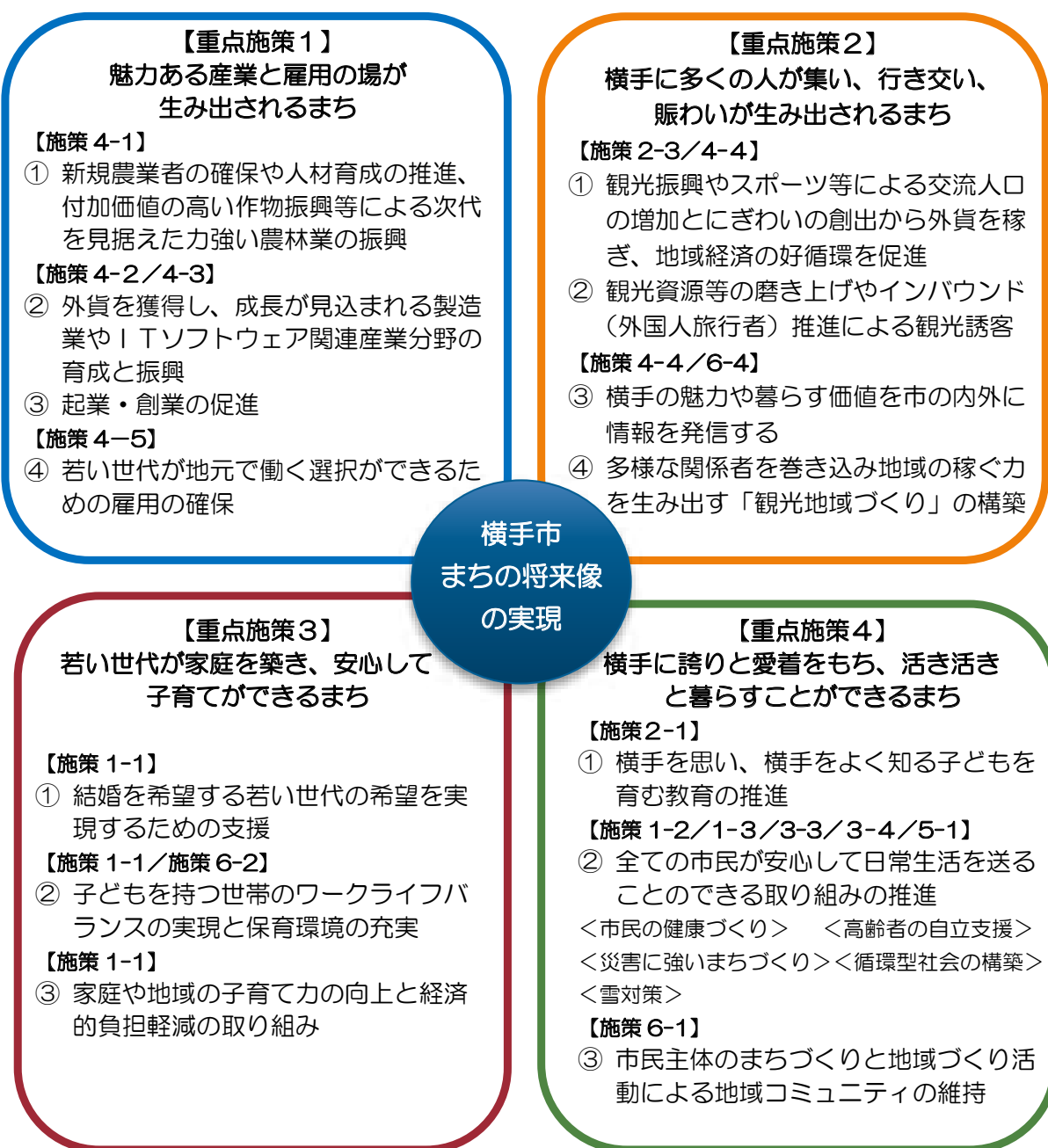
重点施策では、分野別計画で示す基本的な施策・事業のうち、時代潮流を踏まえた重要課題に対応するもの、各分野の施策の中で先導的なもの、市民の関心が高くその期待に応えるもの、などを位置付けます。

分野別計画では、基本構想で示した7つの政策と34の施策という行政分野の体系に基づき、それぞれの政策・施策における目指す将来の姿や取り組みの方向性などを示したものであり、本前期基本計画の「基本」というべき部分です。

第2章 重点施策

第2次横手市総合計画では、「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が 燦く まち よこて」をまちの将来像とし、まちづくりの理念とまちづくりの目標を掲げ、その実現に向けて展開する諸施策等を基本計画において分野別に示しています。

その中でも、基本構想に掲げられている2つの重点目標を踏まえ、人口減少社会への対応をはじめとした本市が抱える重要課題を克服し、「横手らしさ」を活かしたまちづくりを強力に推進していくため、横断的・一体的に取り組む「4つの重点施策」を定め、まちの将来像実現を目指します。



第3章 分野別計画

1. はじめに

市の「将来像」を実現するために、7つの政策と34の施策に取り組みます。

基本目標 「みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり」

政策1 伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

施策1-1

- ・ 子育て支援の充実

施策1-2

- ・ 健康な心と体づくりの推進

施策1-3

- ・ 健康でいきいきとした高齢社会の推進

施策1-4

- ・ 障がい者(児)福祉の充実

施策1-5

- ・ 低所得者福祉の充実

施策1-6

- ・ 福祉を支える人材の確保と育成

基本目標 「楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり」

政策2 学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます

施策2-1

- ・ 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

施策2-2

- ・ 安全で安心して学べる教育環境の整備

施策2-3

- ・ 元気なまちを築く生涯スポーツの促進

施策2-4

- ・ 活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進

施策2-5

- ・ よこての伝統文化の継承と再発見

基本目標「美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり」

政策3 豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

施策3-1

- ・安心して暮らすことのできるまちづくりの推進

施策3-2

- ・美しい自然環境と快適な生活環境の保全

施策3-3

- ・災害に強いまちづくりの推進

施策3-4

- ・循環型社会の一層の推進

施策3-5

- ・エネルギーの地産地消の推進

基本目標「地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり」

政策4 魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

施策4-1

- ・魅力ある農林業の振興

施策4-2

- ・活気ある商業の振興

施策4-3

- ・活力ある工業の振興

施策4-4

- ・観光・物産資源の発掘と発信

施策4-5

- ・企業誘致の推進、企業留置と雇用対策

基本目標 「安全で快適な住みよいまちづくり」

政策 5 暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

施策5-1

- ・ 雪国の快適な暮らしの実現

施策5-2

- ・ 快適な移動空間の実現

施策5-3

- ・ 市民が利用しやすい公共交通の充実

施策5-4

- ・ 地域拠点整備による市街地の活性化

施策5-5

- ・ 安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理

施策5-6

- ・ 市民がくつろげる公共空間の整備

基本目標 「みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり」

政策 6 やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

施策6-1

- ・ 市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実

施策6-2

- ・ 男女が尊重し合う社会づくり

施策6-3

- ・ 情報を共有する環境の整備

施策6-4

- ・ 市内外との交流連携の推進

基本目標「計画実現のために」(行政経営)

政策7 横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます。

施策7-1

- ・市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の確立

施策7-2

- ・財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進

施策7-3

- ・戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実

2. ページを構成する要素

各ページは、施策ごとに「目指す将来の姿」、「取り組み方針」、「現状と課題」、「施策の展開」、「成果指標」、「部門別計画」等を記載しています。

施策

目指す将来の姿

- 平成32年度までに実現を目指すまちの姿や市民の状態（＝施策目標）を示しています。

取り組み方針

- 施策が目指すまちづくりの方針を明らかにします。

現状と課題

- 本市がおかれている現状と課題について示しています。

施策の展開

- 目指す姿を実現するために平成28年度から平成32年度までに取り組むべき施策内容を説明しています。また、その主な事業を記載しています。

私たち(市民・事業者) が協力できること

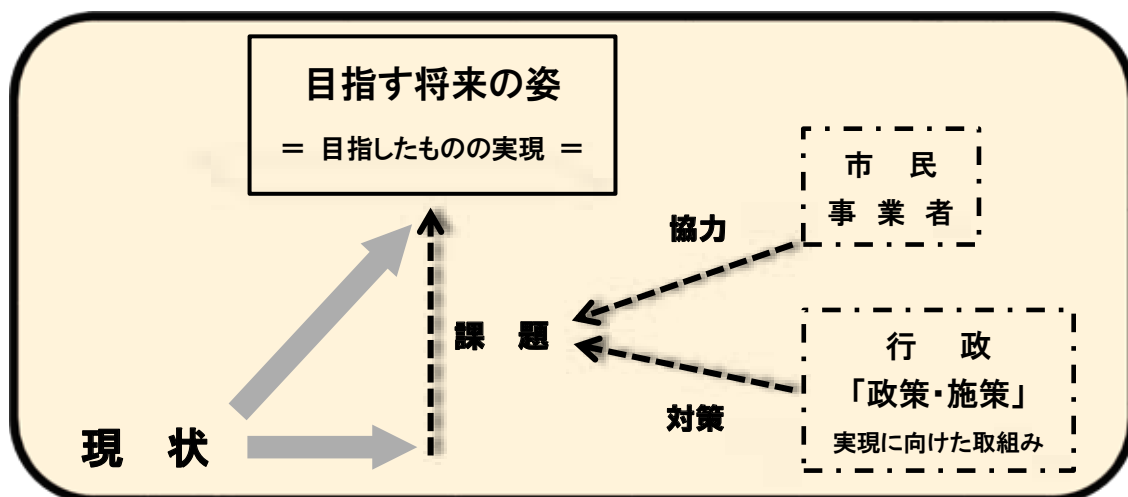
- 施策の実現に向け、市民や企業及び事業者が取り組むことができることを示しています。

成果指標

- 計画期間中の施策の効果をわかりやすく示す尺度（＝成果指標）を設定し、指標項目と達成数値目標を記載しています。

部門別計画

- 関連する市の個別計画を記載します。（部門別計画がない施策もあります。）



3. 分野別計画

基本目標

みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり

【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせる
まちづくりを進めます《健康福祉》

所管：健康福祉部・市民生活部・病院事業・建設部



子育てしやすいまちへ

【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：健康福祉部・市民生活部・病院事業・建設部

施策1-1 子育て支援の充実

所管：子育て支援課・健康推進課・国保年金課

1. 目指す将来の姿

すべての家庭が、育てる喜びを感じながら安心して子育てができ、かつ地域全体で子育てを支えていくまちになっています。

2. 取り組み方針

人口減少と少子高齢化が同時に進行する中、市民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図り、家庭はもとより地域など社会全体が幅広い視野に立った子育て支援を推進します。

3. 現状と課題

- 核家族世帯の増加や共働きなど就業形態の変化により、多様な保育サービスが一層求められている中で、特に保育所及び放課後児童クラブのニーズが高まっています。放課後児童クラブの実施場所の確保と支援員の確保をはじめ、一層の保育サービスの充実が必要です。
- 家族形態が多様化する中、親がひとりで子育てをする家庭では、経済的かつ精神的に不安定な状態にある場合が多く、より充実した支援が求められています。身近に相談する体制を提供し、子育てに対する不安の解消を図るとともに、地域での連携体制の構築が望まれています。
- 出産準備等の相談について、対象者のニーズを把握し、参加者が満足のできる妊婦教室づくりをすることが課題です。また、乳幼児健康診査や健康相談は、発育発達の確認の場だけでなく、保護者の育児不安の軽減を図る重要な機会と考えられることから、未受診者への徹底した受診勧奨を行う必要があります。
- すべての家庭において、仕事と子育てが両立できる環境づくりを支援するため、企業や就業者自身に対して、多様な働き方の実現及び男性を含めた子育て期の働き方の見直しを働きかけ、育児休業の取得率向上に向けた意識啓発を図ることなどが必要です。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①多様な保育ニーズへの対応	<p>1) 延長保育や一時預かり事業、病児保育事業など、多様な保育ニーズに対応していきます。</p> <p>2) 公立保育所の民営化を目指し、私立保育所等を含む施設整備とその支援を計画的に進めます。</p> <p>3) 認定こども園への円滑な移行の推進をはじめ、利用者の多様なニーズへの対応にとどまらない、保育の質の向上にむけた関係機関との連携強化を図っていきます。</p>
②児童の健全育成	<p>1) 放課後児童クラブは、保護者の利用ニーズにあわせた受け入れ体制の環境整備を進めるとともに、支援員の資質の向上を図ります。</p> <p>2) 食を通じた健全育成と健康増進のため、幼稚園・保育所・小中学校の児童生徒及び保護者等を対象に歯科指導・食育指導・保健指導等の学習会や情報提供の実施を図っていきます。</p>
③子育てに関する交流や相談の場づくり	<p>1) 保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や同年齢をもつ親子交流の場の提供を充実させ、地域に開かれた子育て支援施設としての機能や利用者への情報提供と関係機関との連絡調整の充実を図ります。</p>
④経済的な支援の充実	<p>1) 安心して子どもを産み育てることができるよう、保護者の経済的負担への支援を図るため、保育料の軽減や医療費の助成を引き続き実施します。</p>
⑤ひとり親家庭等への支援	<p>1) 支援が必要なひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭のしおりの配布や様々な相談業務、また児童扶養手当の給付等を通じて、ひとり親家庭世帯の自立支援に取り組めます。</p>
⑥母子保健の充実	<p>1) 妊娠期も含め、各月齢に応じた健康診査で母子の健康管理を支援します。また、健康診査の結果を訪問指導に結びつけ、未受診者も含めた個別のケースにきめ細かな指導を展開していきます。</p> <p>2) 健康相談や個別訪問等を実施し、妊産婦等の育児不安の解消を図ります。また、両親・祖父母等と一緒に子育てするという意識を啓発するため、ともに学び、出産や子育てについて理解を深める場を提供していきます。</p>
⑦子育てしやすい社会環境づくり	<p>1) 仕事と育児や介護等家庭生活の両立のための意識啓発やその支援制度の周知、また、男性の育児休暇取得促進のための施策を実施し、ワークライフバランスに取り組む事業所の増加を図ります。</p> <p>2) 子育てや家事など家庭生活を協力・分担し、それぞれの負担を減らすことができる3世代の同居や近居の促進に取り組めます。</p>

⑧結婚を希望する若い世代への後押し	1) 結婚や出産は、個人の意思によるものであることを基本としながらも、結婚を望む若い世代が自然な流れで人生の節目を迎えられるよう、出会いや結婚を後押しする取り組みを進めます。
-------------------	---

施策実現のための主要事業等

1. 保育支援事業（延長保育・病児保育等）
2. 保育所整備助成事業
3. 放課後児童健全育成事業
4. 公立保育所・地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）の運営
5. 福祉医療費制度
6. ひとり親家庭支援事業
7. 各保健（妊産婦・乳幼児・歯科）事業
8. ワークライフバランス推進事業
9. 若者出会い・結婚生活応援事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、家族で協力し支え合って子育てをします。
- 市民は、地域の見守りによる児童虐待の早期発見、防止に努めます。
- 事業者は、仕事と子育てを両立できる、子育てしやすい職場環境の整備に努めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「児童福祉(子育て支援)の充実」に対する 市民満足度	35.0%	増加している
サブ指標	保育所充足率	100%	100%
	学童保育利用定員	988 人	1,215 人
	子育て支援拠点施設の利用者数 (子どものみ)	21,244 人	22,277 人
	乳幼児健康診査受診率	96.8%	100%

7. 部門別計画

横手市子ども・子育て支援事業計画（夢はぐくむゆきんこプラン）、
横手市公立保育所民営化方針、横手市保育所整備計画、第2期健康よこて21、
横手市教育ビジョン、男女共同参画行動計画

【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：健康福祉部・市民生活部・病院事業・建設部

施策1-2 健康な心と体づくりの推進

所管：健康推進課・国保年金課・病院事業

1. 目指す将来の姿

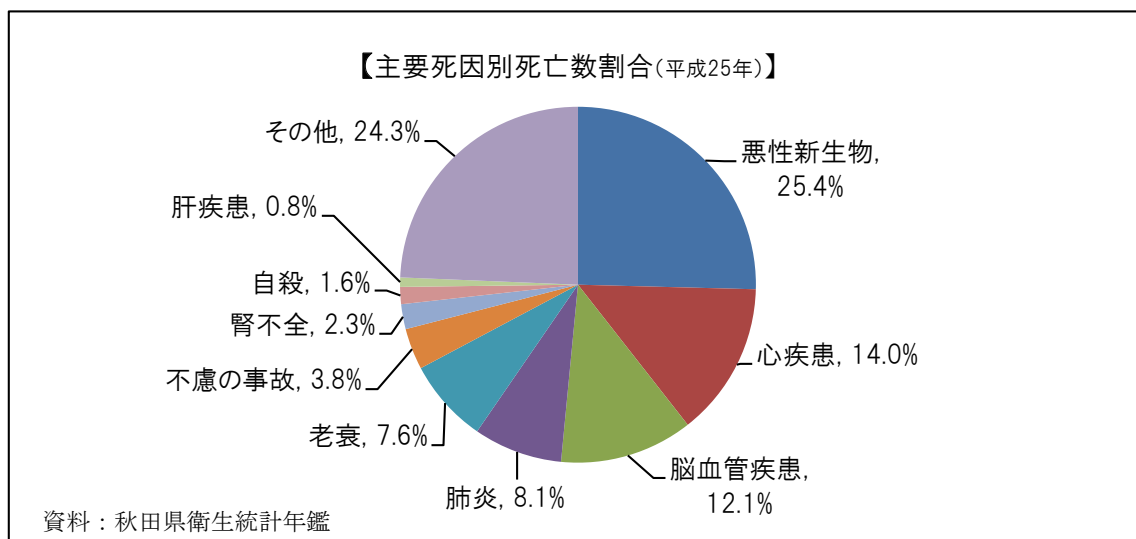
市民が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送り、年齢を重ねても自分の健康に自信を持てる市民が増えています。

2. 取り組み方針

市民の健康づくりの意識を高め、健康診断や保健指導を強化し、生活習慣病の予防を図ります。これにより、医療費の抑制を目指すとともに安定した医療制度の運営を行います。また、基幹病院と地域の医療機関との連携を推進し、質の高い医療や救急医療体制の充実を図ります。

3. 現状と課題

- 健康の維持増進には、市民自らの健康に対する意識が欠かせないことから、市民意識の啓発や地域組織活動への支援体制の強化が求められています。
特に市民の主要死因の約50%が生活習慣病となっているため、若い世代から疾病に対する正しい知識をもち、生活習慣改善などの対策を講じるとともに、特定健康診査及び特定保健指導等の充実を図る必要があります。
- 横手市の自殺率は全国平均を上回り、高い状態が続いています。自殺動機は男女共に健康問題が最も多く、男性では経済・生活問題も要因となっています。身近な相談者としてのメンタルサポーターの育成など相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 国民健康保険事業は、国保加入者の高齢化や所得の少ない被保険者数の増加などに加え、生活習慣病の増加や医療の高度化で医療費が増大する傾向にあり、厳しい事業運営が続いているため、財政計画を策定して対応しています。また、制度改正により平成30年度から運営の都道府県化が実施されるため対応が必要です。
後期高齢者医療制度も、高齢者層が増えるため今後被保険者数の増加が見込まれ、厳しい事業運営が続いています。
- 市立横手病院及び市立大森病院は、平鹿総合病院とともに、地域の二次医療機関として、引き続き経営の健全化・安定化に努め、安全で安心な質の高い医療を提供していく必要があります。また、市医師会や診療所等の地域医療施設と緊密な連携を図り、満足度の高い地域医療を推進していく必要があります。



4. 施策の展開

主な取り組み	
①各種健(検)診事業と感染症予防対策の実施	1) 病気の早期発見、早期治療のため、各種の健(検)診事業を行うとともに、受診啓発に努めます。 2) 関係機関と連携して予防接種事業を実施し、感染症の予防や拡大防止を図ります。
②健康づくり活動の推進	1) 市民の健康への意識を高め、生活の質の向上のため自らの健康づくりの実践を推奨する取り組みを充実させます。 2) 健康づくり計画をもとに、施策の推進や生活習慣病予防に関する情報提供や普及啓発を行います。 3) 健康教育、健康相談等の保健サービスを提供して健康増進事業を行います。 4) 健康の駅において、健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病予防および介護予防に有効な運動プログラムを実践し、市民の健康度向上に努めます。
③生活習慣病予防への取り組み	1) 生活習慣病予防と重症化予防のため栄養・食育・食生活の改善に努め、生涯にわたる健やかな暮らしの実現を目指します。
④心の健康・自殺予防への取り組み	1) 心の健康・自殺予防に係る専門家と身近な相談者のメンタルヘルスサポーターが連携し、地域での支援体制構築を推進します。
⑤医療保険制度堅持への取り組み	1) 市民が安心して地域で必要な医療を受けられる、医療保険制度を堅持するとともに、子育て支援等の必要な医療費支援を行います。
⑥市立病院の機能強化	1) 二つの市立病院は、それぞれの特徴を生かしながら、地域の急性期医療を担うとともに、地域に密着した病院として医療を提供し、在宅療養の支援を行います。
⑦病診連携や病病連携の推進	1) 市内の医療機関が協力し、地域で必要な医療を提供します。 2) 平鹿総合病院との病院群輪番制、市医師会の協力による休日救急当番制、日曜夜間小児救急外来を引き続き実施していきます。

施策実現のための主要事業等

1. 健康の駅事業
2. 健康増進事業
(健康教育や健康相談、訪問指導の充実、認知症予防や心の健康づくり)
3. 健康診査事業及びがん検診事業
4. 予防接種事業
5. 医療保険制度の運営 (国民健康保険・後期高齢者医療)
6. 医療体制整備事業 (病院群輪番制及び在宅当番医制運営事業)
7. 市立病院の運営

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、健康診断、検診を積極的に受診し、健康な体づくりのために地元の野菜を食べ、適度な運動をすることを心がけます。
- 事業者は、定期的に社員の健康診断、検診を実施し、社員の健康づくりをサポートしていきます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「保健活動・健康づくりの推進」に対する 市民満足度	35.6%	増加している
サブ指標	特定健康診査受診率	39.6%	45.0%
	各種がん検診受診率	36.9%	45.0%
	「健康の駅」の利用者数	5,190 人	6,500 人

7. 部門別計画

第2期健康よこて21、横手市食育推進計画



健康の駅事業



市民健康診断



食育推進への取り組み

【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：健康福祉部・市民生活部・病院事業・建設部

施策1—3 健康でいきいきとした高齢社会の推進

所管：高齢ふれあい課・地域包括支援センター

1.目指す将来の姿

横手市に暮らす誰もが、未来へ希望を抱き生きていくために家族の絆・地域の絆を深めともに支えあい、助けあう地域社会が形成されています。

2.取り組み方針

高齢者が寝たきりや認知症にならずに住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』を構築します。

3.現状と課題

- 平成27年3月の本市の高齢化率は33.8%であり、10年後の平成37年には40%を超える見込みであり、一部地域では、すでに高齢化率40%を超えています。
- 地域社会の維持・存続という観点からは、高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者等の支援にとどまらず、高齢者の自助を含めた地域共助力の維持・向上に向けた対策が重要な課題となっています。
- 要介護状態となった疾病要因に認知症があります。高齢化の進行により、認知症患者は増加していくと見込まれ、国においても重点施策として位置付けています。市民の認知症に対する理解は不十分で、正しい知識の普及、地域全体で見守る体制づくりが重要となっています。

4.施策の展開

主な取り組み	
①要介護高齢者等への支援	1) 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような支援体制を確立します。
②在宅高齢者等への生活支援対策の実施	2) ひとり暮らし高齢者や交通手段を持たない高齢者等が安心して生活できるよう、雪下ろしや雪寄せの支援や集落会館等への移動販売等の実施にむけて民間事業所との協議など、各種生活支援の充実を図ります。

③高齢者の生きがいづくりの促進	1) 高齢者の地域活動の拠点である老人クラブ活動の支援や生涯学習活動等につながる生きがいづくりの場の提供に努めます。 2) 高齢者による介護予防に関するボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献への意識の醸成を図りながら、自身の健康増進にもつながる取り組みを支援します。
④介護保険事業の推進と介護予防事業の充実	1) 必要とされる各種の介護保険サービスが適切に提供できるよう介護保険事業を円滑に運営していきます。 また、低所得者に配慮した保険料や利用料負担の軽減等を図ります。 2) 地域包括支援センターを中心として、高齢者に対し認知症の予防など介護予防事業を展開し、要支援・要介護状態にならないよう支援します。

施策実現のための主要事業等

1. 自立者支援通所事業（ミニデイサービス）
2. 日常生活支援事業（雪下ろし等の雪対策ほか）
3. 老人クラブ活動支援事業
4. 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の運営
5. 介護保険制度の運営
（在宅医療・介護連携推進事業・認知症総合支援事業など）

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、地域で見守る体制づくりに協力し、高齢者の生活を支援していきます。
- 事業者は、高齢者が活躍できる場や機会を提供します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「高齢者福祉の充実」に対する市民満足度	29.5%	増加している
サブ指標	自立している高齢者の割合	83.6%	84.9%
	認知症サポーター数（累計） （地域で支える人材の育成）	6,000 人	10,200 人

7. 部門別計画

横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画、横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画

【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：健康福祉部・市民生活部・病院事業・建設部

施策1-4 障がい者(児)福祉の充実

所管：社会福祉課

1. 目指す将来の姿

障がいのある人もない人も互いに支え合い、協働し、すべての市民の笑顔が輝いて、いきいきと暮らしています。

2. 取り組み方針

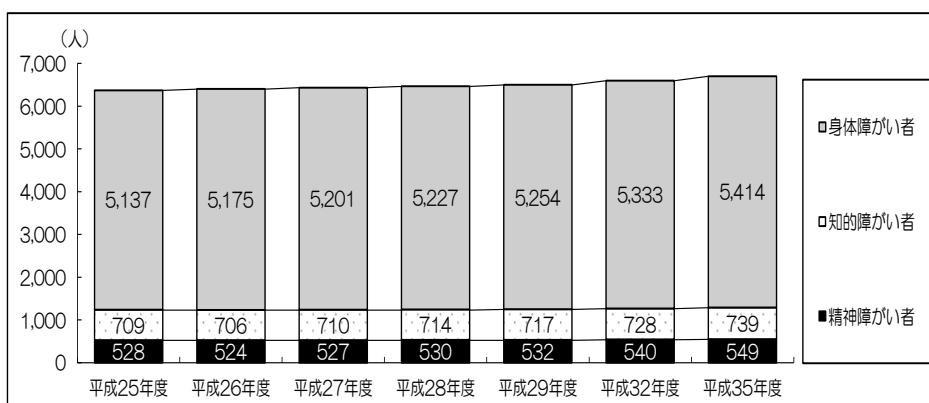
障がい者が必要としているサービスを受けながら、暮らしたい場所で暮らしていけるように、サービスの提供体制を整備します。

「障害者総合支援法」の基本理念である共生社会の実現のため、身近な相談体制の整備、地域生活への移行支援体制の構築、障がい者就労支援の推進、サービス提供体制の整備を重点事業とし、さまざまな角度から障がい者を支援し、新たな課題に対応できる体制の整備を行います。

3. 現状と課題

- 横手市の人口は減少していくと見込まれる中でも、支援を必要とする障がい者の数は、今後も増加することが予想され、障がい者福祉施策の充実に伴い、障がい者福祉サービス事業費も増加しています。
- これからは障がい者が必要としているサービスを受けながら、暮らしたい場所で暮らしていけるように、自立支援のためのサービス提供体制の整備を推進していく必要があります。

【平成35年度までの障がい者推計】（障がい者割合の推計及び過去6年間の伸び率より算出）



4. 施策の展開

主な取り組み	
①障がい者福祉サービスの充実	1) 補装具の購入や医療費等の助成など自立した日常生活のための支援を図ります。 2) 日常生活に必要な各種の障がい者福祉サービスや地域生活支援事業を実施します。 3) 障がい児の活動の場を確保するため、療育支援体制の充実を図ります。 4) 地域における相談支援体制の充実を図ります。

施策実現のための主要事業等

1. 自立支援給付費
2. 地域生活支援事業
(相談支援事業・地域活動支援センター事業・日常生活用具給付等)
3. 特別障がい者手当等給付事業
4. 障がい者支援施設の運営

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、障がいについて正しく理解し、支え合います。
- 事業者は、障がい者の雇用を推進し、働きやすい職場づくりに努めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「障がい者(児)福祉の充実」に対する市民満足度	29.4%	増加している
サブ指標	地域生活へ移行することに伴う福祉施設の入所者数	248 人	233 人
	日常生活用具給付等事業の利用件数	2,434 件	2,600 件
	一般就労移行者数	2 人	6 人
	障がい者相談支援事業所数	2 か所	3 か所

7. 部門別計画

横手市障がい者計画・障がい福祉計画、横手市地域福祉計画

【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：健康福祉部・市民生活部・病院事業・建設部

施策1-5 低所得者福祉の充実

所管：社会福祉課・建築住宅課

1. 目指す将来の姿

市民が、住宅の確保が困難となるなどの生活困窮に至るリスクを回避し、自立した生活を確立して、いきいきと暮らすことができます。

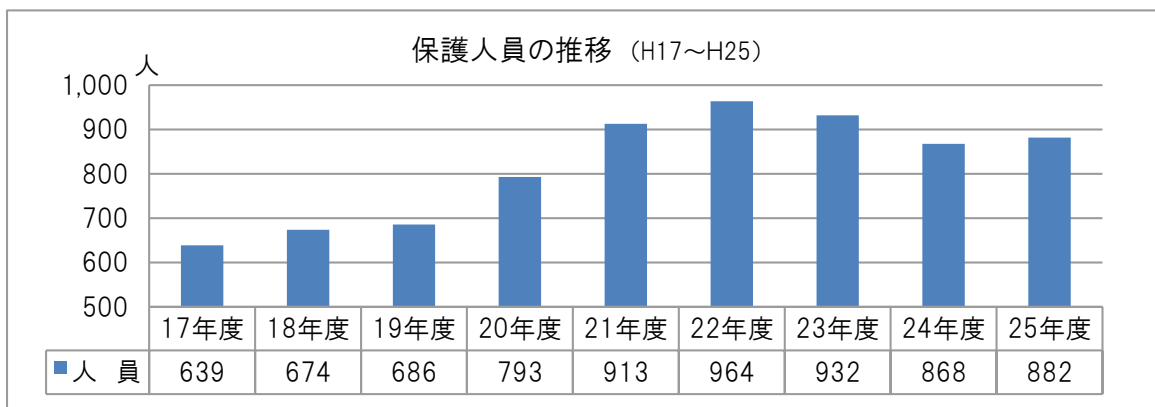
2. 取り組み方針

生活保護制度の「運営の適正化、自立支援（就労支援の維持）、実施体制の強化」を進めます。

低所得の若者や子育て世帯の定住促進や高齢者・障がい者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住宅需要への対応施策を展開し、市民が生き生きと暮らせる地域特性を考慮した良好な住生活の環境整備を計画的に進めます。

3. 現状と課題

- 生活困窮者や低所得世帯に対し、その困窮の程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護の適正な運用に努めるとともに、社会的・経済的自立に向けた支援を実施しています。



- 市営住宅には、低所得者向けの公営住宅（411棟）、中堅層向けの特定公共賃貸住宅（17棟）、定住促進住宅（11棟）、単独住宅（4棟）の計1,062戸があります。（平成27年4月1日現在）

住宅に困窮している低所得者世帯には、市営住宅等による住宅セーフティネットの確立により、市民が安心して居住できる住まいを提供することが必要です。

また、市営住宅の老朽化や生活様式の変化に対応した適切な維持補修やバリアフリー化など、居住環境の改善への対応が必要となっています。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①生活保護制度の適正な運用	1) 最低生活保障の適正な運用を図ります。 2) 安定的な生活の確保のため、相談・指導の充実や援護対策の充実を図ります。
②生活困窮者等に対するセーフティネットの充実	1) 生活困窮者の自立と相談支援体制を推進します。 2) 市営住宅を適切に管理し、住宅を確保することが困難な市民が安心して暮らせるような住環境の形成を進めます。

施策実現のための主要事業等

1. 生活保護制度の運用
(運営の適正化、自立支援(就労支援の維持)、実施体制の強化)
2. 低所得高齢者等住まい・生活支援事業
3. 生活困窮者自立促進支援事業(「くらしの相談窓口」の開設)
4. 市営住宅の運営と管理

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、低所得者等が孤立しないよう目配り、声かけを心がけます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「低所得者福祉の充実」に対する市民満足度	20.5%	増加している
サブ指標	市民 1,000 人当たりの生活保護受給率 (千分率)	9.2‰	10.0‰
	生活保護から自立世帯への移行数 (死亡等による保護廃止を除く。)	13 世帯	15 世帯
	就労相談・援助による就労達成率	45%	50%

7. 部門別計画

横手市地域福祉計画、横手市営住宅長寿命化計画、地域住宅計画

用語解説

○住宅セーフティネット

住宅セーフティネットとは、経済的な理由等で住宅に困窮する世帯に対し、最低限の安全を保障するための様々な仕組みや制度の総称です。

【政策1】

伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

所管：健康福祉部・市民生活部・病院事業・建設部

施策1-6 福祉を支える人材の確保と育成

所管：社会福祉課・高齢ふれあい課

1. 目指す将来の姿

地域福祉活動やボランティア団体に参加する市民が増えています。また、地域での見守りや助け合いの活動が活発に行われています。

2. 取り組み方針

「みんなが主役！みんなでつくる 人にやさしいまち横手」を基本理念とし、今ある公的なサービスなどを効率的に分配することはもちろん、市民一人ひとり、自治会・町内会、ボランティア団体やNPO、サービス事業所や福祉施設などの事業者、社会福祉協議会、行政が力を合わせて地域の生活課題解決に取り組んでいきます。

3. 現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行により、高齢のひとり暮らし世帯などが増加しており、家族や地域での相互扶助の機能が弱まっているとともに、市民の抱える生活課題が複雑化・多様化しており、地域社会全体での支え合いが必要です。
- ボランティア団体やNPO等の果たす役割がますます重要となり、その育成の支援とネットワークづくりが求められています。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①地域福祉活動の基盤支援	1) 社会福祉協議会や民生児童委員が行う地域福祉活動やボランティア団体等の育成を支援します。
②地域福祉を支えるネットワークの構築	2) 「横手で生活しているすべての人」を地域福祉の重要な担い手と位置づけ、市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政が積極的に連携し、お互いを思いやるやさしさのあるまちづくりを推進します。

施策実現のための主要事業等

1. 社会福祉協議会、民生児童委員協議会への支援
2. 民生委員児童委員費
3. 地域支え合い体制づくり事業
4. 避難行動要支援者支援体制の整備（避難行動要支援者名簿・個別計画の作成）
5. ひきこもりの若者への支援（地域若者サポートステーション事業（国事業））

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、ボランティア活動などの地域福祉活動に積極的に協力、参加します。
- 事業者は、地域福祉活動に積極的に参加し、また従業員が地域福祉活動に積極的に参加できる職場環境づくりに努めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「地域福祉の向上」に対する市民満足度	27.9%	増加している
サブ指標	民生児童委員の相談指導件数	7,420 件	7,050 件
	ボランティア団体の登録団体数 (社協登録)(累計)	55 団体	60 団体
	避難行動要支援者の登録者名簿への登録率	18.6%	100%

7. 部門別計画

横手市地域福祉計画、横手市障がい者計画・障がい福祉計画、横手市高齢者福祉計画、横手市避難行動要支援者支援計画

基本目標

楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

【政策2】

学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を
育みます《教育文化》

所管：教育総務部・教育指導部・教育機関・まちづくり推進部



チャレンジデー

【政策2】

学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます

所管：教育総務部・教育指導部・教育機関・まちづくり推進部

施策2-1 横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

所管：教育指導課・学校教育課・教育総務課・文化財保護課・学校給食課

1. 目指す将来の姿

ふるさと横手を愛し、学ぶ意欲にあふれ、確かな学力を身に付けた児童生徒が健やかに成長しています。

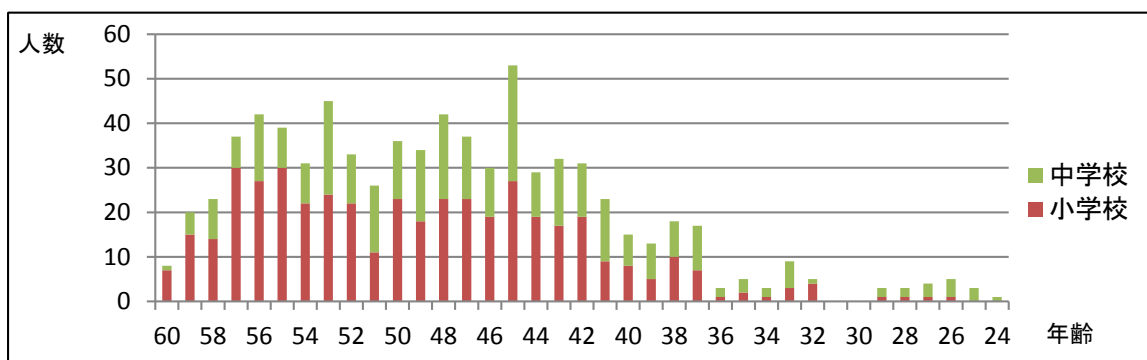
2. 取り組み方針

横手を愛する心と生きる力を育み、学校教育の充実を図ります。

3. 現状と課題

- この10年間で横手市教育に携わる約300人の教職員の退職が見込まれている状況のなかで（【図1】参照）、子どもたち一人一人の教育ニーズに応じた支援と教職員の資質の向上が強く求められています。このような変化の激しい現代社会において、「生きる力」（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を子どもたちが身に付けることができるようにしなければなりません。
- 小・中学校の学力については、全国トップレベルを維持していますが、さらなる学びの質的向上を図ることが求められています。
また、本市の重要課題である人口減少の要因の一つは若年層の人口流出であり、これを食い止めるために、子どもたちが自身の出身地区だけでなく横手市全体の良さ（教育・歴史・文化・産業）を知り、ふるさと横手を愛する心を育むとともに、「子育てのしやすい環境」「教育の質の高さ」を県内外へ発信することが求められています。
さらに、食育の推進については、学校給食センターとの連携を図りながら、横手の食文化や郷土食の重要性も児童生徒に伝え、ふるさと横手を思う心も育んでいく必要があります。
- 少子高齢化の進行や社会環境の変化に伴い、就学前や小中学校において求められている教育内容は多様化し、様々な教育課題が発生しています。その中でも、子どもの情報端末機器の所持率の増加によるネット上のトラブル、そこから起因するいじめ・不登校への対策と対応、また特別な支援を要する子どもへの「インクルーシブ教育」を重要視する声が高まっております。

【図1】教職員数（H27.3.31現在）



4. 施策の展開

主な取り組み	
①教育指導の充実	1) 計画的、組織的な研修を通して教職員の資質向上を図ります。 2) ふるさと横手を愛する心を育む「横手を学ぶ郷土学」に取り組み、地域の力に支えられ、郷土に誇りをもてる教育を推進します。 3) 恵まれた教育環境や子育て環境の質の高さをアピールし、県内外へ発信します。
②特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への支援	1) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対して、個々のニーズに応じた指導を行い、安定した学校生活を送ることができるように支援します。
③不登校適応対策といじめの根絶	1) いじめなどにより学校に適應することが困難な児童生徒に対し、不登校適応指導教室での支援やスクールカウンセラーの配置により改善を図ります。
④学校教育の充実	1) 家庭の経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、教育に必要な扶助を行います。 2) 情報化社会に適應するための情報モラル教育を推進します。 3) 修学の意欲があるにもかかわらず、家庭の経済的理由により修学が困難な学生に対し支援を行います。 4) 児童の入学に向けた小学校と保育所等との連携の強化を図ります。
⑤食育指導の充実	1) 学校給食の提供にあたって、横手市産の食材を積極的に使用し、旬の味覚や郷土食を伝えるとともに、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を体得させるよう、食育の推進を図ります。

施策実現のための主要事業等

- 「横手を学ぶ郷土学」創設事業
- 次世代ものづくり人材育成事業
- 学校生活サポート事業
- 教育相談・不登校適応指導教室事業、横手市いじめ防止等対策事業
- 言語活動充実推進事業、積極的な教育視察の受け入れ
- 奨学資金貸付事業
- 食育・地産地消推進事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、地域において子どもへの見守り、声かけを行い、学校行事や地域活動へ積極的に参加します。
- 事業者は、総合学習における機会や施設の提供などに協力し、未来の横手を担う人材の育成に協力します。

6. 施策の成果指標

	成果指標	現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	学校が楽しいと思う児童生徒	95.0%	98.0%
	不登校児童・生徒の出現率	0.73%	0.60%
サブ指標	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回る平均ポイント数	8.15 ポイント	高い水準で 上回る
	「横手を学ぶ郷土学」の総合テキスト活用完全実施校数	—	23 校
	学校給食食材の横手市産使用率 (主要 15 品目)	35.4%	45.0%

7. 部門別計画

横手市教育ビジョン、横手市食育推進計画、横手市子ども・子育て支援事業計画
(夢はぐくむゆきんこプラン)

用語解説

○横手を学ぶ郷土学

小中学生が地域の歴史・文化・産業を総合的に学ぶことで、横手を理解し、愛着を感じて誇りに思える子どもたちを育て、たくましく生きる力と地域貢献できる能力を育む取り組み。

○インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育。

【政策2】

学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます

所管：教育総務部・教育指導部・教育機関・まちづくり推進部

施策2-2 安全で安心して学べる教育環境の整備

所管：教育総務課、学校教育課、学校給食課

1. 目指す将来の姿

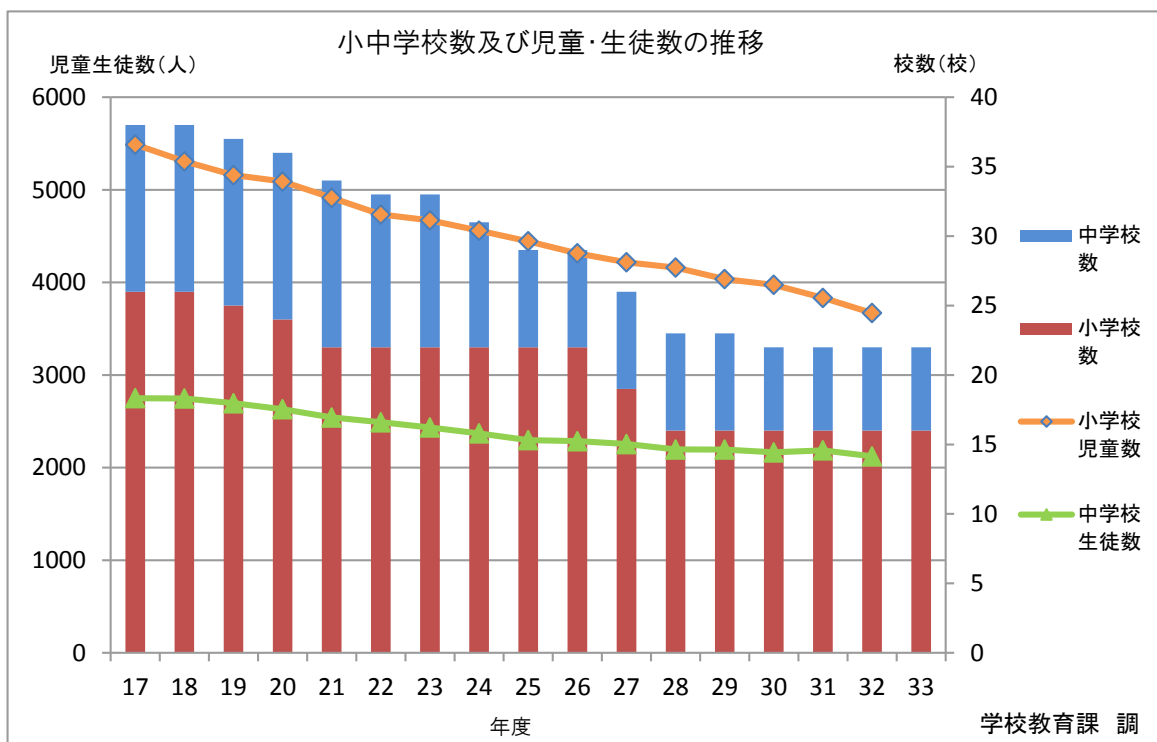
児童生徒が、未来の横手市を担って新しい時代を生き抜く力を身に付けるため、互いに協力し合い切磋琢磨しながら学習することができる、安全で安心な教育環境が整備されています。

2. 取り組み方針

安全・安心して学べる質の高い教育環境を整備するとともに、学校施設等の適正な配置・管理を図る取り組みが必要です。

3. 現状と課題

- 山内地域の山内中学校生徒数が平成30年度には60人台まで減少し、十文字地域の小学校では平成28年度から複式学級が出現する可能性があります。このような状況を踏まえ、平成26年度には関係する地域の統合検討委員会から統合する方向性を示した意見書が提出されましたので、第2次の学校統合スケジュールを策定する必要があります。



- 多くの学校施設が建築後 20 年以上経過しており、経年劣化による建物の損耗がみられます。現在は部分的な修繕で対応していますが、施設全体について大規模な改修計画を策定する時期を迎えています。
- 遠距離通学児童生徒の登下校の安全確保と保護者の負担軽減を図るために、スクールバスの運行を実施しています。小中学校の統合による通学範囲の拡大により車両数が増加しており、これまで以上に適正な運行管理が必要になります。
- 平成 26 年度から市内 7 か所で運営していた学校給食センターを 4 センターに統廃合し給食を提供しています。今後、既存の給食センターの老朽化対策や衛生管理基準が保たれるよう適正な維持管理の必要があります。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①教育環境・教育備品の整備	<p>1) 児童生徒の良好な教育環境の構築のため、引き続き学校規模の適正化を進めるとともに、学校施設の長寿命化対策(大規模改修)に取り組みます。また、これに合わせて小中一貫教育学校の導入を検討します。</p> <p>2) 児童生徒が安全で安心な学校生活を過ごすことができるよう、小中学校施設及び設備等の適正な維持管理を図るとともに、登下校の安全確保のため、スクールバスの適正な管理・運行を行います。</p> <p>3) より良い指導のための教材備品や学校図書館図書の充実に努めるとともに、小中学校の ICT 環境の整備を進めます。</p>
②学校給食施設・設備の充実と安全で栄養バランスのとれた学校給食の提供	<p>1) 児童生徒へ対して安全・安心な学校給食を安定的に提供できるよう、各給食センターの施設及び設備の適正な維持管理と衛生管理を徹底し、施設・設備の計画的な整備を進めます。</p>

施策実現のための主要事業等

1. 学校統合事業
2. 学校施設長寿命化対策（大規模改修）事業
3. 小中一貫教育学校の導入検討
4. スクールバス運行事業
5. 小中学校における ICT 環境整備と活用
6. 学校給食事業
7. 学校給食センター施設の維持管理と運営

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、安全、安心に関する意見を行政へ提出し、教育環境の改善について提案します。
- 事業者は、学校が行うキャリア教育に対し、生徒の受け入れなどの面で協力します。

6. 施策の成果指標

	成果指標	現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「学校教育の充実」に対する市民満足度	28.1%	増加している
サブ指標	長寿命化対策(大規模改修)を実施した 小中学校数(累計)	小中学校 7 校	小中学校 13 校
	学校給食の一人あたりの残食量	48.4g	43.0g

7. 部門別計画

横手市教育ビジョン

用語解説

○統合検討委員会

地域づくり協議会や地区会議からの地域住民代表と、小中学校や幼稚園・保育所の保護者代表者等によって構成され、学校統合の是非や、統合年度に向けた検討を行う。

なお、関係学校の校長は参与として参加している。

○ICT

情報通信技術 (Information & Communication Technology) の意味

【政策2】

学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます

所管：教育総務部・教育指導部・教育機関・まちづくり推進部

施策2-3 元気なまちを築く生涯スポーツの促進

所管：スポーツ振興課

1. 目指す将来の姿

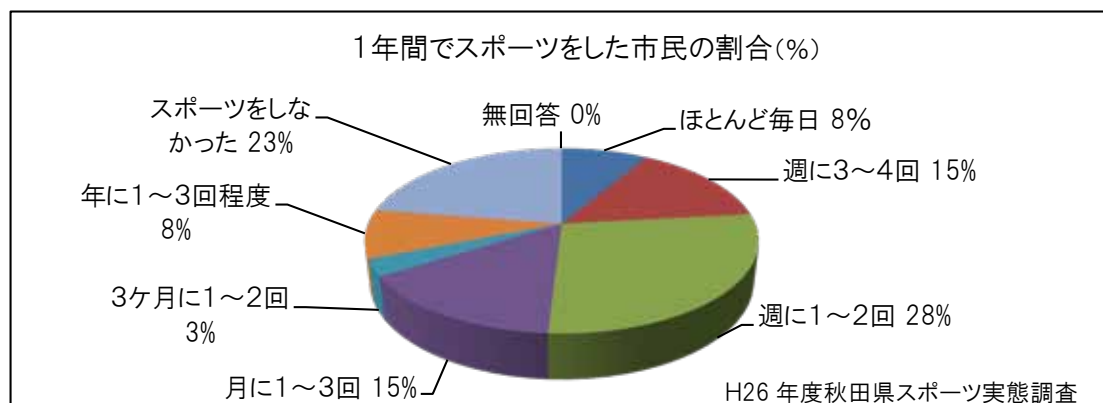
スポーツを通して、市民一人ひとりが心と身体を豊かにし、健康で活力ある生活を送っています。

2. 取り組み方針

市民が日常的にスポーツに取り組むことができるよう、関係団体と連携しながらスポーツ事業を展開し、時代の要請や利用者のニーズに応じたスポーツ施設の改修や整備を推進します。

3. 現状と課題

- 本市では、平成25年3月に「横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例」が制定され、翌月の4月には「スポーツ立市宣言」を行いました。これは、スポーツをキーワードに元気なまちづくりと地域の活性化などスポーツの振興を市民と一体になって推進することを宣言したものです。
- 高齢者層を中心として健康志向の高まりにより、気軽に楽しむことのできるスポーツやレクリエーション活動参加への機運が高まっています。行政と市民が協働してスポーツを推進していく仕組みづくりや多様化する市民ニーズに対応した効果的な施策を展開することが求められています。
- スポーツやレクリエーション活動が、個人の健康増進や技能向上のみに留まらず、地域の活性化やまちづくりに生かそうとする取り組みが求められています。



4. 施策の展開

主な取り組み	
①スポーツの振興	<p>1) 「チャレンジデー」に代表される市民参加型健康増進イベントの開催などを通じて「スポーツ」と「健康づくり」が一体となった生涯スポーツの普及促進を図ります。</p> <p>2) 全国大会等で活躍できる選手・団体の育成を主眼とした大会の開催や国体など全国大会等に出場する選手個人や団体に対する助成を通じて、競技スポーツ強化を促進します。</p>
②スポーツのまちづくりの推進	<p>1) 各種スポーツ大会・スポーツイベントの実施やスポーツ合宿等の誘致に積極的に取り組み、スポーツ交流と観戦機会の充実を図ると同時に、地域活性化や交流人口の増加につなげ、にぎわいのあるまちづくりに活かします。</p>
③社会体育施設等の整備と適正な管理	<p>1) 市民がスポーツやレクリエーションを安全に安心して楽しんでいただけるよう施設・設備の適正な維持管理を実施して、施設の魅力アップに努めるとともに、機能や利用状況に応じた計画的な設備整備と各体育施設の適正な配置を促進します。</p> <p>2) 施設の利用状況や施設状況をわかりやすく伝え、利用促進を図ります。</p>

施策実現のための主要事業等

1. 市民スポーツ振興事業
(チャレンジデーや各地域の市民スポーツ大会の実施など)
2. 横手市体育協会の支援と連携
3. スポーツのまちづくり事業
(観戦機会充実のためのスポーツ大会やスポーツ合宿の誘致など)
4. 競技スポーツパワーアップ事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、市民参加型健康増進イベント等に積極的に参加するなど、スポーツに親しみ、健康づくりに取り組みます。
- 事業所は、社員のスポーツ大会や行事等への参加に協力するとともに、会社ぐるみで横手市のスポーツ振興を応援します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「スポーツ・レクリエーションの振興」に対する市民満足度	24.0%	増加している
サブ指標	成人が週1回以上スポーツをする人の割合	50.9%	54.0%
	社会体育施設の利用者数(5年平均)	514,285 人	518,000 人
	スポーツ合宿の誘致数	7 件	増加している

7. 部門別計画

横手市スポーツ振興計画



横手わか杉カップ中学バレーボール大会

【政策2】**学びの充実とスポーツの振興により、生きる力と豊かな心を育みます**

所管：教育総務部・教育指導部・教育機関・まちづくり推進部

施策2-4 活力ある地域と心豊かな人を創る生涯学習の推進

所管：生涯学習課・図書館課・地域づくり支援課

1. 目指す将来の姿

多様な生涯学習の機会が提供され、市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学べるとともに、優れた芸術文化に親しむことができます。また、より良い読書環境が整えられ、市民が自らの考えで行動し、人生をより深く生きることができています。

2. 取り組みの方針

多様で変化の激しい社会に対応するため、市民のライフステージに応じた学習情報提供と学習相談体制の充実に加え、個人の自立と絆づくり、地域づくりの取り組みを促進するため、学習機会の充実と支援を行います。

芸術文化の振興のため、引き続き優れた芸術にふれる機会や体験活動を推進していきます。

市民の豊かな教養と文化の向上に資するため、学校等や地域社会と連携・協力し、図書館サービスの展開と、未来に引継ぐべき郷土資料の収集に努めます。

3. 現状と課題

- ライフスタイルの多様化に伴い、市民の学習要求もより幅広く高度になりつつあり、市で開催している講座や教室等において、より満足度の高い学習機会の提供が求められています。
- 市民協働によるまちづくり活動との連携をさらに進め、公民館活動について、より時代に見合った形で地域コミュニティ活動を展開できるよう、公民館機能の見直しが必要となっています。
- 社会教育施設等の運営効率化を図るため、類似施設や老朽化施設等の統廃合を含めた整備が課題となっており、市民にとって利便性が高く充実した施設の提供が求められています。
- インターネット等の発達により大量な情報に触れる現代にあって、情報の整理・選択や適否・正誤を自分で考え判断する習慣を身に付けることが大切であり、教養を高め情報を豊かにする読書活動を欠かすことができません。そのため、市民の読書活動

を行う場を提供し、読書文化の振興に繋げていく必要があります。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①生涯学習の振興	1) 市民の学習意欲の高まりに応え、秋田大学横手分校とも連携しながら、各種講座や教室等のより満足度の高い学習機会の提供に努めるとともに、学習環境の整備を図ります。 2) 子どもたちの豊かな情操と心身の健全な成長のため、各種体験活動事業や交流事業などの実施に努めます。 3) 学習の成果を地域活動参画や社会貢献に活かす環境づくりに努めます。
②社会教育の推進	1) 各種社会教育団体の活動を支援します。 2) 公民館について、市民協働によるまちづくり活動と連携した地区交流センター化を見据え、その機能を見直します。
③芸術文化の振興	1) 芸術文化に親しむ活動を推進するとともに、市民が主体的に行う芸術・文化活動を支援し、成果発表の機会と場の提供に努めます。
④図書館の充実	1) 図書館の設備や機能を充実させ、読書文化の振興や情報交流などの場としての活用を図ります。 2) 読書活動の支援を充実させるとともに、市民の活動の証となる資料収集・保存に努めます。
⑤社会教育施設等の適正な管理	1) 社会教育施設等の予防修繕を実施して長寿命化を図るなど、施設や設備の適正な維持管理を実施し、施設の魅力アップに努めます。 2) 社会教育施設等の計画的な整備と更新を進め、施設の適正な配置を進めます。

施策実現のための主要事業・取り組み

1. 生涯学習推進事業
2. 秋田大学横手分校事業
3. 公民館等各種社会教育施設の運営と施設の長寿命化事業
4. 自主文化事業委託費
5. 芸術文化推進事業
6. 増田まんが美術館整備事業・増田まんが美術館魅力アップ事業
7. 市立図書館の管理運営
8. 読書活動促進事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、各種の講座への参加や学びを実践したり、地域活動や文化・芸術活動へ積極的に参加します。
- 市民は、読書に親しみ、子供へ読み聞かせなどを行います。
- 事業者は、事業に関係する講座への講師派遣や自分たちの施設を生涯学習の場として積極的に提供や紹介を行います。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「生涯学習の推進」に対する市民満足度	27.2%	増加している
サブ指標	生涯学習講座・教室の参加者数	45,535 人	47,000 人
	社会教育施設の利用者数 (市民会館含む)	604,132 人	620,000 人
	市民会館ホールの稼働率	58%	65%
	図書館の入館者数	228,706 人	240,000 人
	人口に占める図書館利用カード登録者数 割合	15.8%	16.9%

7. 部門別計画

横手市生涯学習推進計画（よこて学びプラン）、
横手市社会教育施設長寿命化修繕計画、横手市子ども読書活動推進計画



石坂洋次郎文学記念館

【政策2】

学びの充実とスポーツの振興により生きる力と豊かな心を育みます

所管：教育総務部・教育指導部・教育機関・まちづくり推進部

施策2-5 よこての伝統文化の継承と再発見

所管：文化財保護課・歴史まちづくり課

1.目指す将来の姿

市民が地域の歴史や文化をよく理解し、横手に誇りを持って暮らしています。

2.取り組み方針

文化的資産を活かした地域づくりと観光振興を進めるため、市民とともにその把握と周知、保存活用を推進します。

地域の歴史と文化的資産の周知を通じて市民に郷土への愛着と誇りを育みます。

3.現状と課題

- 横手を全国に発信することのできる大規模な文化的資産を再評価し、地域づくりや観光振興へ活用するため、幅広い調査とその発見が求められています。増田の町並みの文化財的価値を周知することや、早期に金沢柵と沼柵の国史跡指定を目指すため、文化財の指定や登録の積極的な推進が望まれます。
- 地域づくりや観光の核となる文化的資産を集約した展示施設が求められています。後三年合戦など地域史の全体像を保存公開するため、国指定史跡大鳥井山遺跡、金沢柵をはじめとする、後三年合戦関連遺跡を核とした文化財等保存活用のための施設（ビクターセンター）の設置が必要です。
- それぞれの地域の活性化の核となる文化的資産を、より多くの人々にわかりやすく周知する必要があります。後三年合戦金沢資料館、雄物川郷土資料館など市内資料館施設等の充実と話題作り、集客力のある魅力あふれる運営が望まれています。
- 地域の伝統的な文化的資産が失われつつあります。文化財保全のための努力が求められる一方で、横手市の次代を担う児童生徒には歴史と伝統、慣習などを身に付ける郷土学習を定着させることで、郷土を愛する心を育むことが求められます。

主な資料館入館者数・公開講座等参加者数の推移

	24年度	25年度	26年度
雄物川郷土資料館	3,107人	3,225人	3,501人
後三年合戦金沢資料館	6,588人	4,907人	5,224人
シンポジウム・公開講座等参加者	770人	600人	992人

4. 施策の展開

主な取り組み	
① 文化的資産の把握と周知、保存活用	<p>1) 増田の町並みの保存と活用、各種史跡の調査を積極的に進めるとともに、金沢柵と沼柵の後三年合戦関連遺跡について、シンポジウムや講座での情報発信を実施するほか、早期の国指定史跡化を実現します。</p> <p>2) 資料館施設については、魅力ある企画展等を通じた内容の充実と適正な維持管理を実施して施設の利用者増を図るとともに、地域の文化的資産を保存展示し、文化的資産活用と観光の拠点となる文化財等保存活用のための施設(ビジターセンター)の設置を検討します。</p> <p>3) 文化的資産を所有者や管理者と共に保護し、地域づくりに活用します。そのため、文化財指定や登録を積極的に推進し、「歴史文化基本構想」の策定を目指します。</p>
② 文化的資産による愛着と誇りの醸成	<p>1) 市全体の歴史と伝統を学ぶ「横手を学ぶ郷土学」を創設し、小中学校と連携して、横手を愛する児童生徒を育成します。</p> <p>2) 市民との協働作業によって地域の特色ある文化的資産の保全・伝承をはかるとともに、地域を愛する心を育みます。</p>

施策実現のための主要事業等

1. 文化的資産の発見と保護、活用
2. 歴史的風致維持向上計画策定と歴史まちづくり事業
3. 重要伝統的建造物群保存事業
4. 後三年合戦保存活用整備事業
5. 埋蔵文化財発掘調査事業
6. 雄物川郷土資料館等各資料館施設の運営と管理
7. 「横手を学ぶ郷土学」創設事業(再掲)

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、文化的資産の調査や保存活動に積極的に参加し、協力して地域の文化的価値を高めます。
- 市民は、地域の祭り、伝統行事、郷土学習の機会へ積極的に参加することで、文化を継承し、後継者を育成します。
- 事業者は、地域の祭り等へ積極的に協力します。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「地域文化の振興」に対する市民満足度	19.5%	増加している
サブ指標	資料館等の利用者数	8,725 人	10,000 人
	シンポジウム・公開講座等年間参加者数	992 人	900 人
	国・県・市による指定登録文化財の数 (累計)	252 件	288 件
	修理修景事業の年間実施件数	6 件	4 件

7.部門別計画

横手市教育ビジョン、横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画、
史跡大鳥井山遺跡保存管理計画

用語解説

○ビジターセンター

国史跡・大鳥井山遺跡をはじめとする埋蔵文化財の展示や、横手市の歴史文化の情報を目に見える形で紹介する博物館施設

基本目標

美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり

【政策3】

豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできる
まちづくりを進めます《生活環境》

所管：市民生活部・総務部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部



横手の美しい田園風景

【政策3】

豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民生活部・総務部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3-1 安心して暮らすことのできるまちづくりの推進

所管：生活環境課・地域づくり支援課・建設課

1. 目指す将来の姿

事故や犯罪、消費者が巻き込まれる悪質商法や特殊詐欺等の被害が減少し、市民がお互いに助け合いながら、安心して生活を送っています。

必要な時には専門的な相談が受けられ、問題の解決に結びつく方法を速やかに見出すことができます。

2. 取り組み方針

交通安全や犯罪に関する意識を高める機会、消費者トラブルに関する知識を深める機会を増やすほか、各種相談窓口の周知を図ります。

空家の総合的な対策を推進するため、空家の状況を適宜、調査し、より効果的な制度を構築すべく、市民や関係団体との連携を深めます。

3. 現状と課題

- 高齢者がかかわる交通事故が増加しています。高齢者が加害者にも、被害者にもならないよう、交通安全の取り組みを一層、推進していく必要があります。
また、市民が特殊詐欺に遭うケースが発生しています。地域ぐるみ、家族ぐるみの防犯意識のさらなる向上が求められています。
- 少子高齢化や核家族化の進展により、空家が増加しています。特に老朽化した空家は、防災、防犯、衛生上の面から地域の良好な生活環境を著しく脅かす原因となっており、倒壊等の事故を未然に防ぐためにも、空家の所有者等に対応を促す必要があります。
- 悪質商法を始めとした消費者トラブルや人権侵害等、市民が抱える問題について市民自らが解決策を見出し、また、未然に防ぐことができるよう、啓発や相談体制の充実が求められています。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①交通安全対策の推進	1) 交通安全に関する啓発等を関係団体等と連携して行い、特に高齢者を対象とした活動を促進します。また、交通事故を未然に防ぐため、カラー舗装やグリーンベルト、カーブミラー設置等の交通安全施設整備を推進します。
②防犯対策の推進	1) 警察、学校、地域の防犯活動団体等と連携した防犯対策を推進するとともに、よこて安全・安心メールを活用して防犯情報を共有するなど、被害防止に努めます。
③空家対策の推進	1) 管理が行き届いていない空家の所有者等に対し、適切な管理を促すほか、空家の有効活用を推進する施策を実施します。
④市民相談の実施	1) 市民が抱える多様化した問題を解決するため、無料法律相談や消費生活相談など、各種相談窓口の周知を図ります。

施策実現のための主要事業等

1. 交通指導隊及び防犯指導隊の活動の促進
2. 交通安全対策事業・防犯対策事業、交通安全施設整備事業
3. よこて安全・安心メールの加入促進と配信
4. 老朽危険空家対策事業
5. 市民相談事業（消費生活相談、無料法律相談、行政相談、人権相談等）

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、子ども見守り隊への参加、安全・安心メールへの登録など、地域の見守り体制構築に協力し、地域の危険箇所を確認し、行政へ報告します。
- 事業者は、特殊詐欺等の犯罪の水際阻止に協力するなど、市民が犯罪に遭わないよう、地域の見守りに協力します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「交通安全・防犯対策の推進」に対する市民満足度	37.3%	増加している
	人口千人あたり 年間交通事故死傷者数	2.58 人	減少している
サブ指標	よこて安全・安心メールの登録者数	4,491 アドレス	4,940 アドレス
	市民を対象とした犯罪発生件数	224 件	175 件
	老朽危険空家の数	34 棟	20 棟

7.部門別計画

横手市交通安全計画・交通安全実施計画、横手市空家等対策計画

用語解説

- よこて安全・安心メール事業
災害、防犯、交通情報等をメール配信する事業

- 特殊詐欺
いわゆるオレオレ詐欺等の振り込め詐欺や架空請求詐欺、金融商品取引名目の詐欺等

【政策3】

豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民生活部・総務部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3-2 美しい自然環境と快適な生活環境の保全

所管：生活環境課・農林整備課

1. 目指す将来の姿

水と緑と人が共生し、貴重な動植物が保全されています。

まちの美観は損なわれることなく、河川などの豊かな自然環境が市民にやすらぎの場となるなど、快適な生活環境が実感できます。

2. 取り組み方針

市民や事業所及び環境関係団体と連携し、不法投棄の監視やクリーンアップ等で地域の環境美化を推進します。また、各種公害を監視し、生活環境の保全に努めます。森林や農地を適正に管理し、環境保全機能や水循環機能の維持、向上を図ります。また、下水道等への加入促進や合併浄化槽による生活排水の浄化により河川水の水質保護を図ります。さらに、定期的に河川水の水質を検査し、汚染状況の把握に努めます。

3. 現状と課題

- 本市は、里山的な森林生態系と水田地域特有の耕地生態系の中で、多種多様な動植物が生息しています。緑の減少等による生物多様性の低下を防ぐため、自然環境と調和した農林業を推進し、森林、農地のもつ環境保全機能や水循環機能の維持、向上を図る必要があります。
- 日本有数の河川である雄物川、それに繋がる支流、小川や水路、池沼、遊水池、水田等、本市の多様な水辺環境は市民の生活にとって欠くことのできない自然環境であり、これを保全する必要があります。
- 豊かな自然環境を守り次世代に伝えるためには、自然を破壊する行為を監視し、さらに貴重な動植物の現状把握に努め、これを紹介する活動を通じて市民の自然保護意識を高める取り組みが必要です。
- 快適な生活環境のなかで、市民が安全で健康的な暮らしをおくるためには、美しい景観を保全し、産業型公害、都市・生活型公害などによる汚染から郷土を守る必要があります。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①環境美化活動の推進	1) ごみのポイ捨てや不法投棄をしないよう、意識啓発などの環境美化活動を推進するとともに、ごみの不法投棄の監視や取り締りを実施します。
②自然環境保全の啓発	1) 河川や湧水の水質調査を実施し、水辺環境の保全や向上に取り組むとともに、それらの情報提供等を通じて自然保護意識の高揚につなげます。
③公害の防止	1) 大気、水質、騒音、悪臭等の環境監視を実施し、各種公害の未然防止への取り組みを実施します。
④生態系の維持(農地や森林の保全)	1) 農地や森林の保全のため、適正な管理を強化します。 2) 外来の動植物から希少生物を保護し、本市特有の多様な生態系を保全します。 3) いこいの森や自然体験型交流施設などの管理を適正に行い、豊かな自然環境を活かした市民の憩いの場の提供と自然保護意識の向上を図ります。

施策実現のための主要事業等

1. 環境美化推進事業（市民クリーンアップなど）
2. 不法投棄場所の把握と監視
3. 公害防止対策事業
4. 河川・湧水の水質監視
5. 市営墓園・市営斎場・衛生センターの運営と管理
6. 緑化推進事業（アメシロ・松くい虫防除対策）
7. いこいの森・自然体験型交流施設の管理

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、地域のクリーンアップに積極的に参加するとともに、ごみの不法投棄は絶対にしません。また、生活排水にも気を配ります。
- 事業者は、企業活動による環境汚染や公害を防止し、社会貢献として環境美化・保全活動に取り組みます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「自然・歴史的環境の保全と活用」に対する市民満足度	22.6%	増加している
サブ指標	市内河川4地点のBOD環境基準値の達成率	100%	100%の維持
	雪中のpH値	pH5.0	改善している
	自動車騒音の環境基準達成率	97.8%	98.0%
	「こどもエコクラブ」登録団体の数	0 団体	5 団体

7. 部門別計画

横手市環境基本計画、横手市農業振興地域整備計画、横手市森林整備計画、横手市景観計画、横手市下水道中長期ビジョン等

【政策3】

豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民生活部・総務部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3-3 災害に強いまちづくりの推進

所管：消防本部・危機管理課・建設課

1. 目指す将来の姿

消防や救急体制がより充実し、防災等に関する地域の取り組みが活発に行われ、安全・安心に暮らせるまちづくりが進んでいます。

2. 取り組み方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視します。

なお、災害に対しては「自らの命は自ら守る行動（自助）」と「身近な地域コミュニティによる助け合い（共助）」が非常に大切なことから市民への啓蒙や支援に努め、これに「企業・団体等の協力を得た公的機関の措置（公助）」の総合力で対応していきます。

3. 現状と課題

- 本市では豪雪をはじめ地震、集中豪雨、台風による自然災害が散発的に発生し、市民の生活を脅かしています。特に東日本大震災以降、災害等の危機発生時における消防や救急体制の充実に対する市民の期待は高まっており、市民の生命や財産を保護するためにも、総合的な危機管理体制の充実に努めていく必要があります。

また、近年の豪雪に伴う新たな課題として、積雪寒冷期の地震災害についての対応が必要と考えられます。

- 火災をはじめとする災害の未然防止や災害時の対応には、自主防災組織など地域の方々の組織的な活動や企業の応援体制が大きな役割を担います。特に、一人では避難することが困難な高齢者や障がい者に対しては公的機関のみならず、地域の支援が不可欠なことから地域の防災力向上に努めるとともに、消防団活動の推進が必要です。
- 様々な災害の未然防止を図り被害を最小限に食い止めるためには、防災計画や災害マップ等を作成し、行政と市民が共に防災情報の共有を図るなど、平時から迅速で的確な対応がとれる体制に取り組む必要があります。

4. 施策の展開

主な取り組み	
① 消防機能の維持向上	<p>1) 計画的な消防車両等の整備・更新並びに防火水槽や消火栓等の消防水利の設置を進めるとともに既存の施設や設備等の適切な維持と修繕に努めます。</p> <p>2) 将来の人口を見据えた消防体制と分署庁舎の整備に取り組みます。</p>
② 消防団活動の推進	<p>1) 幼少期からの防災教育や広報活動などを通じ消防団員の確保を図り、あわせて消防団協力事業所制度を推進して消防団が速やかに活動できる体制を進めます。また、ポンプ積載車や可搬ポンプ等の消防機材や装備の計画的な配備と更新を継続して進めます。</p>
③ 救急救命体制の充実	<p>1) 救急救命士の養成等救急救命業務体制の充実に努め、迅速・確実な救急搬送を行なうため医療機関との連携を図ります。</p> <p>2) 公的施設等に配置されているAED(自動体外式除細動器)の適正な維持管理を行うとともに、市民に対する応急手当の普及・啓発に努めます。</p>
④ 防災施策の推進	<p>1) 「横手市地域防災計画」並びに「横手市水防計画」を策定し、防災施策及び必要量の備蓄を計画的に進めます。</p> <p>2) 広域防災拠点等について、国や県と協議を進め機能強化を図ります。</p>
⑤ 災害危険区域等の情報提供	<p>1) 県との協力のもとに、本市の地理的条件や気候特性を踏まえ、融雪や大雨等による土砂災害の危険個所の実態を把握し、市民への情報提供と災害の未然防止への取り組みを進めます。</p>
⑥ 地域と一体となった防災体制づくり	<p>1) 自主防災組織による防災訓練などを通じて、市民や地域の自発的な防災活動を推進します。また、ひとり暮らし老人世帯など災害時の要支援者への支援体制を確立します。</p>

施策実現のための主要事業等

1. 常備消防施設等整備事業
2. 非常備消防経費
3. 常備消防経費
4. 消防施設整備事業
5. 消防分署統合事業
6. 救急医療体制整備事業（公共施設へのAED設置）
7. 災害対策費
8. 急傾斜地崩壊対策事業
9. 避難行動要支援者支援体制の名簿（再掲）

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、家庭で水や食料を備蓄するなど、防災意識を高めます。
- 市民は、協力して災害を乗り越えるため、日頃から隣近所とのコミュニケーションを深めます。また、自主防災組織をつくります。
- 事業者は、物資の支援のための備蓄に努め、災害時には可能な限り避難場所の提供を図ります。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「消防・防災体制の充実」に対する市民満足度	32.6%	増加している
サブ指標	耐震性貯水槽の設置数（累計）	76 か所	99 か所
	普通救命講習の修了者養成数（累計）	37,860 人	49,000 人
	消防団協力事業所の数	55 事業所	59 事業所

7. 部門別計画

横手市地域防災計画、横手市水防計画



市消防訓練大会

【政策3】

豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民生活部・総務部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3-4 循環型社会の一層の推進

所管：生活環境課・農業振興課

1. 目指す将来の姿

市民一人ひとりが「もったいない」を心がけたライフスタイルを取り入れ、豊かな自然と快適な地域社会の共存が実現しています。

2. 取り組み方針

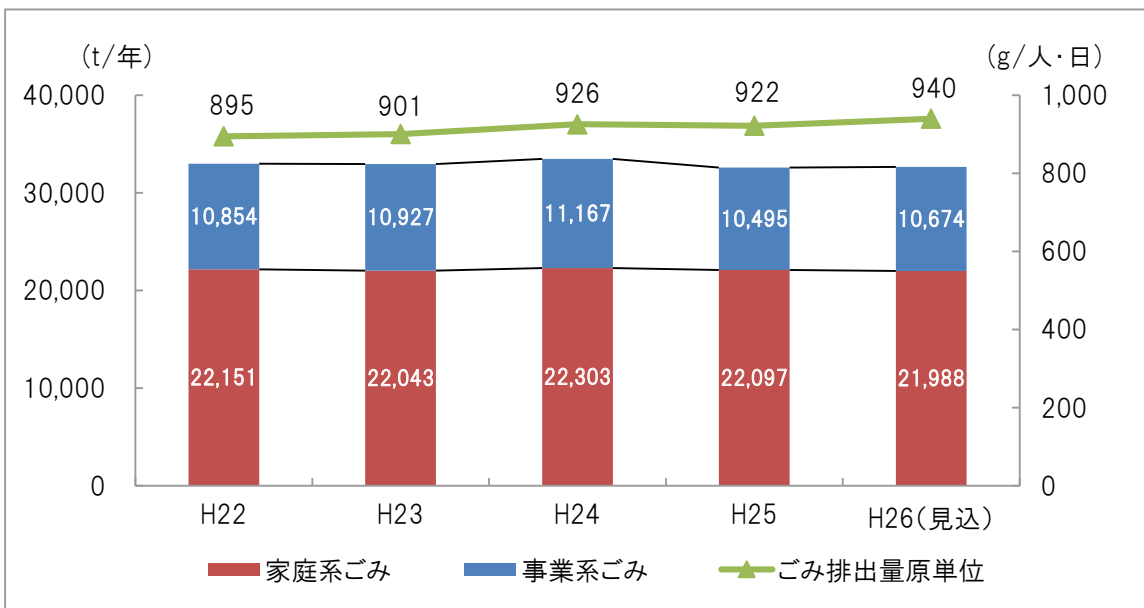
統一分別ルールの周知浸透を図り、環境負荷の低い地域社会の実現を目指します。生ごみのたい肥化や資源集団回収活動を推奨し、循環型社会の確立を目指します。

3. 現状と課題

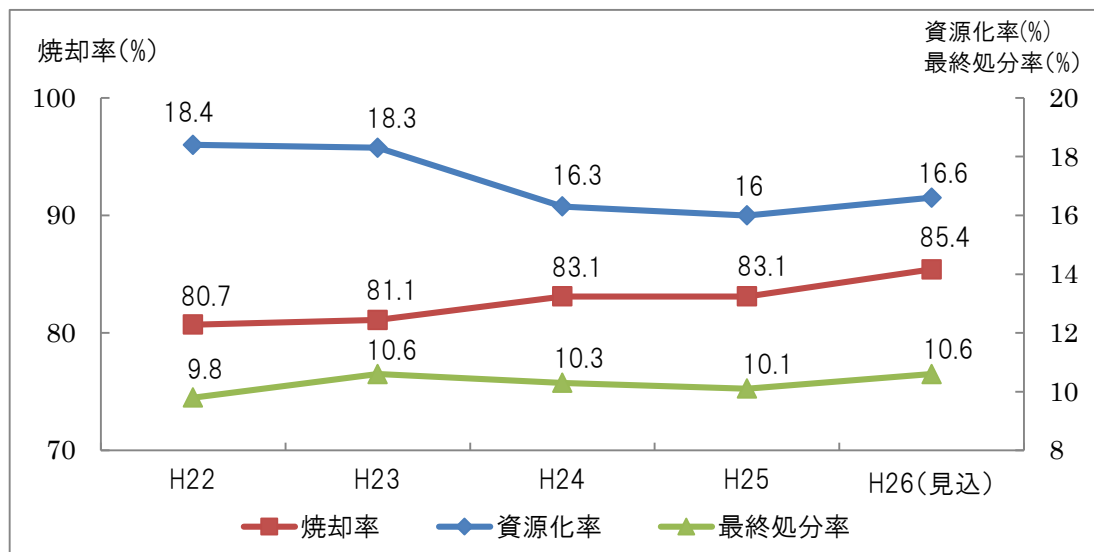
- 本市のごみの排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、ほぼ横ばいの傾向にあり、引き続きごみの減量化に向けた取り組みが必要です。

また、「クリーンプラザよこて」の稼働に伴い、統一分別ルールが開始されます。これに伴い、資源物としてリサイクルを推進する品目を増やし、より分別が推進されることとなりますが、ルールの実効性を確保し、資源化率の向上と循環型社会の形成を実現するためには、ルールの周知徹底とルールに対応した集積庫整備の支援を行うことが、課題となっています。

【年間ごみ総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量の推移】



【焼却率・資源化率・最終処分率の推移】



4.施策の展開

主な取り組み	
①ごみの適正処理と排出抑制の推進	<p>1) ごみの減量化への取り組みの中で、排出されたごみの適正処理と高い資源化率を目指すとともに、ごみの排出そのものを抑制する3R(リデュース・リユース・リサイクル)の啓発を推進していきます。</p> <p>2) 生ごみの各家庭でのたい肥化や、新聞雑誌、段ボール、スチール、アルミ、びんなどを有価物として扱う、資源集団回収活動を推奨し、少子高齢化社会が進行する中であっても、こうした活動が継続的に行われるよう、その実施主体を支援する取り組みを加速していきます。</p>

施策実現のための主要事業等

1. クリーンプラザよこて費
2. ごみ収集費（統一分別ルール of 周知と徹底）
3. 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の啓発と推進
4. 堆肥センターの運営
5. バイオマスタウン推進事業

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、ごみの分別を徹底し、ごみの減量と資源の有効活用を心がけたライフスタイルを取り入れます。
- 事業者は、廃棄物の減量や有効活用に努めます。
- 事業者は、地域の廃品回収に協力します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「環境保全政策の充実」に対する市民 満足度	33.3%	増加している
サブ指標	ごみの総排出量	32,662t	28,877t
	市民1人/1日当たりのごみの排出量	940g/人・日	915g/人・日
	ごみの資源化率	15.8%	19.8%
	エコライフ協力団体の数	80 団体	90 団体

7. 部門別計画

横手市環境基本計画、横手市一般廃棄物処理基本計画・実施計画、横手市ごみ分別収集計画、横手地域循環型社会形成推進地域計画

用語解説

○ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）

3Rは、**Reduce**（リデュース）、**Reuse**（リユース）、**Recycle**（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、その意味は次のとおりです。

- ① **Reduce**（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。
- ② **Reuse**（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。
- ③ **Recycle**（リサイクル）は、再使用ができずに、または再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

【政策3】

豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

所管：市民生活部・総務部・まちづくり推進部・農林部・建設部・消防本部

施策3-5 エネルギーの地産地消の推進

所管：生活環境課・農林整備課

1. 目指す将来の姿

地域にある再生可能エネルギーが公共施設、個人住宅、事業所等において有効活用されています。

2. 取り組み方針

市の公共施設での省エネルギー活動の推進と施設への再生可能エネルギーの導入を促進し、率先して温室効果ガスの排出削減に努めます。また、市民や事業所に対し、省エネルギー活動の啓発と再生可能エネルギーの導入支援を通じて地球温暖化防止活動を呼び掛けます。

3. 現状と課題

- 地球温暖化の防止や災害時のエネルギー確保のため、化石エネルギー源から再生可能エネルギーへの転換とエネルギーの無駄使いを防止する対策が必要です。
- 地域にある資源からエネルギーをつくり、このエネルギーを地域内で循環することで地球温暖化防止活動に取り組む必要があります。

○公共施設への再生可能エネルギー導入施設数

(単位：施設)

年度	23	24	25	26	27
施設数	4	8	11	19	21

太陽光発電 17 施設、雪氷熱 4 施設

○横手市の二酸化炭素排出量推移

(単位：t CO₂)

年度	20	21	22	23	24
CO ₂ 排出量	727,000	717,000	778,000	802,000	800,000

環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援サイト「部門別 CO₂ 排出量の現況推計」より

4. 施策の展開

主な取り組み	
①地球温暖化対策の推進	1) 再生可能エネルギーへの取り組みを強化します。 2) 省エネルギーへの意識啓発と取り組みを強化します。 3) 公共施設等の整備に併せ、省エネルギー機器の採用や、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を検討するなど市が率先して環境負荷の低減に取り組みます。

施策実現のための主要事業等

- 市の事業における率行的行動の実践
(街路灯LED化事業、公共施設への太陽光発電・地中熱利用設備の導入促進事業)
- クールビズやウォームビズ等の啓発と家庭や事業所への取り組み支援
- カーボンオフセット地球温暖化対策事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、省エネへの取り組みを継続し、再生可能エネルギー普及へ協力します。
- 事業者は、事業活動における省エネへの取り組みを強化、継続します。
- 事業者は、再生可能エネルギー事業への参画をするなど、その普及へ協力します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	横手市の二酸化炭素排出量 (平成 24 年度末の数値)	800,000t-CO ₂	減少している
サブ指標	市公共施設の再生可能エネルギー発電 導入容量 (平成 26 年度末の数値)	2,295kW	2,345kW
	市公共施設の温室効果ガス排出量	26,802t-CO ₂	24,122t-CO ₂
	グリーン電力の地産地消率	—	8,410 MWh/年

7. 部門別計画

横手市地球温暖化防止実行計画

基本目標

地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり

【政策4】

魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す
産業の振興を図ります《産業振興》

所管：農林部・商工観光部



増田の町並み

【政策4】

魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

所管：農林部・商工観光部

施策4-1 魅力ある農林業の振興

所管：農業振興課・農林整備課・農業ブランド創造課・実験農場・農業委員会

1. 目指す将来の姿

農業の担い手が育ち、集落で農業を経営する仕組みができつつあります。また、担い手への農地の集積と水田のフル活用が進み、不作付地が減少し農家所得が向上するとともに新規就農者も増加しています。

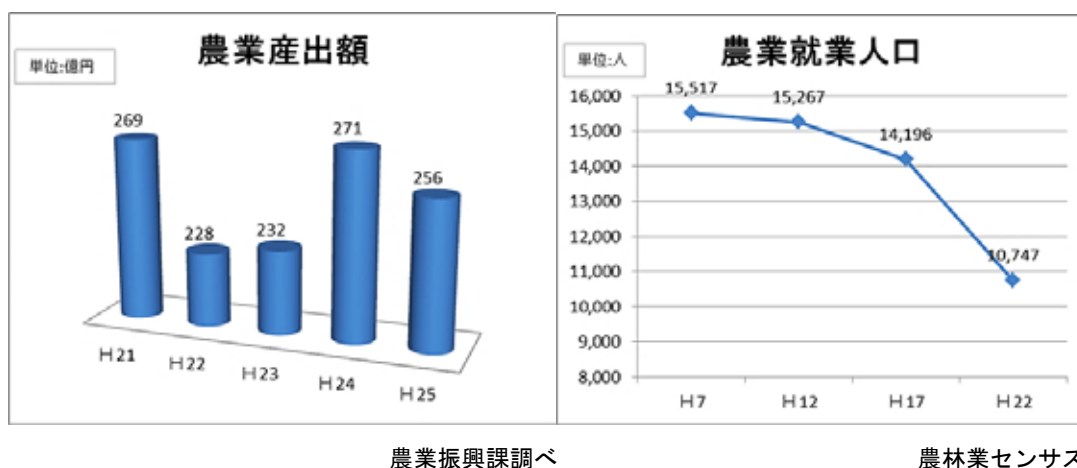
2. 取り組み方針

将来の横手市農業を支える担い手の確保、育成を図るとともに、生産基盤の整備を進め、農家の経営基盤を強化し、地域の特性を生かした作物や特産品の生産拡大に努めることで、地域農業の活性化を目指します。

また、農業・農村の維持に向けて、農地や森林の地域資源を最大限に活用し、保全・管理を進めます。

3. 現状と課題

- 農村地域は、高齢化の進行や米価の低迷などにより担い手が不足している状況であり、経営能力に優れた多様な経営体の育成が求められています。また、条件が不利な中山間地域においては、耕作放棄地の増加が懸念されています。
- 稲作については、生産コストの低減に努め、消費者が求める安全で安心な「美味しい」米づくりが求められています。そのためには、生産性向上に不可欠な生産基盤の整備を進める必要があります。
- 市内で生産される主要な野菜、果樹は県内トップの生産量と販売額ですが、価格の低迷や担い手の減少などにより、栽培面積が減少傾向にあります。消費者ニーズが多様化している中、マーケティング体制の強化と販売機能の強化が課題となっています。
- 市内に豊富に存在する森林資源の保全と活用を促進するため、間伐や林道整備等林業産業の基盤整備などを適切に推進する必要があります。



4. 施策の展開

主な取り組み	
① 経営能力に優れた多様な経営体の育成	1) 新規就農者を育成、農業経営の規模拡大を目指す経営体など多様な経営体を支援します。 2) 意欲ある担い手へ農地の集積を推進し、経営の効率化と安定を促進します。
② 生産力強化に向けた基盤の整備	1) 生産性と収益性の向上を図るため、水田の大区画化などによる基盤整備を促進します。 2) 複合経営の生産体制を強化し、通年型農業モデルの確立を目指します。
③ 地域の特性を生かした農業の推進	1) 雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図ります。 2) 地域資源を有効活用した6次産業化への取り組みを支援します。 3) 地元産への住民意識を高めるため、地産地消の普及を推進し、食育の推進と食文化の継承を図ります。
④ 横手産農産物のブランド化と産地づくりの推進	1) 農畜産物の販売力を強化するためブランド化を推進します。 2) 新たな作目や品種の導入を促進し、売れる農産物づくりを支援します。
⑤ 農林業・農村の多面的機能の発揮	1) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します 2) 森林整備の推進を通じて、森林資源の多面的活用を促進し、魅力ある森林産業を推進します。 3) 地域資源をいかしたグリーンツーリズムを推進し、都市住民との交流を促進します。
⑥ 地域価値創造拠点の整備	1) 実験農場を核として、新規就農者の育成や農業技術研修機能の強化、6次産業化支援などをトータルで強力に推進するための地域価値創造拠点の整備を進めます。

施策実現のための主要事業等

1. 就農支援事業（青年就農給付金事業など）
2. 担い手への農地集積推進事業
3. よこて農業創生大学事業
4. 農業法人確保・育成事業
5. 作物振興事業（農業夢プラン推進事業、高収益作物導入推進事業）
6. 6次産業化応援事業
7. 産業づくり事業（生産力強化産地確立事業・水田利活用緊急支援対策事業）
8. 農業生産基盤整備事業（ほ場整備事業など）
9. 多面的機能支払交付金事業・中山間地域等直接支払交付金事業
10. 造林事業
11. 「また、来てみたい」グリーンツーリズム横手の魅力発信事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、地域の食文化に誇りを持ち、地元農産物の消費拡大に努めます。また、贈り物などにより、地元農産物のPRを積極的に行います。
- 事業者は、経営の効率化や工夫に努め、安全でおいしいものを生産し、地元農産物のブランド化を進めるなど、儲かる農林業を目指します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「農林業の振興」に対する市民満足度	17.6%	増加している
サブ指標	新規就農者数(年間)	年間 30 人	(H28～32 年) 年間 30 人
	農業産出額	251 億円	257 億円
	農業法人数	93 法人	100 法人
	担い手への農地集積率	81.0%	85.0%
	ほ場整備率(30a以上)	88.8%	93.8%
	6次産業化に向けた商品開発等への 取り組み数(年間)	9 件	15 件

7. 部門別計画

横手市農業振興計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想、横手農業振興地域整備計画、横手市食育推進計画、横手市森林整備計画

【政策4】

魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

所管：農林部・商工観光部

施策4-2 活気ある商業の振興

所管：商工労働課

1. 目指す将来の姿

地域に根ざした商店街と新規の起業・創業者がともに発展しながら、市内商業が賑わっています。

2. 取り組み方針

中小商業・サービス業について、個々の事業者の経営強化や商店街等の魅力向上をめざす活動を支援します。また、空き店舗の利活用を促進し、商店街の活性化と地域に根ざした商業の振興に努めます。

さらに、横手市創業支援事業計画に基づき、市内商工団体等と連携し地域における創業者を支援することで、開業率の向上を目指し、雇用の確保・地域の活性化を目指します。

3. 現状と課題

- 地域の商店街においては、事業主の高齢化や後継者不足などにより商店街の空洞化が進んでいます。また、多様な消費者ニーズや購買経路の変化などにより、車でのアクセスを重視した郊外に大型店が集中的に出店したり、消費活動の市外への流出も多くなっており、地域商業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このため、商店街をはじめとした地域に根ざした商業を振興していくために支援が必要とされています。また、後継者不足問題への対策として、秋田県事業引き継ぎ支援センターとの連携も必要です。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①商業の振興	1) 誘客効果を高め、賑わい創出や販売促進につながるイベント開催や商店街のよりよい環境整備に対する支援を行います。 2) 商店街等の空き店舗を活用して開業を希望する方への支援を行います。 3) 新たに起業しようとする方に対し、事務スペースを提供したり、起業経費に対する支援の実施、市外からの起業家の発掘などを通じて、横手での起業者を増やす取り組みを強化します。

②中小企業等への経営的な支援	1) 商工業振興のための核となる事業を展開する団体への支援を行うとともに、事業資金を必要とする市内中小企業等に対し、融資あっせんや利子補給事業を行います。
----------------	---

施策実現のための主要事業等

1. 地域商業活性化事業
2. 空き店舗利活用支援事業
3. 起業・創業支援事業
4. 商工団体連携地域活性化事業
5. 金融対策事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、地元商店街などを積極的に利用し、市内で購入できるものは市内で購入します。
- 市民は、贈り物などにより、地場製品のPRに努めます。
- 事業者は、地場製品の供給など地域の特色を出した商品の提供や地域の消費者ニーズにあわせた経営を行います。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「商業の振興」に対する市民満足度	16.4%	増加している
サブ指標	市内事業所数(卸業・小売業)	1,236 事業所	1,037 事業所
	起業・創業支援事業等活用による起業 者数	5 件	8 件
	商い賑わい創出事業・空き店舗利活用 事業の年間活用数	19 件	25 件

7. 部門別計画

横手市創業支援事業計画、中心市街地活性化基本計画

【政策4】

魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

所管：農林部・商工観光部

施策4-3 活力ある工業の振興

所管：商工労働課

1. 目指す将来の姿

起業者から学べる場を提供するなどの施策により、起業・創業が活発化され、地域経済が活性化しています。市内企業の技術力・開発意欲が向上し、産業の発展とともに安心して働ける就業環境が整っています。

2. 取り組み方針

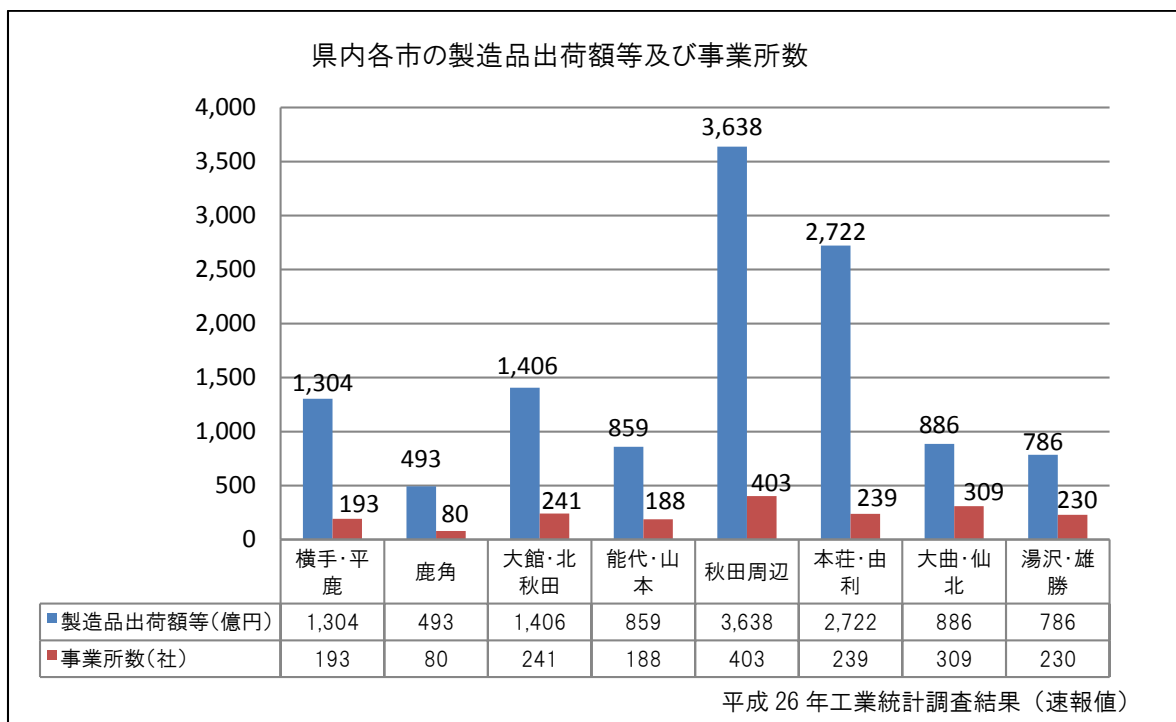
産学官金連携により、専門的な立場からサポートを行い、魅力と活力ある企業集積地の構築と、起業・創業支援に取り組み、持続的な産業振興を図ります。

競争力の高い企業育成のため、技術の高付加価値化を推進し、新製品、新技術の開発を支援することにより、地域産業の活性化と雇用創出に取り組みます。

3. 現状と課題

- 企業の国内回帰や災害リスク回避に向けた工場等の分散などの動きが見られるなか、立地に選ばれる地域の要件として、近隣にその企業ニーズを満たす取引先の有無があげられます。また本市に立地する企業等からも、多様なニーズに応え、パートナーとなり得る企業等が近隣に見当たらず、地域外や県外に発注せざるを得ないケースもあるため、輸送費等のコストが掛かり増ししているなどの声も聞きます。
- 魅力と活力ある多様な企業集積地を構築し、持続的な産業振興を図るためには、企業誘致のみならず、市民による起業・創業にも注力し、取り組んでいくことが必要不可欠となっています。
- 事業者等が将来に渡り持続可能な経営基盤を確立するためには、社会とニーズの変化に対応した新たな産業創出への取り組みが欠かせません。そのためには、産学官金等の多様な団体が、それぞれの専門的な立場から強かに連携していく必要があります。
- 中小企業が景気の変動に左右されないよう自社の競争力を高めるために、付加価値の高い製品の開発を目指して、意欲ある企業への支援による産業振興が望まれています。

- 地元企業や既存組織の連携を強化し、地域が抱える課題解決を目指す新製品の開発を支援します。



4. 施策の展開

主な取り組み	
①工業の振興	1) 起業から学べる場を提供し、起業・創業を後押しします。 2) 新産業創出のため、産学官金の連携を行う企業への支援を推進します。 3) 市の製造業を牽引する輸送用機械器具製造業や地理的条件がハンデとならないIT、ソフトウェア関連産業の振興のための支援に取り組みます。 4) 地元企業の事業継続・拡大のため、競争力強化につながる技術力向上、販路拡大及び人材育成等の取り組みを支援します。 5) 地元企業などと連携を図り、地域課題の解決につながる研究開発を応援します。

施策実現のための主要事業等

1. 企業振興・企業立地促進事業
2. IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成事業
3. ものづくり事業化プラン・プロジェクト発掘支援事業
4. 中小企業活性化支援事業
5. 若年者等人財育成・地元定着支援事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、地元企業をよく知り、横手の良さや地元就職のメリットを若い世代に伝えます。
- 事業者は、新技術の開発やそれを活かした商品化、ブランド化などの取り組みを強化します。
- 事業者は、受注拡大等による地元雇用者の増加に努めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「工業の振興」に対する市民満足度	11.9%	増加している
サブ指標	市内の事業所数（製造業）	203 事業所	158 事業所
	工業製品出荷額	1,305 億円	1,424 億円
	ものづくり支援関連事業の年間活用数	3 件	2 件

7. 部門別計画

横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略

用語解説

○製造品出荷額等

1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税を含んだ額。

【政策4】**魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります**

所管：農林部・商工観光部

施策4-4 観光・物産資源の発掘と発信

所管：観光おもてなし課・横手の魅力営業課

1. 目指す将来の姿

国内外への戦略的な観光・物産PRと情報発信が行われ、おもてなしの心が市民一人ひとりに根差しています。観光・物産施策による経済効果で雇用が生まれ、所得も上がり市民生活が潤っています。

2. 取り組み方針

魅力ある地域資源の発掘とそれらを活かした国内外への戦略的な観光・物産PRと情報発信や誘客を推進します。

3. 現状と課題

- 本市は美しい景観や名所、温泉、特産品など地域資源は豊富ですが、各地域の特徴を生かした観光誘客に必ずしも結び付いているといえない現状にあります。観光物産振興に対する地元意識高揚に結び付けるため、「観光による経済効果を市民が実感する」ことが重要です。このため、誘客に向けてのPRを充実させることはもちろん、地域全体が一丸となって新たな横手の魅力（観光資源）発掘と創意工夫をしながら国内外からの誘客を進めていく必要があります。
- 横手を訪れる観光客は、横手というエリアだけに訪れるのではなく、隣接した市町村もしくは県など、市域を意識せず訪れています。現状では、各自治体という単位が主導であり、隣接したエリアとの連携が不足しています。民間主導での協議会作りなど、広域連携による新しいツーリズムを生み出す工夫が必要です。また、観光客の入込み数にとらわれず、観光施策による経済効果をどうあげていくかが重要です。
- インターネットなどITの普及により、個人で情報がいつでもどこでも入手できる時代となっています。情報の質やターゲット、媒体特性による情報発信の差別化と求められている情報を、求めている人にお届けするシステムの構築と環境の整備が必要です。
- 現在、本市の観光入込客数は横ばいで推移していますが、人口減少時代を迎え、観光需要の減少による観光客の落ち込みが予想されるため、国内観光客のリピーター率を高めるとともに、外国人観光客の取り込み強化を図る必要があります。

- 「ふるさと」そのものを価値と感じる出身者・居住経験者へのアプローチは、体系的に行われているとは言い難い状況にあります。物産販売や誘客をはじめ、移住、定住に至るまでの情報提供を行いながら、横手市を応援してくれる人たちとのネットワーク化を推進していく必要があります。
- 市外・県外では地域産品や祭り、文化を含め、横手の地域資源に大きな魅力を感じる人たちが数多く存在します。そのような人たちとのつながりを強化し、産業の振興につなげるため、横手の魅力を効果的に外部に発信し、地域や生産者等と結び付けていく必要があります。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①観光活動の推進	1) 観光協会等の観光推進団体とよりよい連携体制の構築に努め、事業を展開する団体及び各種のイベントや行事に対する支援を実施します。 2) 行政はじめ商工業者・宿泊施設・飲食店等の経済界、交通事業者、地域住民など多様な関係者と協働し、戦略的な観光地域づくりを実現するための法人「横手版DMO」の体制づくりを目指します。
②新たな観光資源の活用	1) 地域住民主導による観光資源データベースを作成するとともに、有効な活用が図られるシステムを構築します。 2) 様々な素材をテーマとしたコンベンション誘致（観光地域資源を活用した視察・大会等）を充実・強化します。
③観光誘客の取り組みの強化	1) 魅力的な広域観光ルートを作成・検証し、国内外からの誘客を強化します。 2) 「雪の横手」をブランド化し、国内外からの誘客を強化し、冬期間の観光業の落ち込みを抑えます。 3) 産学官連携による海外からの誘客を強化するとともに、海外との拠点機能整備を進めます。 4) 地域資源に精通した観光案内人の育成強化を行います。
④効果的な情報発信の推進	1) 市のホームページのほか、Youtube、facebook、twitterなどのソーシャルネットワーキングサービスを活用し、タイムリーできめ細かな情報発信に努めるとともに、横手市出身者を中心とした応援人口をターゲットとする情報発信を推進します。 2) 観光情報誌や地域情報誌と連携した手に取ってもらえる観光パンフレットの作成や情報発信のための環境整備により効果的な観光PRを行います。
⑤地域資源を活用した産業振興	1) 横手市出身者を中心とした応援人口をネットワーク化し、地域産品の販売促進・PRや誘客を進めます。 2) 横手の地域産品に魅力を感じている国内外の企業等と地元

	企業・生産者を結び付ける仕掛けづくりを行います。 3) 横手の魅力発信のために、マーケットインの視点から魅力のブラッシュアップを進めます。
⑥観光施設等の適正な管理	1) 観光施設等の予防修繕を実施し長寿命化を図るなど施設・設備の適正な維持管理を実施し、施設の魅力アップに努めます。

施策実現のための主要事業等

1. 観光誘客推進事業
2. 増田の町並み振興事業
3. 応援人口拡大事業
4. 儲かる横手農業の振興事業（農業ビジネスチャンス創出応援事業）
5. 横手産品販路拡大事業
6. 観光施設等の運営

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、自ら横手の歴史や文化、特徴、観光資源などの理解を深め、地域の祭りやイベントへ積極的に協力するとともに、横手の魅力を発信して観光客をおもてなしします。
- 事業者は、交通、宿泊、飲食業等が連携して観光誘客を促進し、地域経済の好循環につながるよう努めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「観光の振興」に対する市民満足度	26.6%	増加している
	「新たな地域産業の振興」に対する市民満足度	17.6%	増加している
サブ指標	市内の年間延べ宿泊客数	234 千人	265 千人
	市内の年間観光入込客数	3,798 千人	4,000 千人
	観光施設(公共施設)の利用者数	2,560 千人	2,650 千人

7. 部門別計画

横手市観光振興計画、横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略

【政策4】

魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

所管：農林部・商工観光部

施策4-5 企業誘致の推進、企業留置と雇用対策

所管：商工労働課・企業誘致室

1. 目指す将来の姿

企業立地の進展による産業集積により、多様な就業の場が確保されるとともに、将来を担う若年者の雇用の確保によって、多くの人が地元で活躍しています。

2. 取り組み方針

横手市内に雇用の場を創出するため、秋田県や地元企業等と連携しながら新規企業を誘致するとともに、既存立地企業の事業拡大を目指します。特に若者の地元定着のため、多様な職場の確保と雇用環境の整備に向けた取り組みを一層強化します。

3. 現状と課題

- 人口減少に歯止めをかけるためには雇用の場を確保することが重要であり、特に若年層の就業先として多様な産業の企業立地が必要とされています。しかし、地理的な条件や積雪寒冷地であることなどの要因もあり、企業誘致は思うように進展していない現状にあります。
- 引き続き、秋田県や地元企業等と連携して企業誘致に関する情報を収集し、立地可能性のある企業へのアプローチを強化する必要があります。さらに、既存立地企業へのフォローアップも重要です。
- 横手管内の有効求人倍率は回復傾向にあるものの、少子高齢化や若者の県外流出などによる人口減少に歯止めがかからず、職種によっては人手不足や後継者不足が深刻な問題になっています。雇用のミスマッチの解消と、若者の地元定着は大きな課題であり、若年者の就業促進と雇用環境の整備に向けた取り組みを一層強化する必要があります。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①企業誘致の推進	<p>1) 市、県、地元企業等の連携を図り共同で企業誘致を進めます。</p> <p>2) 工業団地に「航空機関連産業」「自動車関連産業」「食品関連産業」などの外貨を獲得できる業種の企業について誘致を推進します。</p> <p>3) 地理的条件がハンデとならない「IT・ソフトウェア関連産業」の企業について市内立地を推進します。</p> <p>4) 進出済み企業の経営継続と新たな地域内設備投資に資するよう、きめ細やかな支援を行います。</p>
②雇用の安定化	<p>1) 金融機関への預託金の交付や勤労者互助会、横手地区職業能力開発協会、横手市シルバー人材センターなど各種団体への支援と連携により、労働環境の整備に努めます。</p> <p>2) 県の雇用対策事業等との連携により、雇用の場の確保に努めます。</p> <p>3) 県、ハローワーク、商工団体等との連携により、求職者及び新規就職者の雇用拡大を図ります。</p>
③若年者の就労支援	<p>1) 市内で頑張る若年者の研修や資格取得など人財育成に係る経費の支援や市内の企業情報や求人状況をワンストップで得られる就職情報総合ポータルサイトを構築し、若者の地元定着と企業の人財力強化を応援します。</p>
④勤労者等福祉施設の適正な管理	<p>1) 指定管理による施設・設備の適正な維持管理を実施し、施設の魅力アップに努めつつ、利用者の増につなげます。</p>

施策実現のための主要事業等

1. 企業誘致対策事業（企業訪問による誘致活動、IT・ソフトウェア関連企業へのアプローチ）
2. 産業誘致対策事業
3. IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成事業
4. 起業・創業支援事業
5. 若年者等人材育成・地元定着支援事業（再掲）
6. 就職面接会の開催、内職相談の実施
7. 勤労者福祉施設（サンサン横手等）の管理

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、地元出身者、関係者、友人、知人等を活用し、横手の魅力をPRし、横手に暮らす価値を発信します。
- 市民は、若い世代に対し地元企業への就職を勧奨します。
- 事業者は、地元人材を積極的に雇用します。
- 事業者は、受注拡大により拠点化の確立に努めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	操業中の誘致企業数	55 社	60 社
サブ指標	横手管内新卒者(高卒者)の県内就職 希望者率	57.0%	65.0%
	横手管内新卒者(高卒者)の県内就職 内定率	97.0%	100.0%

7. 部門別計画

横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略



第二工業団地

基本目標

安全で快適な住みよいまちづくり

【政策5】

暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます《建設交通》

所管：建設部・まちづくり推進部・上下水道部



雪国の暮らしを支える除雪作業

【政策5】

暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・まちづくり推進部・上下水道部

施策5-1 雪国の快適な暮らしの実現

所管：建設課・建築住宅課

1. 目指す将来の姿

道路等のインフラ施設においては、冬期間の歩行者や車の安全な通行が確保され、市民生活においても、市民と行政の協働等により安全で快適な生活環境が実現されています。

2. 取り組み方針

雪対策については限られた財源の中で効率を重視するとともに、総合雪対策基本計画に基づき市民の安全で快適な冬季間の暮らしを実現するための各種施策を展開します。

また、市民との協働の視点に留意し、行政のみでは解決できない課題の解決に取り組みます。

3. 現状と課題

- 雪害対策の実施、交通網の整備等により、雪国における生活は、以前に比べ向上してきています。しかし、屋根の雪下ろしや住宅周りの除雪作業に加え、道路除雪作業後の排雪など今なお市民生活への負担があり、少子高齢化や核家族化がその負担をより増幅させています。
- 昨今は豪雪の傾向が続き、雪国である横手市においても大きな脅威となりました。除雪作業に伴う労力負担はもとより、雪下ろし作業中の事故の発生など、市民生活に深刻な打撃を与えると同時に、安全な交通確保のための道路除排雪に関して莫大な経費を要しています。
- 冬期間の市民の安全を確保するための道路環境の整備や、雪処理の負担の少ない克雪住宅の普及などを計画的に実施することにより、冬季間、豪雪時にも安心して快適に暮らすことのできる環境や体制の構築が求められています。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①雪対策の推進	1) 道路除排雪のさらなる効率化を図りつつ、安全で暮らしやすい雪みちを確保します。 2) 地域との協働による除排雪の取り組みを進めるとともに、流雪溝使用時など雪国マナー徹底のための啓発に努めます。 3) 安全で快適な雪国生活を送ることができるよう、雪おろしなどの負担が少ない住環境整備の支援を進めます。 4) 安全な雪国生活を送るために、雪を前提としたインフラ整備を進めます。

施策実現のための主要事業等

1. 除雪費
2. 雪よせや落雪などに関する雪国の生活マナーの啓発
3. 除雪機械購入（計画的な更新）
4. 克雪施設（流雪溝・消雪パイプ・消融雪溝等）の適正な管理
5. 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業
6. 町内会等除雪活動への支援

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、除雪マナーを守り、共助による雪下ろし、除雪を推進します。
- 事業者は、地域との協働による除排雪の取り組みを進めます。
- 事業者は、雪おろしなどの負担が少ない住環境整備を推進します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「市の雪対策(道路除排雪事業)」に対する市民満足度	22.3%	増加している
サブ指標	道路除雪に関する1早朝出勤日あたりの苦情件数	3件	0件
	除雪活動団体の数	325団体	345団体

7. 部門別計画

横手市総合雪対策基本計画、横手市除雪基本計画、横手市財産経営推進計画

【政策5】

暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・まちづくり推進部・上下水道部

施策5-2 快適な移動空間の実現

主管課：建設課・都市計画課

1. 目指す将来の姿

誰もが安全に通行できる道路環境が整備され、また、広域交通網とのアクセス環境が向上して市内全域が高速交通体系の利益を享受できています。

2. 取り組み方針

道路・橋梁などのインフラ資産については、安全な交通を確保するためにも定期点検を実施し施設の状況把握を行いながら適正な維持修繕や施設の更新を計画的に実施します。

今後到来する厳しい財政状況においても維持修繕に重点を置きながらも新規道路整備やスマートインターチェンジなどの交通体系整備を計画的に実施します。

3. 現状と課題

- 円滑で安全な道路交通の確保と利便性向上のため、道路の新設・改良・維持修繕等の整備を実施しています。しかし、高度経済成長期に整備された道路や橋梁などの道路施設が更新時期を迎え、定期点検による適正な維持管理や安全確保が急務となっており、交通の安全を確保するためにも適正な施設の点検や管理に基づく長寿命化が求められています。
- 厳しい財政事情のなかでも、路側帯等の白線塗装やガードレールなど、生活に密着した道路施設の日常的な維持管理や施設更新を計画的に実施し、市民の安全を確保することが求められています。
- 市勢発展には、幹線道路の整備による交通ネットワークの強化が重要であり、幹線道路の整備を推進するとともに、国道や県道等の整備促進を要望する活動が引き続き必要です。特に市北西部地域における物流環境の向上による地域経済の活性化や、県内外からの観光客の利便性を図ることによる観光振興を目指し、スマートインターチェンジの設置が必要です。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①道路・橋りょう等の適正な維持管理と長寿命化	1)安全で快適な道路環境を確保するため、陥没等の損傷の修理や除草など日常的な維持管理を徹底しつつ、メンテナンスサイクルの構築を進めて、計画的な維持管理と長寿命化を図ります。 2)街路灯・防犯灯の適正な維持管理を進め、市民の安全安心を守ります。
②主要幹線道路の整備促進	1)市の基幹的な道路である都市計画道路(街路)等の計画的な整備を進めます。 2)広域的な交通ネットワークの構築と安全な交通環境の確保を目指し、国道や県道等の整備に関する要望活動を強化します。
③生活道路や歩道等の整備	3)市民生活に密着した市道や歩道等、生活道路の計画的な整備と改良を進めます。
④高速交通道路の整備促進	4)市の産業振興や観光振興などによる交流人口の増大を図り地域活性化につなげるため、秋田自動車道の利便性を向上させるスマートインターチェンジの早期完成を目指します。

施策実現のための主要事業等

1. 道路や橋りょうの維持管理
(道路・橋りょう・道路附属物等の計画的な維持と延命化)
2. 街路灯・防犯灯管理費
3. 道路新設改良事業(くらしのみちづくり事業 他)
4. 社会資本総合整備事業(橋梁の維持補修整備と定期点検(義務))の実施
5. スマートインターチェンジ設置事業
6. 街路事業(中央線)

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、道路の損傷等があった場合は、その情報を市へ伝え、事故防止と快適な道路環境に協力します。
- 事業者は、企業活動を通じて、道路の損傷等があった場合は、その情報を市へ伝え、事故防止と快適な道路環境に協力します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「道路網の整備」に対する市民満足度	25.8%	増加している
サブ指標	道路維持管理の瑕疵により発生した事故に関する損害賠償件数	6 件	0 件
	1日あたりの横手北スマートインターチェンジ利用台数	—	970 台/日
	道路改良率（幹線市道）	97.66%	97.76%
	橋りょう点検の実施率	0%	100%

7. 部門別計画

横手市都市計画マスタープラン、横手市総合交通戦略、横手市橋りょう長寿命化計画



中央線街路

【政策5】

暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・まちづくり推進部・上下水道部

施策5-3 市民が利用しやすい公共交通の充実

所管：地域づくり支援課

1. 目指す将来の姿

市民が日常生活を営む上で支障なく移動手段が確保されています。

2. 取り組み方針

地域住民や行政、交通事業者などの多様な関係者が協働・連携しながら、地域ぐるみによる利用促進を図り、高齢化に対応したモビリティの確保や将来にわたって持続可能な公共交通システムの構築を目指します。

3. 現状と課題

- 自家用車の普及などの要因により、公共交通の利用者の減少傾向が続いており、不採算バス路線の廃止や減便が進み、交通空白や不便な地域が拡大しています。
- 公共交通利用者減少の一方で、少子高齢化を背景として高齢者を中心に、通院や買い物などのための公共交通手段の確保が求められています。
- 地域と協働してバス路線の維持を図るとともに、市内循環バスやデマンド型乗合タクシー（デマンド交通）など、地域の実情にあった公共交通の確保に努める必要があります。
- 新幹線の接続は、JR大曲駅とJR北上駅からとなっており、乗継・接続時刻などに不便をきたしています。山形新幹線の大曲延伸は、地域経済の活性化や交流人口の拡大、地域住民の利便性の向上につながるものであり、今後も関係団体等と連携しながら運動を展開していく必要があります。

公共交通等の利用者数

	H25	H26
横手駅平均乗車人員	1,097人/日 (H24)	1,128人/日 (H25)
路線バス利用者数	754,224人	726,924人
代替交通利用者数	7,397人	9,062人
コミュニティバス利用者数	9,668人	9,165人

4. 施策の展開

主な取り組み	
①公共交通機関の維持・確保	<p>1) 公共交通の利便性を高め、市民のニーズと実情に応じた横手市にふさわしい公共交通の構築を図り、高齢者が気軽に買い物に出かけられるようにするため、デマンド交通、循環バス等のさらなる利用促進を図ります。</p> <p>2) 市民の足として重要な役割を果たしているバス交通については、事業者や関係団体等と連携し、運行維持のための支援を行います。</p> <p>3) 山形新幹線延伸のため、近隣市町村と連携した運動を強化します。</p>

施策実現のための主要事業等

1. 生活バス路線運行費補助事業
2. 地域公共交通活性化事業
3. 代替運行事業
4. 鉄道整備関係事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、公共交通を積極的に利用します。
- 事業者は、市民へ公共交通の利便性をPRするとともに、市民が利用しやすいようサービスの向上に努めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「公共交通機関の利便性の向上」に対する市民満足度	25.1%	増加している
サブ指標	民間路線バスの年間利用者数	726,924 人	700,000 人
	循環バスの年間利用人数	27,952 人	41,500 人
	デマンド交通の年間利用人数	42,104 人	48,200 人

7.部門別計画

地域公共交通網形成計画、生活交通ネットワーク計画



市内循環バス

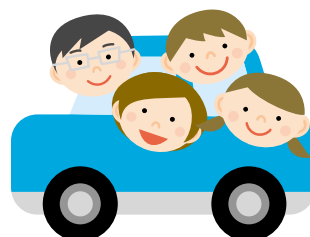


各社デマンド型乗合タクシー（デマンド交通）

用語解説

○モビリティ

動きやすさ、移動性、機動性。交通分野では、人が社会的活動のために交通（空間的移動）をする能力を指します。



【政策5】

暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・まちづくり推進部・上下水道部

施策5-4 地域拠点整備による市街地の活性化

所管：都市計画課・建築住宅課

1. 目指す将来の姿

条例等に基づく指導や誘導、土地区画整理事業などにより、適正な土地利用と良好な生活空間が確保されるとともに、地域の資源を活かしたまちづくりが進められ、賑わいや地域の活力が創出されています。

2. 取り組み方針

人口減少社会の進展を見据え、コンパクトシティや小さな拠点という考え方にもとづき、宅地造成などの開発行為の適正な指導や誘導を図ります。また、本市の代表的な地域資源である「増田の町並み」を活かしたまちづくりを推進するため、町並みの環境整備を行うとともに、景観計画や屋外広告物条例に基づいた景観行政の着実な推進を図ります。

3. 現状と課題

- 快適な住環境、安全で良好な生活空間の構築、市街地の活性化などを目指して、本市では、これまで横手駅周辺地区都市再生整備事業をはじめ、土地区画整理事業、特定用途制限地域の決定、都市計画道路の廃止を含めた見直しなどを行ってきました。
- 少子高齢化などを起因とした人口減少社会には、市街地（住宅地）が拡散し、中心市街地の密度が漸減していく状態から脱却し、生活に必要な施設が歩行圏内（または移動容易圏内）で収まるような、コンパクトシティの実現に向けた取り組みが必要です。
- 宅地造成などの開発行為は、地価の関係もあり、用途地域外、特定用途制限地域の田園居住型などにも見られる状況となっており、適正な指導や誘導の必要があります。
- 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「増田の町並み」は、全国的に大変注目されており、内蔵の見学等を目的として多くの観光客が増田地域に訪れています。こうした地域資源を保存し、まちづくりに生かす取り組みが求められています。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①計画的な土地利用の推進	1) 無秩序な市街地の拡大を抑制し、市街地の活性化のため、コンパクトなまちづくりを推進し、まちなか回帰を図ります。
②地域資源を活かしたまちづくり	1) 8地域の拠点が相互連携した効率的な都市構造の形成を図ります。 2) 「増田の町並み」に代表される歴史的資源や景観資源を活かしたまちづくりをするため、地域の活力や交流人口の増加を生み出す新たなまちづくりを進めます。
③美しい景観の保全	1) 豊かな自然や伝統的な町並みなど、大切な横手の景観を積極的に保全します。
④土地区画整理事業の推進	1) 土地区画整理事業を着実に推進し、安全で快適な街の整備を進めます。

施策実現のための主要事業等

1. 増田地区街なみ環境整備事業
2. 増田地区と十文字地区の連携によるまちづくりの推進
3. 三枚橋地区土地区画整理事業の着実な推進
4. 景観・屋外広告物対策事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、美化活動や景観への配慮、計画的な土地利用の推進に協力します。
- 事業者は、景観計画や屋外報告物条例を理解、遵守し、地域資源を活かしたまちづくりに協力します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「各拠点地区の整備」に対する市民満足度	19.9%	増加している
サブ指標	増田エリア内の観光客数	210,000 人	360,000 人
	三枚橋地区土地区画整理事業の進捗率	83.4%	100%

7. 部門別計画

横手都市計画区域マスタープラン（県策定）、横手市都市計画マスタープラン、横手市景観計画

【政策5】

暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・まちづくり推進部・上下水道部

施策5-5 安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理

所管：経営管理課・水道課・下水道課

1. 目指す将来の姿

安全で良質な水道水を必要な量、いつでも、どこでも、誰でも使っています。
生活排水等が適切に処理されて、衛生的で快適な生活環境と、良好な水環境が維持されています。

2. 取り組みの方針**【上水道】**

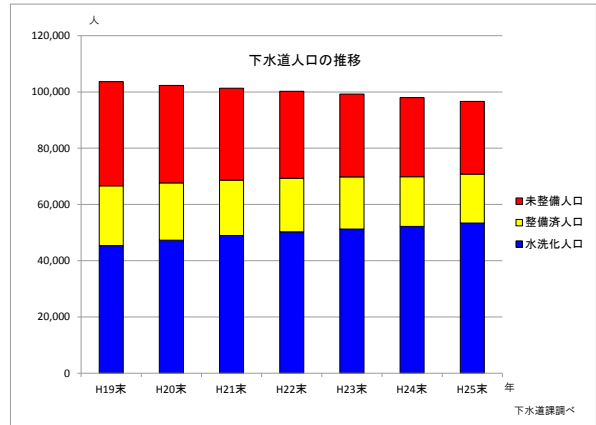
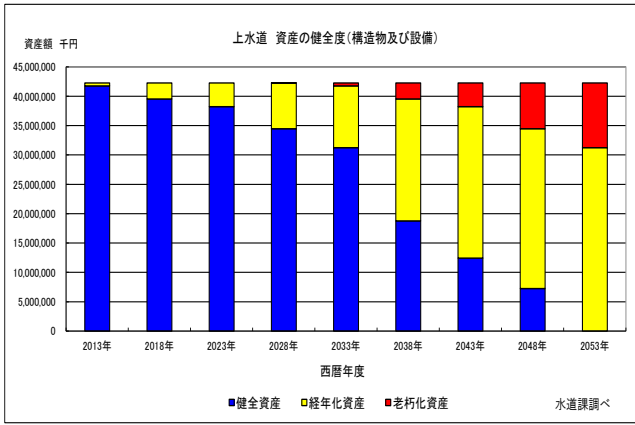
健全な水道経営を目指し、安全で良質な水道水を安定供給するため、水質の監視及び計画的な老朽管の更新と耐震化を図ります。

【下水道】

効率的かつ持続可能な生活排水処理事業の推進と、水洗化の向上を図ります。

3. 現状と課題

- 水道は、生活を営む上で欠かすことのできない重要なライフラインであり、昭和29年に給水開始して以来、拡張事業を経て安定供給を行ってきました。しかし、近年、老朽施設の顕在化や水道を取り巻く環境の大きな変化により、老朽化対策のほか、施設の再編や耐震化が求められています。
- 多くの浄配水施設や膨大な延長の管路を整備するには多額の費用が必要となりますが、水需要の減少による収入減などにより財政的に厳しい状況にあります。限られた財源を有効に活用するため、優先順位を定めて事業の推進計画を策定し、リスクマネジメントを行いながら健全化を図る必要があります。
- 快適な生活環境の構築には生活排水の適切な処理が不可欠です。それぞれの地区の実状に応じた効率的な排水処理事業を推進するとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図ります。



4. 施策の展開

主な取り組み	
①老朽管路の計画的な更新と耐震化	1)老朽化した管路の計画的な更新を進めるとともに、災害に備え耐震化を推進します。
②安全で安定的な水道水の供給	1)安定した給水に必要な水源の確保とともに、水質監視及び水質のリスク管理の徹底により、安全で良質な水道水の供給を推進します。
③健全な水道経営の推進	1)水需要に対応した施設の再編を行い健全な水道経営を目指します。
④下水道事業の推進	1)快適な生活環境と水環境保全のため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図り、水洗化率の向上を目指します。

施策実現のための主要事業等

【上水道】

1. 管路更新・耐震化の推進
2. 緊急時給水拠点確保の管路整備
3. 簡易水道の統合（未普及地解消含む）
4. 水源開発施設整備
5. 管路情報システムの継続的更新

【下水道】

1. 生活排水処理構想の策定と事業実施
2. 未普及地域における公共下水道事業の推進
3. 浄化槽設置整備事業等生活排水処理の推進
4. 農業集落排水施設等の計画的な統合・接続
5. 災害時業務継続計画（BCP）及びストックマネジメント計画の策定

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、水源を保全し、水道水の適切な使用を心がけるとともに、下水道への接続や合併処理浄化槽設置などにより生活排水を適切に処理します。
- 事業者は、水源を保全し、水道水の有効な活用を心がけるとともに、事業所から発生する汚水等が直接、排水路等に流れないように措置を講じます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「上水道の整備」に対する市民満足度	35.4%	増加している
	「下水道等の整備」に対する市民満足度	28.7%	増加している
サブ指標	水道水がおいしく飲める水質の達成率	90.0%	92%
	水道配水管等の事故件数	25 件	21 件
	水洗化率	76.4%	84%
	水洗化人口	54,029 人	59,663 人

7. 部門別計画

- 【上水道】水道事業ビジョン、水道事業計画、管路更新・耐震化計画、水安全計画、管網高度化計画
- 【下水道】下水道中長期ビジョン、生活排水処理構想（中期計画・長期計画）、公共下水道事業計画、公共下水道長寿命化計画、農業集落排水最適化整備構想、循環型社会形成推進地域計画

【政策5】

暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

所管：建設部・まちづくり推進部・上下水道部

施策5-6 市民がくつろげる公共空間の整備

所管：都市計画課・建設課

1. 目指す将来の姿

多くの市民が、憩いの場や遊び場として公園や緑地を利用し、市民との協働により管理が行われています。

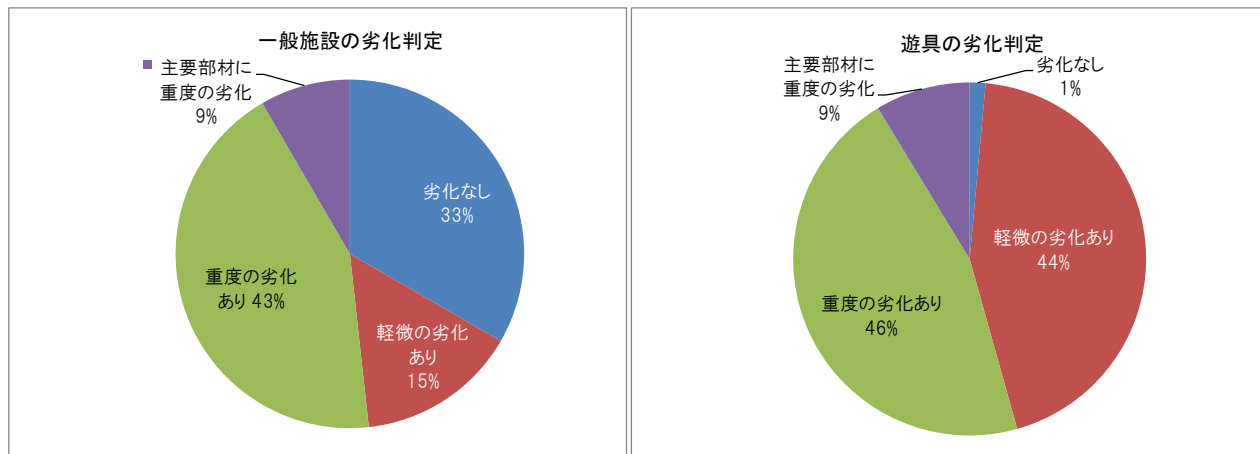
2. 取り組み方針

安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を進め、市民の声を反映した公園整備を目指します。

3. 現状と課題

- 本市には、人々に親しまれ、環境資源として期待される公園が整備されており、そのうち、都市公園は48カ所あり、供用面積は178ヘクタールとなっています。
- 公園や緑地は、市民の憩いの場やふれあいの場のみならず、災害時の一時避難場所や観光資源という側面もあるため、安全で快適に利用できるよう適切な維持管理が必要となります。そのため、老朽化の進んだ施設については計画的な整備を図りながら、多くの方々に愛されるよう魅力の向上に努めることが必要です。
- また、身近な公園や緑地も数多くあり、その維持管理も市直営のほか、農村公園は町内会などの地域団体を受託者とする指定管理者制度を導入したり、一部の公園では「公園愛護会」・「公共施設市民サポーター」が行うなど市民との協働が進んでいます。
- 本市には、7か所の墓園があり、約3,200か所の区画が整備・供用されています。世帯数の増加等により墓地の確保に対する要望は多く、一部の墓園では毎年抽選で決定している状況も続いています。

市内都市公園施設の劣化判定状況



都市計画課調べ

4. 施策の展開

主な取り組み	
①公園・緑地の整備	1)横手公園の魅力向上のための整備をはじめ、公園施設の長寿命化やバリアフリー化など、計画的に整備を進めます。
②公園施設や遊具等の適正な維持管理	1)市民が安心して公園を利用できるよう、遊具等の定期的な点検を強化するなど、公園施設の適正な維持補修を進めます。 2)公共施設市民サポーターや町内会等地域団体と協働による公園管理を引きつづき行い、市民や地域等と一体となった環境美化活動を推進します。
③墓園の整備	1)墓地の需要に合わせ、既存墓園の計画的な整備を進めます。

施策実現のための主要事業等

1. 公園施設長寿命化事業（施設のバリアフリー化含む）
2. 公園遊具定期点検業務委託（国土交通省の指針）
3. 都市公園整備事業
4. 公共施設サポーター制度事業
5. 前郷墓園整備事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、公園利用のマナーを守り、地域の公園の利用、手入れ等へ積極的に参加、協力します。
- 事業者は、自社敷地内の緑化に配慮し、周辺環境に配慮した維持管理を進めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「公園・緑地の整備」に対する市民満足度	21.7%	増加している
サブ指標	公園・緑地・遊具・街路樹の維持管理に関する要望、苦情の件数	56 件	40 件
	市民協働により管理する公園数 (公園 101 箇所中の協働管理数)	50 か所	60 か所
	整備計画に対する市営墓地整備率	84.0%	89.1%

7. 部門別計画

横手市公園施設長寿命化計画、横手公園魅力向上計画



雄物川河川公園

基本目標

みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり

【政策6】

やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを
進めます《市民協働》

所管：まちづくり推進部・総務部・総合政策部



横手市合併十周年記念イベント YOKOTE | believe

【政策6】

やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管：まちづくり推進部・総務部・総合政策部

施策6-1 市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実

所管：地域づくり支援課・生涯学習課・各地域局地域課

1. 目指す将来の姿

市民が、主体的にまちづくりの主人公となって、様々な課題に対し、みんなで語り合い、助け合い、支え合うことによって、市民主体による特色あるまちづくりが進められています。

2. 取り組み方針

市民だれもが地域で活動しやすい環境づくりに取り組み、市民活動の活性化を図るとともに、地域に関わるすべての方々の参画と協働によるまちづくりを進めます。

将来にわたって持続可能な地域づくりを目指し、新たな地域コミュニティ体系の構築を図るため、地域住民による自主的な活動を支援するとともに、地域資源を活かした特色あるまちづくりを推進します。

また、中高生を中心とした若い世代が本市の良さと価値を認識することは、人口減少社会が進む本市にとって大変重要です。若い世代が本市のまちづくりへ関わる実感を持てるよう取り組みを進めます。

3. 現状と課題

- 地方分権の進展や人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、地域の課題や市民ニーズが複雑化・多様化する中で、画一的な行政主導によるまちづくりではなく、市民と行政がお互いに役割を分担し、協働でまちづくりを進めていくことが求められています。
- 本市では、平成19年3月「市民協働推進指針（平成19年3月）」の策定と「横手市自治基本条例（平成26年10月）」を制定したことにより、幸せな地域社会の実現に向け、市民と行政、議会の果たすべき役割等について、一定の方向性を定め、協働の仕組みづくりを構築しています。
- 引き続き、地域等で主体的に公共的な活動を担っている市民活動団体や自治会、地区会議等の活動への支援を通じ、地域コミュニティの維持や向上を図り、それぞれの地域が持っている強みを賑わいの創出や地域活性化につながるまちづくりを進めていくことが必要です。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①市民の主体的な地域づくり活動の促進と協働によるまちづくり	<p>1) 地域住民による主体的な地域づくり活動や市民自らが地域の身近な課題解決に取り組める環境と体制づくりを推進し、ひいては、コミュニティビジネスの創出につなげます。</p> <p>2) 市民と行政がそれぞれの果たすべき役割を認識し、対等な立場で連携したまちづくりを進め、市民や市民活動団体が主導する協働のまちづくり活動を支援します。</p>
②市民活動や地域コミュニティ活動の拠点づくり	<p>1) 公民館を「地区交流センター(仮称)」として、生涯学習の場に加えて市民活動や地域づくり活動の場と位置づけし、市民協働の拠点とします。</p> <p>2) 横手市交流センターY2ぶらざの適正な維持管理と魅力ある施設づくりに努めます。</p> <p>3) 地域コミュニティの維持向上のため、地域の拠点である町内会館等の整備に対し、支援を行います。</p>
③地域づくり活動を推進・サポートしていく人材の活用	<p>1) 豊かな自然や高齢者の知恵を活かした活動を支援します。</p> <p>2) 横手の人材や、横手ゆかりの人材を活かした活動を支援します。</p>

施策実現のための主要事業等

1. 横手市交流センター「Y2ぶらざ」の運営
2. 地区会議運営支援事業（ソフト・ハード）
3. 地区交流センター（仮称）を拠点とした住民自治活動の支援事業
4. みんなでささえあう地域づくり活動支援事業
5. 集会施設等建設補助事業
6. 多目的総合施設整備事業
7. 横手総合交流促進施設の整備（金沢地区）

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、自分が地域でできることを見つけ、社会活動へ積極的に参加して自分の活動を積極的に発信します。また、地域のネットワークの構築に協力します。
- 事業者は、社員が社会活動へ参加しやすい支援体制の整備に努めるとともに、地域貢献活動を積極的に推進します。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「市民との協働・活動支援」に対する市民 満足度	17.7%	増加している
サブ指標	共助組織の団体数	9 団体	19 団体
	Y2 ふらざ 市民活動センター利用者数	79,041 人	80,400 人

7. 部門別計画

市民協働推進指針

用語解説

○自治基本条例

横手市のまちづくりを市民、議会、行政が協力しながら進めていくために、今後のまちづくりの理念を条例として制定したものであり、市民が主体となったまちづくりを進めるための基本的なルールです。＜情報の共有＞＜市民の参画＞＜市民・議会・行政の協働＞の3つを基本原則として、自治の基本理念や「市民」「議会」「行政」それぞれの役割などについて記載されています。

○市民協働推進指針

市民との協働のまちづくりの推進を目指し、協働のまちづくりの基本方針となる指針です。次に掲げる「市民協働推進5か条」に沿って進めます。

市民協働推進5か条

第1条 私たちは、お互いの情報を共有します。

第2条 私たちは、市民参加・参画による計画づくりと事業実施を行ないます。

第3条 私たちは、協働意識を育み、協働を担う人材を育てます。

第4条 市は、市民活動がしやすい環境をつくります。

第5条 私たちは、協働により施策・事業を行い、それを評価・公開します。

【政策6】

やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管：まちづくり推進部・総務部・総合政策部

施策6-2 男女が尊重し合う社会づくり

所管：地域づくり支援課

1.目指す将来の姿

男女が互いを尊重しあいながら、家庭や職場、地域などの中で、一人ひとりが輝き、自分らしく生きられる社会が形成されています。

2.取り組み方針

「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」を実現するため、市民・事業者・行政が一体となって、男女共同参画社会の推進を目指します。

3.現状と課題

- 本市における男女共同参画推進の取り組みは着実に進んでおりますが、家庭、職場、地域等には依然として性別や年代による役割分担の意識が残っており、地域、会社等での方針決定過程へ参画できるようなリーダーや役員、管理職等への女性の参画が十分に進んでいません。また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、男性も女性も仕事と家庭生活の調和の実現が困難な状況にあります。
- 男女共同参画推進のための啓発を進め、仕事と家庭生活の調和が図られるよう、一人ひとりの意識改革や就業環境の改善を進める必要があります。
また、社会情勢の変化により今後、女性の活躍が一層求められることから、方針決定過程へ参画する管理職等へ女性の登用を推進し、女性の意見が伝わり、反映させていく社会づくりや、女性の人材育成やチャレンジ支援を充実させるなど、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会づくりが必要です。

4.施策の展開

主な取り組み	
①男女共同参画の推進	1) 男女がお互いに尊重し合う意識を育むため、講座やフォーラム等を開催し、啓発活動を実施します。 2) 男女共同参画推進のために個性と能力を発揮できる機会づくりを進めます。 3) 育児や介護と仕事の両立に積極的に取り組む企業や事業所を増やすための活動を進めます。

施策実現のための主要事業等

1. 第3次横手市男女共同参画行動計画の着実な推進
2. 男女共同参画社会推進事業
3. 女性の社会参画、活躍促進のための研修機会や情報の提供
4. 保育支援事業（延長保育・病児保育等）（再掲）
5. 放課後児童健全育成事業（再掲）
6. ワークライフバランス推進事業（再掲）

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、男女共同参画について家庭などで話し合い、自分や子供の意識を向上させます。
- 市民は、男女が互いに認めあう関係を築くなかで、相互に思いやりを持ち、家事や育児等を家庭内で分担するよう意識の改革を実践します。
- 事業者は、父親の育児休業等の取得推進や母親の職場復帰を支援するなど、従業員が働きやすい職場環境をつくります。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「男女共同参画社会づくりの推進」に対する 市民満足度	16.7%	増加している
サブ指標	社会全体として男女共同参画社会になって きていると感じている市民の割合	29.1%	増加している
	男女イキイキ職場宣言を行った事業所数	33 社	38 社
	家族経営協定を締結した農家世帯	100 組	120 組

7. 部門別計画

横手市男女共同参画行動計画、横手市子ども・子育て支援事業計画

用語解説

○ 男女イキイキ職場宣言

女性も男性もイキイキと働くことができる職場づくりを進めるため、「男女イキイキ職場宣言」をして秋田県と協定を結び、「女性の能力の活用」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」等に積極的に取り組む事業所を増加させる取り組みです。平成27年12月末までに、270事業所が宣言をしています。

【政策6】

やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管：まちづくり推進部・総務部・総合政策部

施策6-3 情報を共有する環境の整備

所管：秘書広報課・総務課・情報政策課

1. 目指す将来の姿

市民と行政との情報共有が図られ、市政への関心が高まっています。

2. 取り組みの方針

市政の信頼を高めるとともに、市民と市政の現状や課題を共有化するため、市民へタイムリーな市政情報の提供を推進し、市民の利便性向上につながるICTを用いたサービスの導入を目指します。

3. 現状と課題

- 平成26年度末に、光ファイバー高速通信回線基盤整備が終了し、市内のほぼ全域で高速インターネットが利用できる環境が整い、携帯電話通信網についても一部地域を除き、高速通信が可能となっています。
- 市政情報等についても、従来の広報誌によるものだけでなく、ホームページをはじめ、ツイッターやフェイスブックといったSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やYouTube等の動画配信・コミュニティFMを利用した発信が行われています。この高速通信基盤を利用した行政サービス等の提供を行っています。
- 自治体の魅力を市の内外に発信することで、市のブランドやイメージの向上を図り、交流人口の拡大や地域活性化に結びつけようとする取り組みが行われています。
- 市町村合併前の行政文書などを中心に、公文書の散逸を防止し適正な保存が求められています。また、統計業務の実施により得られたデータなどの各種行政情報や行政文書の公開を進め、市民の知る権利や透明性が高く信頼される行政を推進する必要があります。
- オープンデータ及びそれを利用したオープンガバメントの推進により、アプリの導入検討・ヤフー災害協定の締結等を実施しました。民間業者からのデータの提供を含め、新たなコンテンツの作成・データを利用したアプリ開発への働きかけが必要です。

- 国のマイナンバー制度開始に伴い、住民情報システムの改修を行うとともに制度に関する情報収集に努め、市民への周知活動を徹底する必要があります。また、市民の利便性向上のためのマイナンバーの独自利用の検討が必要です。

4.施策の展開

主な取り組み	
①多様な媒体による 市政情報の提供と 活用	1) 誰もが市政情報を知り、理解できるよう、引き続き広報紙やインターネット、コミュニティFM等の多様な媒体により、タイムリーな情報発信を推進します。
②パブリックコメントの 実施	1) パブリックコメントを実施し、政策等の策定過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、市民の積極的な市政への参画を促進します。
③シティプロモーション の取り組み	1) 行政と市民、あるいは本市に縁や愛着のある人々が、横手の魅力を発見・創造し、市内外に情報を発信することにより市のブランド、イメージ、認知度の向上を図り、交流人口の拡大や観光産業の充実など、新たな活力の創出に結びつけていくシティプロモーションを推進します。
④公文書の適正な保 存と情報公開の取 組み	1) 市町村合併前の公文書を含め、市が保有する行政文書等の適正な管理と歴史公文書等の適切な保存及び利用等を進め、市民に共有されるよう公文書館の整備を目指します。 2) 情報公開制度及び個人情報保護制度に基づき、行政情報の開示を進めると同時に、個人情報の厳密な管理を徹底します。
⑤電子情報化の推進	1) ICTを活用した市民向けサービス(高齢者対策・医療介護・子育て支援・買い物支援等)の検討を行います。 2) オープンデータを活用したアプリ開発について市民・開発者と共同して取り組みます。 3) マイナンバー制度について国・県及び他自治体の動向に注視しながら、市民の利便性向上のための独自利用について検討・実施します。

施策実現のための主要事業等

1. 広報誌発行事業（市政協力員事業含む）
2. コミュニティFM活用行政情報発信事業
3. 横手市情報発信戦略プロジェクト事業
4. 公文書館整備準備事業
5. マイナンバー制度を活用した市独自サービスの提供の検討と実施

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、行政が行っていることをチェックする意識と市が発信する情報に興味を持ち、パブリックコメント等に参加します。また、自分たちの活動や情報を行政に対し積極的に発信します。
- 市民は、市民ひとりひとりが横手の行事、魅力を積極的に発信します。
- 市民は、地域の回覧板を充実させ、地域のコミュニケーションを活発にします。
- 事業者は、企業活動を通じた様々なツールを活用して地域のPRを積極的に行います。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「広報・広聴の推進」に対する市民満足度	27.4%	増加している
サブ指標	市の情報を主に市のホームページから得ている市民の割合	3.4%	増加している
	市の情報を主にコミュニティFMから得ている市民の割合	2.6%	増加している
	市役所 Facebook ページの登録数	3,479 件	7,000 件
	増田・山内地区ブロードバンド加入率	25%	35%

7. 部門別計画

横手市情報化推進計画

用語解説

○オープンデータ

自由に使えて再利用もでき、かつ誰でも再配布できるようなデータのこと。一般的にインターネット経由でダウンロードして使用する。

○オープンガバメント

インターネットを活用し、国政（市政）を国民（市民）に開かれたものにしていく取り組みの一連の活動のこと。

【政策6】

やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

所管：まちづくり推進部・総務部・総合政策部

施策6-4 市内外との交流連携の推進

所管：地域づくり支援課・秘書広報課

1. 目指す将来の姿

市民が自分の住むまちに誇りを持ち、市の内外で活発に交流・連携の取り組みが行われることによって、地域に賑わいや活気が生み出されています。

2. 取り組み方針

他地域との交流は、新たな発想や体験、情報などを得る機会をもたらすものであり、いろいろな分野での交流や連携を推進し、地域の魅力発信や活性化につなげます。

人口の社会減少抑制と地域コミュニティの活性化などを図るため、関係団体との連携による情報発信の強化や総合的な受け入れ体制の充実により、首都圏等県外在住者の移住や交流を促進します。

3. 現状と課題

- 都会を離れ、故郷での生活、または人生の節目に当たり新たな暮らしを田舎で過ごしたいという人が多くなっています。U・I・Jターンなど都市部からの移住・定住希望者に対する情報提供や支援を行う必要があります。
- 市出身者やその縁故者で構成される各地域のふるさと会は、首都圏等県外における本市の応援団として、市に関する様々な情報交流拠点の場となっています。人口の減少が予測される中で、将来の横手市を応援してくれる貴重な「応援人口」と位置づけ、物産・観光・移住情報などを発信しながら相互交流を目指すネットワークを構築していく必要があります。
- 本市の地域活性化のためには、市域に留まらず、他自治体等との交流や連携などを通じて本市の魅力を幅広く発信し、交流人口を増加させていく取り組みが求められています。友好都市との交流については、画一的な友好親善に留まらず、文化やスポーツはもとより、経済活動や危機管理などの面でのより相互協力的な関係を推進していく必要があります。
- 国際化が進む社会の中で市民が身近に異文化を感じるとともに、在住外国人の方が暮らしやすい環境づくりが求められています。市民の国際理解を深めるような取り組

みと在住外国人の方への支援に努める必要があります。

4. 施策の展開

主な取り組み	
① 移住・定住への誘導促進	1) 市ホームページをはじめ、各種媒体を活用しながら、移住促進に向けた情報発信を行います。 2) 市内に移住や定住を希望する人や若年層が定住しやすい環境をつくるための支援、促進策を進めます。
② ふるさとを思い、応援して下さる方々への市の魅力発信	1) 旧市町村単位で構成されている各地域のふるさと会への支援と相互交流を進めるとともに、情報媒体を活用した物産、観光情報の提供を実施します。
③ 市域を越えた広域交流・連携の取り組み	1) 友好都市とのよりよい友好・信頼関係を保ち、お互いの地域活性化等につながるよう、文化や産業をはじめ、幅広い分野での交流や相互協力を行います。 2) 県内の自治体や、北上線及び国道107号等の基幹交通を起因とした岩手県の関係自治体など、様々な分野で他自治体等との広域的な連携や相互協力を進めます。
④ 国際交流の推進	1) 多くの市民が異文化に触れ、国際理解を深めることができるような取り組みを支援し、あわせて市内に住む在住外国人への情報提供と生活支援を併せ持つ日本語教室を実施します。

施策実現のための主要事業等

1. 移住定住促進事業
2. 移住促進空き家対策事業
3. ふるさと会事業・ふるさと会交流促進事業
4. 北上横手地域開発促進事業
5. 友好都市との交流事業
6. 国際交流推進事業
7. 応援人口拡大事業（再掲）

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、地域行事等を積極的に発信します。また、県外に住む家族や親せきに横手の魅力をPRしてもらいます。
- 市民は、横手を訪れる人に対しておもてなしの心を持ちます。
- 事業者は、横手の魅力を取り入れた企業PRの実施やU I Jターンにつながる雇用の創出に努めます。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「他の自治体との連携・交流の推進」に対する市民満足度	19.7%	増加している
サブ指標	移住・定住希望者への提供情報件数	30 件	110 件
	各ふるさと会会員数に対する総会出席者の割合	80%	増加している
	国際交流事業の実施	4 件	9 件

7. 部門別計画

横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略



計画実現のために

【政策7】

横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます《行政経営》

所管：総合政策部・総務部・市民生活部・まちづくり推進部 他



市職員研修

【政策7】

横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

所管：総合政策部・総務部・市民生活部・まちづくり推進部 他

施策7-1 市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の確立

所管：経営企画課・情報政策課・人事課・契約検査課 他

1. 目指す将来の姿

行政評価制度の活用や行政改革の推進などにより、PDCAサイクルに基づいた成果志向の施策や事業が計画、執行され、最少の経費で最大の効果を上げられる、市民満足度の高い行政運営が行われています。

2. 取り組み方針

行政評価制度を活用して総合計画を機軸とした行財政システムを構築し、政策の重点化、施策の選択と集中、事業効果の明確化を推進し、成果重視の行政経営に取り組みます。

3. 現状と課題

- 少子高齢化などを起因とした人口減少社会の進行や社会情勢の変化に伴い、行政課題や市民ニーズは多様化かつ複雑化しています。加えて、市町村合併に伴う交付税算定の特例措置が終了となるなど、市の財政見通しは大変厳しい状況にあります。
限られた経営資源をより効果的・効率的に配分するための仕組みを構築する必要があります。
- 質の高い市民サービスの確立を図るため、機能的で部局横断的な業務執行が可能な組織づくりや利用しやすい窓口サービスの提供、透明で公正な入札制度の改革など、引き続きあらゆる面で行政改革を進めていく必要があります。
- 現代の行政において、効率的で適正な事務執行を行うためには、ICTの活用が不可欠です。業務の効率化や適正化・情報セキュリティの担保のため、効率的なコストを勘案した各種業務システムの導入・更新を行う必要があります。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①実効ある行財政システムの構築	1) 行政評価制度の活用により、総合計画・予算編成・行政評価が連動した行財政システムを構築し、限りある経営資源の効率的・効果的な配分を推進します。
②市民満足度の高い行政サービスの提供	1) 部局横断的業務にも確実に対応するための組織の構築や人員の適正配置を推進するとともに、行政経営品質向上への取り組みを引き続き実施します。 2) 適正な価格で優良な公共調達を実現するため、引き続き透明性、公正性、競争性を担保できる入札・契約制度の検討と推進を図るとともに、工事等の品質の確保や向上等を図ります。 3) 時間や場所などの制約が少なく、市民が利用しやすい利便性の高い窓口サービスの提供を目指します。
③ICT推進による行政の電子化	1) コストを吟味しながらICTの導入・更新を図り、行政事務の電子化を進めて、行政サービスの向上と行政運営の効率化を推進します。
④選挙事務の適正な執行	1) 各種選挙の適正な執行を通じて、市民の政治や行政参画の橋渡しを担うとともに、投票率向上の取り組みに努めます。
⑤監査の計画的・効率的な執行	1) 例月出納検査、決算審査、財政援助団体等監査、住民監査請求監査等、法に定められた監査を計画的・効率的に実施し、行政の適正な事務執行の確保を図ります。

施策実現のための主要事業等

1. 行政評価制度の活用による総合計画・予算編成・行政評価が連動した行財政システムの運用
2. 行政改革推進事業
3. 行政経営品質向上プログラム推進事業
4. 市議会・市役所行政文書情報 I C T 導入事業

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民や事業者は、情報公開制度や行政評価制度の活用により、市民目線で行政内容をチェックします。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「横手市の取り組み全体」に対する市民満足度	74.7%	増加している
サブ指標	施策の成果指標の達成率	0%	100%
	実施計画事業の各指標の達成率	0%	100%

7. 部門別計画

横手市行財政改革アクションプラン、横手市定員適正化計画

横手市の行政経営理念

私たちは、
「幸せな地域社会」の実現をめざし、
市民と手をたずさえて、
地域価値の創造に挑戦し続けます。

Community	: 生活共同体	・・・	「地域社会」
Communication	: 情報や思いの交換・共有	・・・	「手をたずさえて」
Collaboration	: 協働	・・・	
Create	: 創造する	・・・	「創造」
Challenge	: 挑戦する	・・・	「挑戦」
Continue	: 継続する	・・・	「続けていきます」

職員の行動指針

お …… お役所仕事と言われていませんか
 も …… もっと工夫できませんか
 い …… いろんな声を反映していますか
 や …… やる気を持って取り組んでいますか
 り …… 理想の職場を目指していますか
 行動改革 ～わたしが変わればまちが変わる～

【政策7】

横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

所管：総合政策部・総務部・市民生活部

施策7-2 財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進

所管：財政課・財産経営課・税務課・収納課・会計課

1. 目指す将来の姿

限られた経営資源(ヒト(人材)・モノ(施設等)・カネ(財源))を効果的、有効的に活用する継続的に安定した行財政運営が図られています。

2. 取り組み方針

限られた財源の中で、最大限の効果を生み出す財政運営を目指します。横手市財産経営推進計画による公共施設の適正な配置と計画的な維持管理で経費の適正化を図ります。

3. 現状と課題

- 人口減少、少子高齢化及び生産年齢人口の減少は、地域の活力低下のみならず市税や普通交付税等の収入に影響を及ぼします。また、普通交付税の合併算定替特例は平成27年度に終了し、平成28年度から5カ年の激変緩和期間を経て、平成27年度決算に対して約36億円減額になる見込みです。
- 市民ニーズは多様化、高度化していて行政需要が減らない現状であることから、行財政運営を継続させていくには、計画・施策、その成果を常に検証し、改善を繰り返しながら行政サービスを進めていくという行政経営システムの確立、ひいては職員個々の意識変革が欠かせません。
- 平成17年の市町村合併以前の旧市町村では、昭和40年代から建物や道路など多くの公共施設を整備してきました。現在、本市では一人あたりの公共施設面積が全国平均と比べ、2倍以上となっています。
また、少子高齢化に伴い人口が減少し、社会の構造や行政に対する市民のニーズが多様化している中で、これまでに整備してきた公共施設が一斉に改修時期を迎えています。限られた経営資源の中で公共施設の適正な再配置と計画的な管理、活用を行いながら、市民が安心して快適に利用できる公共施設サービスの提供を図る必要があります。

健全化判断比率と経常収支比率の状況

(単位:%)

区分	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
実質公債費比率	16.1	14.5	12.8	11.1	9.7
将来負担比率	79.5	73.4	70.2	51.8	51.7
経常収支比率	83.9	86.6	86.4	87.0	88.9

4.施策の展開

主な取り組み	
①健全な財政運営の堅持	<p>1) 総合計画に合わせ、計画主導型、成果重視型の予算編成を行い、限られた経営資源で真に必要な市民サービスを提供するため、計画実現の手段としての事務事業の選択と集中を進めます。</p> <p>2) 財政計画を踏まえた将来負担予測を行い、より有利な事業実施財源を充てる戦略的な総合調整を図ります。</p> <p>3) 各種の行政サービスについて、公平で適切な受益者負担の在り方を検討し、定期的な見直しを行います。</p>
②財源の確保	<p>1) 市税の課税対象を正確に把握し、公正な課税を行うとともに、納税者への分かりやすい説明や行政コストを考慮し納付しやすい環境づくりを整えて徴収率の向上を図ります。</p> <p>2) 普通財産のうち遊休資産の積極的な財産処分を行い、歳入の確保を図るとともに、普通財産の維持管理費縮減を進めます。</p>
③公共施設の適正な維持管理と再配置の推進	<p>1) ファシリティマネジメントの手法を導入して、公共施設の多機能化や複合化もしくは長寿命化など、既存施設の計画的な管理と更新を進めて公共施設の適正な配置を図りつつ、市民の利便性及満足度が向上する公共施設の運営を目指します。</p>
④適正な会計事務と公金の管理	<p>1) 公金出納に係る審査や管理の会計事務を指定金融機関等と連携を図りながら、適正かつ円滑に行います。</p>

施策実現のための柱・主要事業等

1. 総合計画に基づく政策及び施策、実施計画・行政評価と連動する予算編成を行う新財政マネジメントシステムの確立
2. 新地方公会計を整備し、それを活用した財政指標の設定や資産管理、事業別・施設別のセグメント分析に結び付ける。ひいては行政評価との連携、予算編成への活用も図る

5.私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、市の予算がどのように使われているのかに関心を持ち、市民の視点でチェックします。
- 企業活動の視点から、業務改善事例等の情報提供や職員研修等への協力を行います。

6.施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	横手市財産経営推進計画の達成率	—	100%
サブ指標	経常収支比率	88.9% (平成 26 決算値)	90.0%以下
	実質公債費比率	9.7% (平成 26 決算値)	9.3%以下
	市税の収納率 (一般会計:現年分+滞納繰越分)	93.21%	93.24%

7.部門別計画

新市建設計画、横手市財政計画、横手市財産経営推進計画

用語解説

○実質公債費比率

実質公債費比率は、当該年度の歳出の中で、過去に行った借金の返済にまわっている部分（実質的な公債費）がどの程度の大きさかを見るための指標。この比率が高いと、行政サービスの支出先の裁量性が低いことを示します。

○将来負担比率

将来負担比率とは、普通会計の借金のほか、職員の退職手当支給予定額、市が設立した法人の借金の市の負担見込額など、将来負担しなければならないもの、又は負担する可能性があるものの合計額が標準財政規模に占める割合を見るための指標。この比率が高いと、行政サービスの引き下げ等が行われる可能性があることを示します。

○経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。人件費・扶助費・公債費等の経常的経費（必ず支出しなければならない「固定費」）が占める割合で、比率が高いほど自由に使えるお金の割合が減ることを示します。

【政策7】

横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

所管：総合政策部・総務部・市民生活部・まちづくり推進部 他

施策7-3 戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実

主管課：人事課

1. 目指す将来の姿

職員一人ひとりが、市民(お客様)の立場で考え、柔軟な発想や創意工夫、実践力向上を図り、市民ニーズに対応しています。

2. 取り組み方針

市では、これまで職員数のスリム化を図る一方、研修等を通じて職員の資質や公務能力の向上に努めてきましたが、行政に対する市民ニーズは年々高まると同時に多様化しており、今後、市役所全体の資質、能力レベルの底上げが求められます。

職員一人ひとりが市民満足度の向上を常に意識し、柔軟な発想とスピード感を持って実践できるよう、接遇マナーや階層別等の職員研修を計画的に受講させることにより、個々の資質向上、能力開発、そして職員全体のレベルの底上げを図ります。

3. 現状と課題

- 職員の資質、能力の向上を図るため、毎年、計画的に職員研修を実施していますが、個々の意欲や自主性を優先しているため、受講者の固定化傾向が見られ、これまで研修を受講したことがない職員が少なくない状況です。

今後、職員数が減少していく中、市民ニーズに伝えていくためには、職員全体の資質、能力の底上げが求められますので、より計画的に研修を進め、個々の意識付け、意識改革を図っていく必要があります。

- 多くの職員を研修に参加させるためには、受講しやすい環境づくりを進めるとともに、各職場の理解と職員間の協力体制が求められます。
- 職員一人ひとりが組織目標を常に意識し、能力を最大限発揮できるよう、人材育成を目的として、これまで管理職を中心に人事評価を実施してきましたが、対象を全職員に拡大し、職員全員が目的意識や問題意識を持って職務に取り組むよう、意識付けを促す必要があります。
- 管理職等、一定階層以上の職への人材登用を目的に、一部職種について昇任昇格試験を実施していますが、合否の結果のみが重要視される傾向にあります。

4. 施策の展開

主な取り組み	
①職員研修の充実	1) 職員に求められる基本的な資質、能力の習得、高度な専門知識や技能を得るための外部研修の受講を促進するとともに、職務遂行過程を通じた、職場の上司、先輩等の指導・助言等による職場研修や庁内講師を活用した内部研修等の推進により、職員全体の能力の底上げ、資質向上を図ります。また、職員が自身の能力の向上をめざし、自主的に自己啓発に取り組む研修への支援、受講しやすい環境づくりに努めます。
②職員の意識改革	1) 職員自らが目標を設定し職務に取り組む人事評価の全職員への拡大により、すべての職員の気づきや職務に対する意識改革を図り、能力開発を促します。 また、昇任昇格試験については、個人の意欲を引き出すだけでなく、職務に対する責任、自身の強みや不足する能力等について自覚する機会であることと捉え、人材育成の観点から上司からのフォローアップを通じて、職員の自己改革、能力開発、資質向上を図ります。 更に、女性職員の幹部登用率向上のため、昇任昇格試験を受験しやすい環境づくりを進めるとともに、職員研修等により管理職を目指す意識付け、意識改革を図ります。
③職員の健康管理の推進	1) 職員一人ひとりが能力を発揮できるよう、抱えるストレスや不安に対する相談体制の充実を図りながら、職員の健康管理の取り組みを進めます。

施策実現のための柱・主要事業等

1. 職員研修及び厚生費
2. 育成型人事評価制度の実施
3. 昇任昇格制度の実施
4. 育成型ジョブローテーションの実施
5. 複線型人事制度の導入
6. 職員の能力に応じた職員研修の充実・拡充

5. 私たち(市民・事業者)が協力できること

- 市民は、気づいたことや想いがある場合は、市職員に伝え、共有します。
- 事業者は、市職員の研修の受け皿となります。

6. 施策の成果指標

成果指標		現状値 (H27 直近値)	前期目標値 (H32)
まちづくり 指標	「市職員の資質向上」に対する市民満足度	17.7 %	増加している
サブ指標	外部研修受講経験職員比率 (人数限定の階層別研修除く)	38.2%	45.0%
	職員研修実施のための内部講師数	16 人	21 人
	女性の管理職級昇任昇格試験受験率 (対象者に占める受験者の割合)	33.3%	40.0 %

7. 部門別計画

横手市人材育成基本方針、横手市職員研修計画

用語解説

○育成型人事評価制度

職員の能力や業績を適正に評価するとともに、研修や能力開発、任用等の人事管理や人材育成に活用する制度。

○昇任昇格試験

一定の年齢や経験年数等の基準を満たした職員を対象に、課長級、課長代理級、係長級の職としての能力や適性を評価するための試験。受験の判断は個人の意欲や自主性に委ねています。

○ジョブローテーション

個々の職員が仕事へのやりがいや適性を見出すため、若手職員を対象に、様々な分野の職務を経験させるため一定期間（概ね3年程度）のサイクルで行う人事異動。

○複線型人事制度

ジョブローテーションを通じて自分の適性を見極め、エキスパート、スペシャリストとしての道を選択できる人事制度。

※エキスパート：特定の分野で高度な知識と経験を必要とする職員

※スペシャリスト：保健師等、資格を必要とする職員

第2次 横手市総合計画

第3編 参考資料

- ・横手市総合計画審議会条例及び委員名簿
- ・第2次横手市総合計画策定委員会 委員名簿
- ・策定体制
- ・策定経過
- ・諮問文書及び答申文書

○横手市総合計画審議会条例

平成17年10月1日条例第14号
 改正 平成20年6月30日条例第29号
 平成26年12月10日条例第37号

(設置)

第1条 総合計画の策定等に当たり、市長の諮問機関として、横手市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会では、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 横手市総合計画基本構想に関すること。
 - (2) 横手市総合計画基本計画に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画策定について、市長が必要と認める事項
- (委員)

第3条 審議会の委員は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民の代表
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月10日条例第37号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

横手市総合計画審議会委員名簿

※敬称略

		氏名		
一 号	1	学識経験者	根岸 均	
	2	学識経験者	佐々木 信子	
二 号	3	住民代表	齊藤 純子	
	4	住民代表	佐藤 悦子	
	5	住民代表	遠藤 千秋	
三 号	団体名		役職	氏名
	6	横手市行財政改革推進委員会	委員長	泉谷 好子
	7	横手市社会福祉協議会	会長	佐々木 義広
	8	秋田ふるさと農業協同組合	代表理事専務	鷹田 直
	9	横手商工会議所	会頭	奥山 和彦
	10	秋田県南工業振興会	会長	柏原 正彦
	11	横手市観光連盟	副会長	打川 敦
	12	横手市民生児童委員協議会	副会長	達林 英明
	13	横手市PTA連合会	副会長 会長	久米 一寿 泉谷 悟 (H27.10.27~)
	14	横手市消防団連絡協議会	副会長 会長	泉 信一 佐々木 一義 (H27.10.27~)
	15	横手市保育協議会	会長	稲葉 盛栄
	16	横手市校長会	副会長	佐々木 正
	17	秋田県南部男女共同参画センター	センター長	藤原 恵美子
18	JA秋田ふるさと青年部	部長	柿崎 和俊	
19	一般社団法人横手青年会議所		田口 浩太郎	

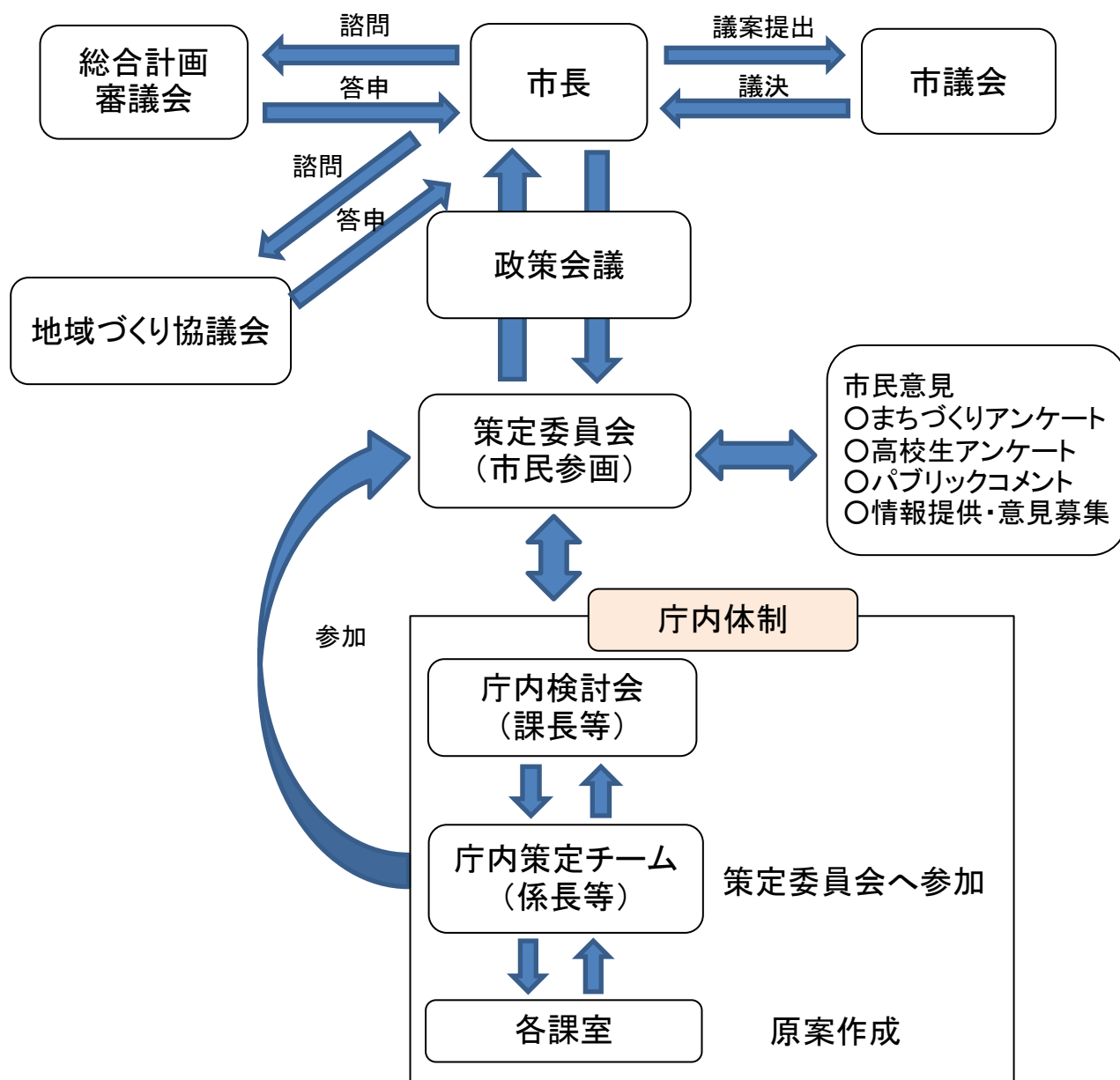
任期：平成26年7月17日～平成28年7月16日

第2次横手市総合計画策定委員会 委員名簿

※敬称略

	所属分野	氏名
1	保健福祉	古内 茂美
2		池田 広幸
		市職員5名
3	教育文化	泉田 金一
4		照井 咲枝
5		後藤 展史
		市職員5名
6	生活環境	佐々木 幸子
7		佐藤 昌司
8		小田原 栄子
		市職員6名
9	産業雇用	高橋 宏希
10		高橋 由美子
11		佐々木 信行
		市職員6名
12	地域整備	鈴木 正志
13		高橋 眞悦
14		佐藤 てる子
		市職員5名
15	市民協働	斎藤 由紀子
16		和賀 昭
17		高橋 ノブ子
		市職員5名

第2次横手市総合計画 策定体制



第2次横手市総合計画 策定の経過

平成26年度

月 日	会議名等	内容
6 1	まちづくりアンケート実施	市民3,000人を対象(6/1~20)
7 17	第1回総合計画審議会	委嘱状交付、策定方針の説明等
7 23	第1回策定委員会	委嘱状交付、策定方針の説明等
8 19	第2回策定委員会	計画の構成・施策体系について
9 18	第3回策定委員会	まちづくり施策フレーズ検討
9 29	第4回策定委員会	各施策分野キャッチフレーズ検討
10 16	第5回策定委員会	検討中間での情報共有
10 30	第6回策定委員会	まちの将来像案の検討
11 7	まちづくりアンケート結果公表	市ホームページに掲載
11 12	第7回策定委員会	まちの将来像案の検討(第2回)
12 18	第8回策定委員会	基本構想案の検討
1 16	第2回総合計画審議会	策定委員会の検討経過について 基本構想素案について
1 26	市議会行政課題説明会への説明	基本構想素案について
2 16	パブリックコメントの実施	基本構想素案について(～3/17)
3 17	各地域づくり協議会への説明	〃 (～3/25)

平成27年度

月 日	会議名等	内容
4～6月	基本計画案庁内検討	
7月	市議会各常任委員会への説明	基本構想案・基本計画(たたき台)の提示
8 25	第9回策定委員会	基本計画案について
12月	市議会各常任委員会への説明	基本構想案及び基本計画案の提示
1 13	パブリックコメントの実施	基本計画案について(～1/29)
1 18	第3回総合計画審議会	基本構想案・基本計画案了承
2 10	第4回総合計画審議会懇談会	答申書案検討
2 23	総合計画審議会による答申	答申書手交日2/29

経 第 494 号

平成28年 2月 4日

横手市総合計画審議会

会 長 根 岸 均 様

横手市長 高 橋 大

第2次横手市総合計画（案）について（諮問）

第2次横手市総合計画を定めるにあたり、横手市総合計画審議会条例の規定に基づき、別添基本構想（案）について、貴審議会の意見を求めます。

平成28年2月29日

横手市長 高橋 大 様

横手市総合計画審議会
会 長 根 岸 均

「第2次横手市総合計画」について（答申）

平成28年2月4日付け経第494号で諮問がありました第2次横手市総合計画基本構想（案）について、慎重に審議をした結果、その内容は審議経過を踏まえており、おおむね妥当と認めます。

なお、第2次横手市総合計画の実施にあたっては、本審議会で出された意見を尊重し、下記の事項に配慮することを望みます。

記

1. 本計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、今後の人口減少の状況や社会情勢の変化、ますます厳しくなる財政状況に十分留意し、市民の理解と協力のもと市民ニーズをよく見極めながら実施していただきたい。
2. 基本構想（案）に記載のとおり、行政のみならず市議会、市民、企業、地域団体、NPOなど多様な主体が互いに連携・協働しながら、「まちの将来像」の実現に向け、その力を結集できるようなまちづくりを進めていただきたい。
3. 行財政運営においては、常に計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づいた不断の効果分析と評価を行い、行政改革の推進と効率的な予算執行に留意していただきたい。
4. 本審議会の審議過程で提起された意見や、地域づくり協議会、パブリックコメント等で出された意見については、基本計画及び実施計画の実施段階において、その内容が十分活かされるよう努めていただきたい。

以上